東御市総合障がい計画（素案）

第５次東御市障がい基本計画

（令和9年度～令和 14 年度）

第８期東御市障がい福祉計画・第４期東御市障がい児福祉計画

（令和9年度～令和 11 年度）

東御市

目　　次

第１部　総論 …… 1
第１章　計画の策定にあたって
１　計画の趣旨 …… 2
２　計画の位置づけ …… 3
３　SDGｓ …… 4
４　計画の期間 …… 7

第２章　障がい福祉施策に関する東御市の現状と課題
１　東御市における障がい者（児）の現状 …… 8
２　障害福祉施策に対する市民意識とニーズ …… 14
３　東御市の抱える課題 …… 46

第２部　第５次東御市障がい者計画 …… 47
第１章　計画の基本理念と基本方針
１　基本理念 …… 49
２　基本方針 …… 50

第２章　分野別施策 …… 53
１　自ら選んだ生き方を、地域が支える …… 55
(1) 相談支援・情報提供の充実
(2) 地域生活を支える環境の充実
(3) 保健・医療との連携
(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援
(5) 障害福祉サービス等の提供体制の確保
２　働く、つながる、活躍する …… 61
(1) 就労支援体制の充実
(2) 一般就労の促進と職場定着
(3) 農福連携の推進
(4) 文化・スポーツ・地域活動への参加促進
３　権利を守り、共に暮らす …… 65
(1) 障がいへの理解と共生社会の推進
(2) 安全・安心な暮らし
(3) 当事者参画による施策推進

第３部　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画……69
第１章　計画の基本理念
１　基本理念……70
２　障がい福祉サービス、相談支援の提供体制確保および障がい
福祉人材の確保・定着、生産性向上に関する基本的な考え方……72

第２章　障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標
【成果目標１】
福祉施設入所者の地域生活への移行……73
【成果目標２】
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築……79
【成果目標３】
福祉施設からの一般就労への移行等……81
【成果目標４】
障がい児支援の提供体制の整備……85
【成果目標５】
地域生活支援の充実……91
【成果目標６】
相談支援体制の充実・強化等……93
【成果目標７】
障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立った
ケアの充実のための生産性向上……95
【成果目標８】
障がい福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築……97

第１部　総論

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の趣旨

人口減少や高齢化が進行する中、家族構成やライフスタイルの多様化などに伴い、障がいのある人を取り巻く環境やニーズは変化しています。また、障がいのある人が地域で安心して暮らし、自分らしく社会参加できるよう、地域生活を支える仕組みづくり、相談支援体制の充実、就労支援の強化、障がいのあるこどもとその家族への支援など、幅広い分野における取組が求められています。

国では、障害者基本法をはじめとする関係法令の整備や制度の見直しが進められ、障がいのある人の地域生活の支援、就労機会の確保、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのあるこどもへの支援体制の充実など、共生社会の実現に向けた取組が進められています。また、国の「第５次障害者基本計画」や、長野県の「長野県障がい者プラン 2024」においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことのできる社会の実現が目指されています。

本市では、これまで「東御市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、障がい福祉施策を総合的に推進してきました。また、障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、「東御市障がい福祉計画」及び「東御市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人やこども、それぞれの状況に応じた支援の充実に取り組んできました。

このたび、現行の「第４次東御市障がい者計画」、「第７期東御市障がい福祉計画」及び「第３期東御市障がい児福祉計画」が令和８年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果や課題、障がいのある人やその家族を取り巻く状況の変化などを踏まえ、計画の見直しを行います。

今回の見直しにあたっては、障がいのある人に関する施策の基本的な方向性を示す計画としての役割をより明確にするため、これまでの「東御市障がい者計画」を「東御市障がい者基本計画」に名称変更します。新たな「東御市障がい者基本計画」は、令和９年度から令和 14 年度までの６年間を計画期間とし、本市における障がい福祉施策の基本的な考え方や方向性を示すものです。また、「第８期東御市障がい福祉計画」及び「第４期東御市障がい児福祉計画」は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間を計画期間とし、障がい福祉サービス等の提供体制を確保するための具体的な取組や目標を定めるものです。

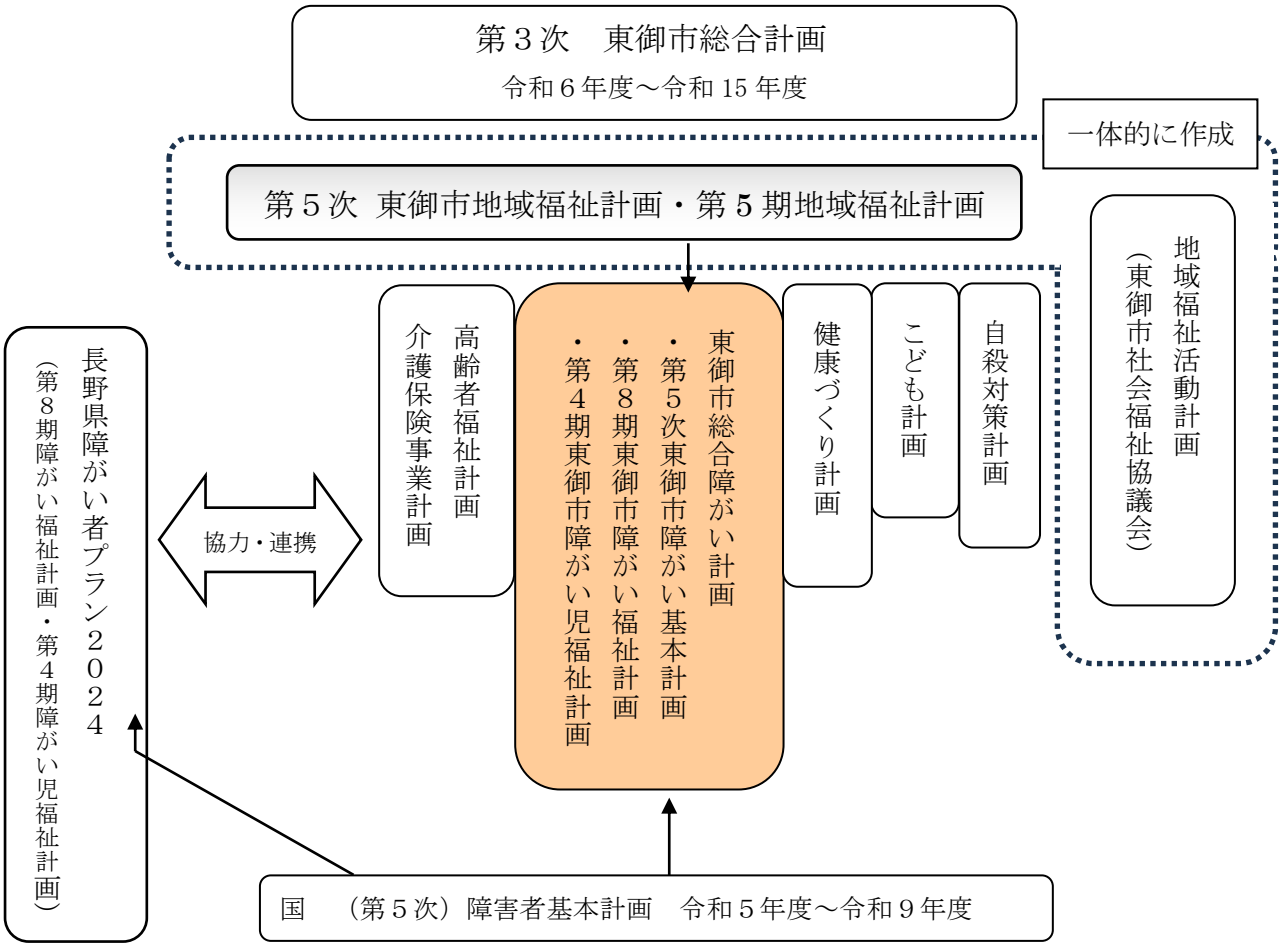
これら３つの計画を一体的に推進するため、総称して「東御市総合障がい計画」と位置づけ、関係機関との連携を図りながら、障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合い、誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

２．計画の位置づけ

「第５次東御市障がい基本計画」は障害市基本法第 11 条第３項に、「第８期東御市障がい者福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条及び第 89 条に、「第４期東御市障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づき策定を義務づけられた法定計画で、理念計画及び障害福祉サービス等の確保に関する計画です。３つの計画を総称して、「東御市総合障がい計画」として位置付けます。

これらの計画は、「第３次東御市総合計画」を上位計画として位置付けています。

また、「東御市地域福祉計画」に内包され、「東御市高齢者福祉計画」、「東御市介護保険事業計画」及び「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図って策定します。



３．　ＳＤＧｓ

１．ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

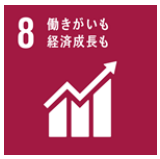
ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



２．ＳＤＧｓの 17 の目標と自治体行政の関係

ＳＤＧｓの 17 の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

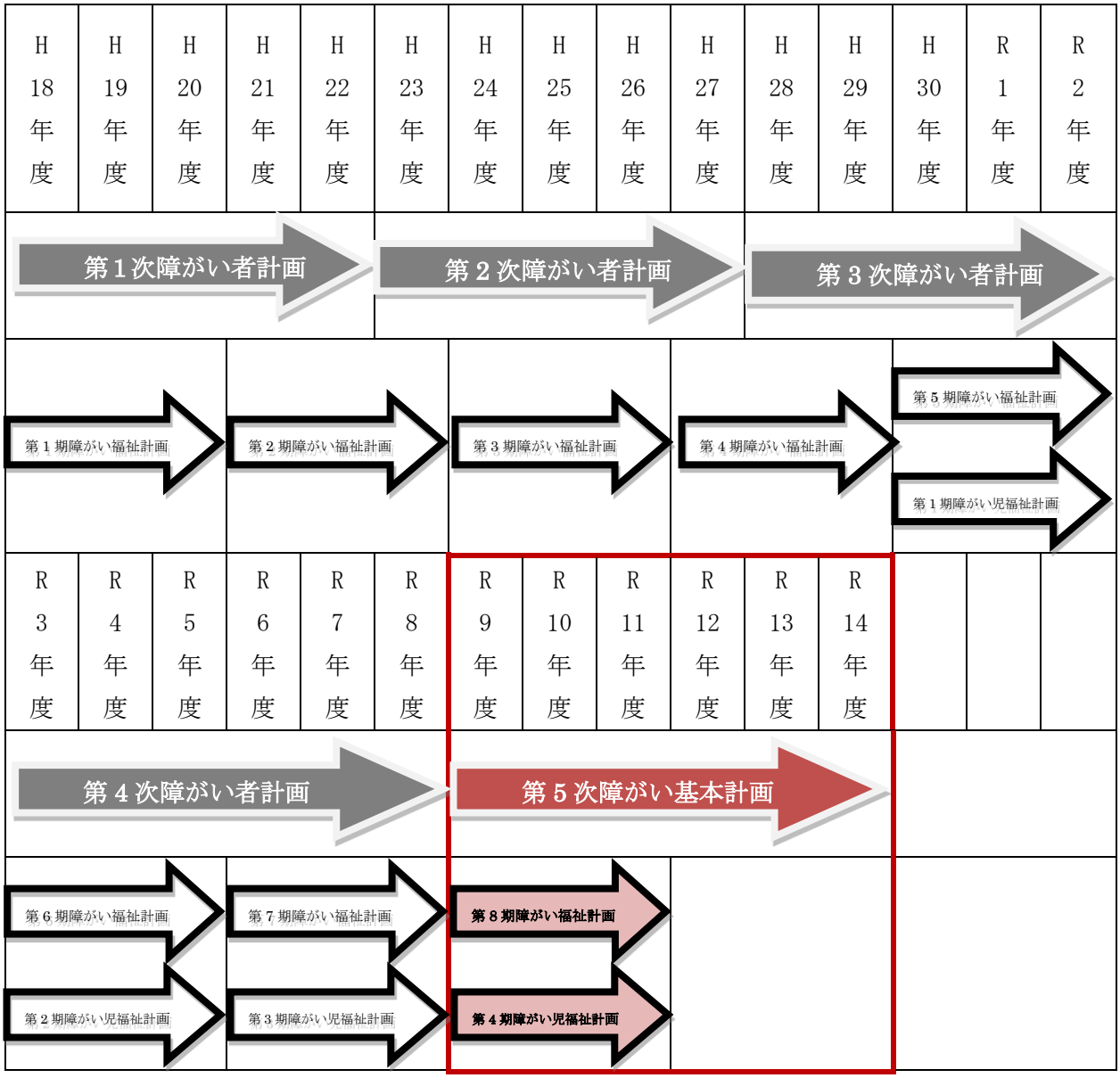
	貧困	**【目標１】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	**【目標２】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	**【目標３】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	**【目標４】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	**【目標５】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	水・衛生	**【目標６】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	**【目標７】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。** 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	経済成長と雇用	**【目標８】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	インフラ、産業化、イノベーション	**【目標９】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	**【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	**【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	**【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３Ｒの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	**【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	**【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。** 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	**【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	**【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	**【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。** 自治体は公的／民間セクター、市民、ＮＧＯ／ＮＰＯなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

４．計画の期間

東御市総合障がい計画のなかで、「第５次障がい基本計画」は、令和９年度から令和 14 年度までの６年間、「第８期障がい福祉計画」と「第４期障がい児福祉計画」は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間の目標値を設定し策定します。



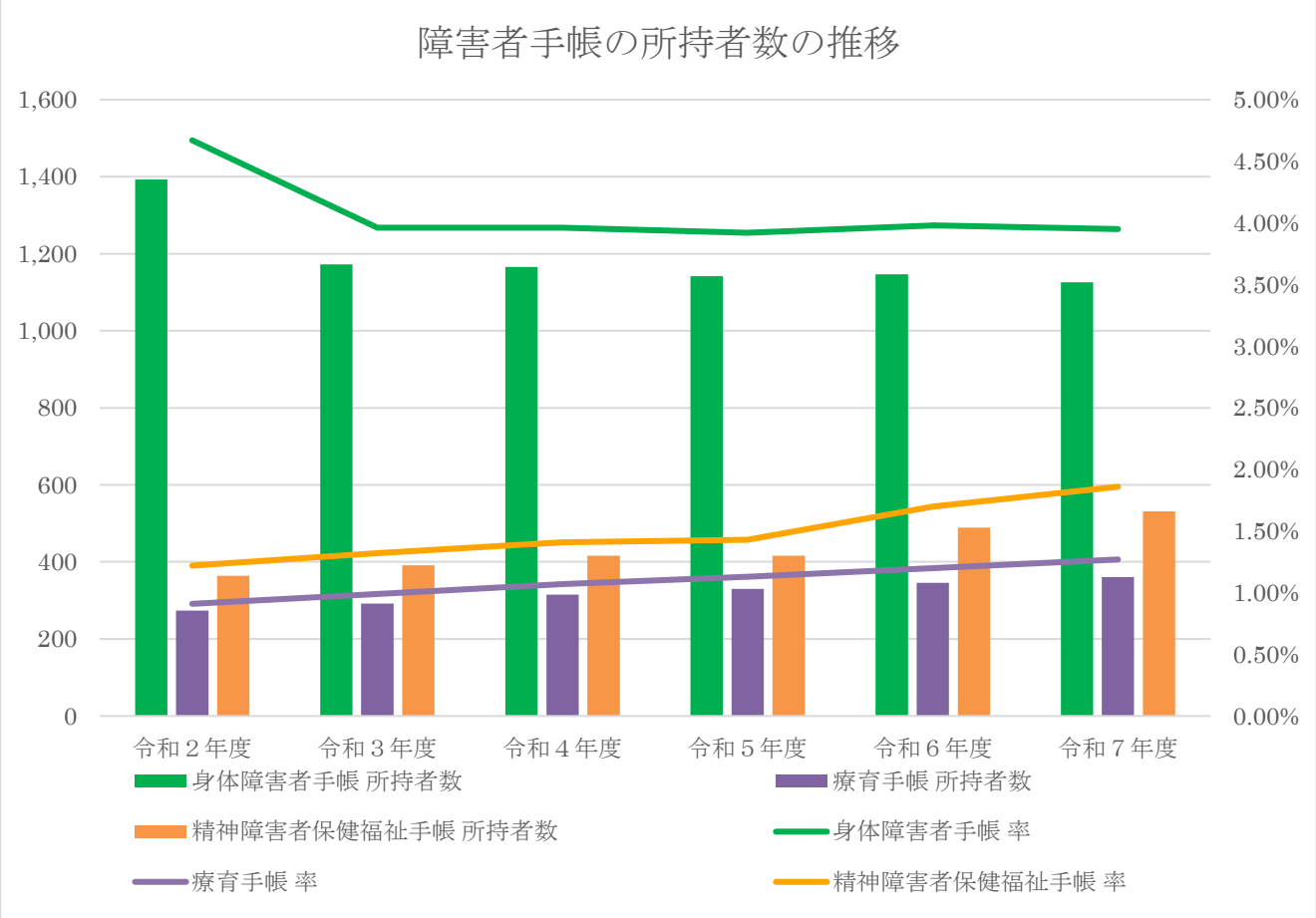
第２章　障がい福祉施策に関する東御市の現状と課題

１．　東御市における障がい者（児）の現状

（１）障害者手帳の所持者の推移

（単位：人）

年度	人口	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
		所持者数	率	所持者数	率	所持者数	率
令和２年度	29,822	1,393	4.67%	274	0.91%	364	1.22%
令和３年度	29,605	1,172	3.96%	292	0.99%	391	1.32%
令和４年度	29,412	1,166	3.96%	315	1.07%	416	1.41%
令和５年度	29,149	1,142	3.92%	330	1.13%	416	1.43%
令和６年度	28,845	1,147	3.98%	346	1.20%	489	1.70%
令和７年度	28,504	1,126	3.95%	361	1.27%	531	1.86%



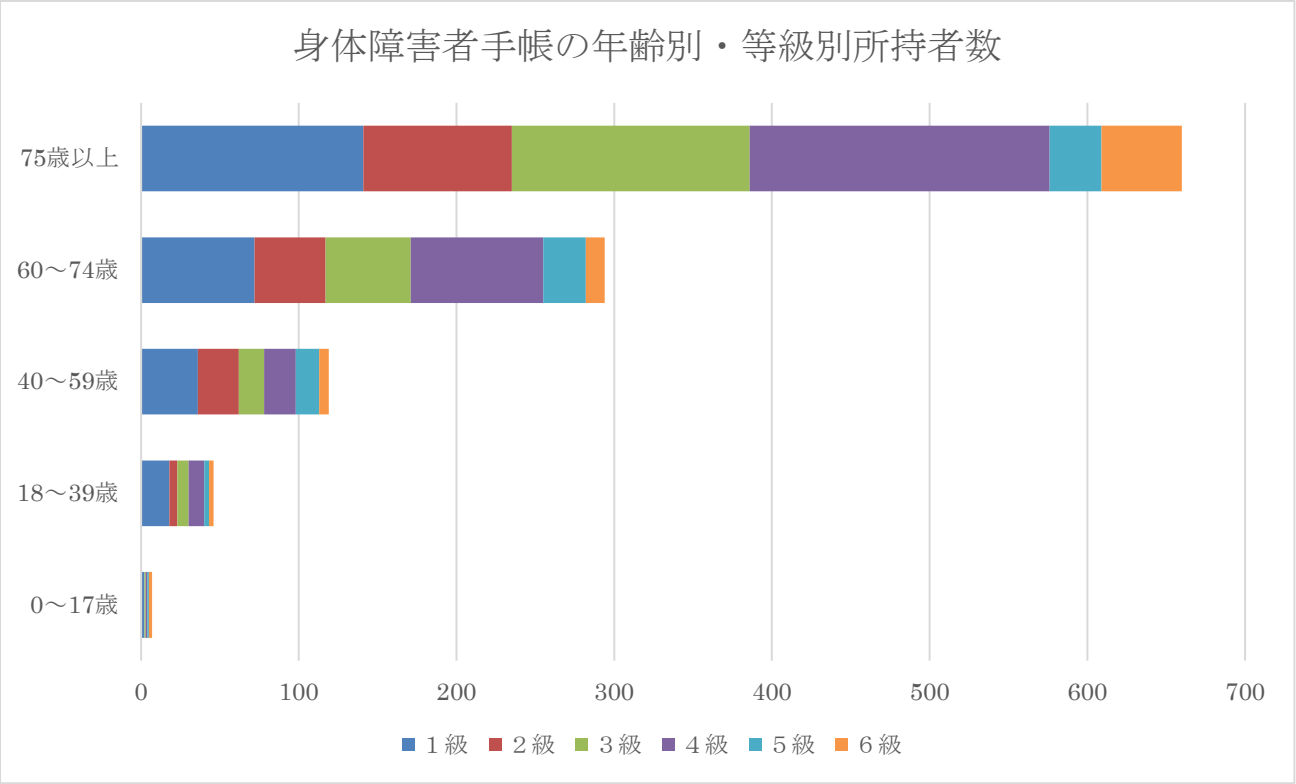
障害者手帳所持者は、令和７年度末時点で身体障害者手帳が 1,126 人、療育手帳が 361 人、精神障害者保健福祉手帳が 531 人で、身体は減少、知的・精神は増加傾向にあります。

（２）身体障害者手帳の等級別・年齢別所持者数

（単位：人）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
0～17 歳	2	0	1	1	1	2	7
18～39 歳	18	5	7	10	3	3	46
40～59 歳	36	26	16	20	15	6	119
60～74 歳	72	45	54	84	27	12	294
75 歳以上	141	94	151	190	33	51	660
計	269	170	229	305	79	74	1,126

（R8. 3. 31 現在）



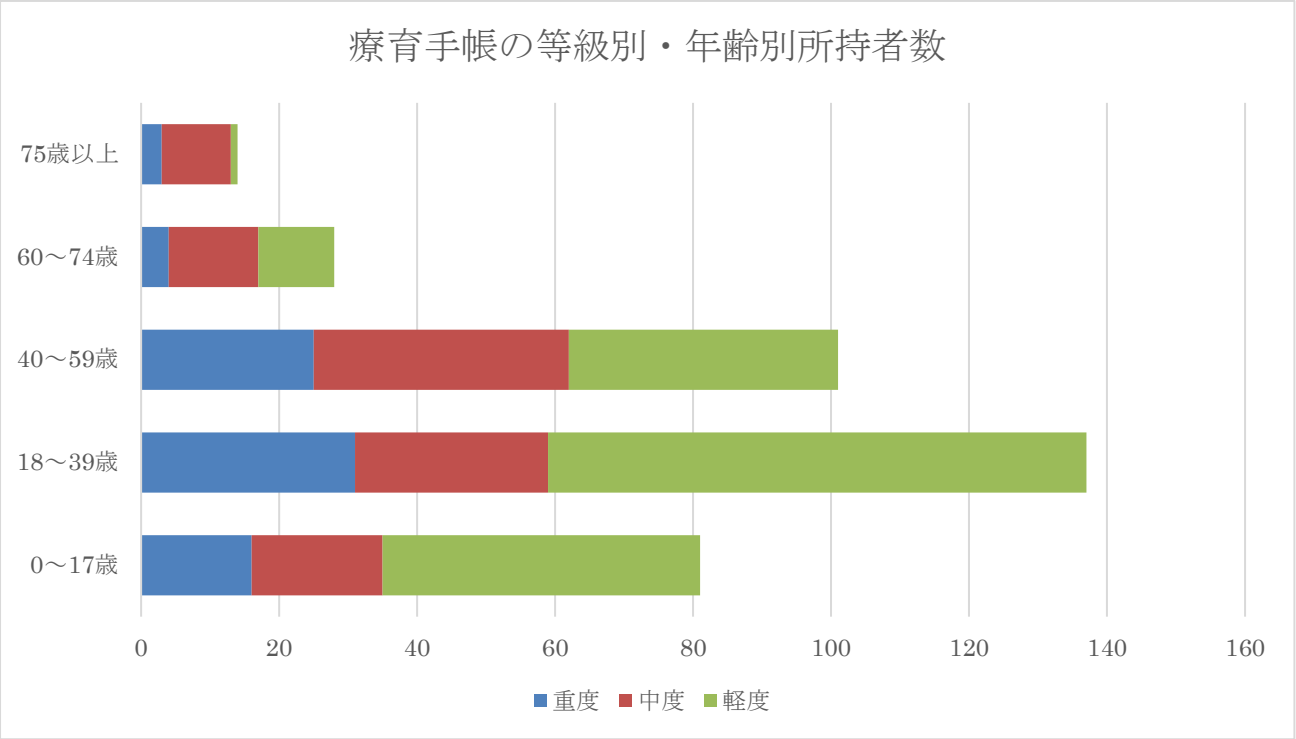
75 歳以上の高齢者が全体の約６割を占めており、高齢になるほど所持者数が増加しています。

（３）療育手帳の等級別・年齢別所持者数

（単位：人）

区分	重度	中度	軽度	計
0～17 歳	16	19	46	81
18～39 歳	31	28	78	137
40～59 歳	25	37	39	101
60～74 歳	4	13	11	28
75 歳以上	3	10	1	14
計	79	107	175	361

（R8. 4. 1 現在）



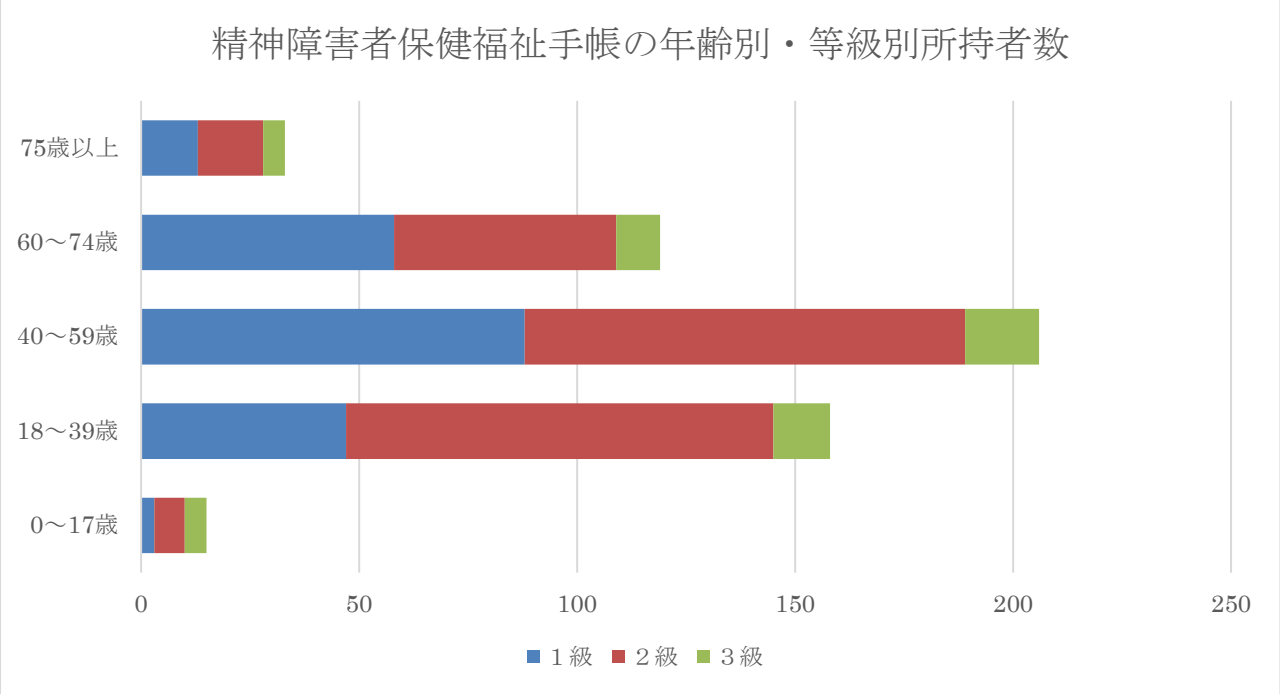
幼少期から取得する傾向が高く、18 歳未満の所持者も大勢います。また、近年では成人後に取得する方も増加しており、18 歳から 39 歳までの所持者数が多くなっています。

（４）精神障害者保健福祉手帳所有者数及び等級別年齢別人数

（単位：人）

区分	重度	中度	軽度	計
0～17 歳	3	7	5	15
18～39 歳	47	98	13	158
40～59 歳	88	101	17	206
60～74 歳	58	51	10	119
75 歳以上	13	15	5	33
計	209	272	50	531

（R8. 4. 1 現在）

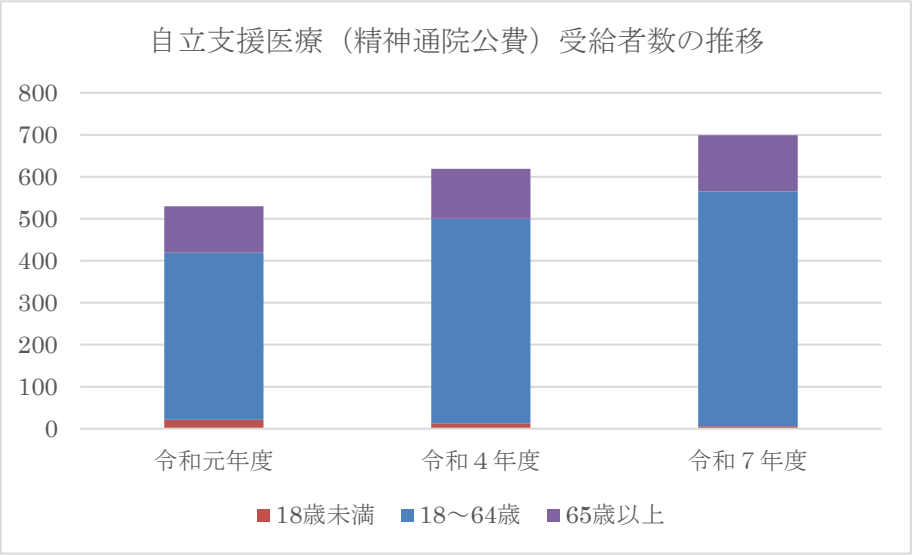


20 代から 50 代にかけての所持者数が全体の約６割を占めています。

（５）自立支援医療（精神通院公費）受給者数の推移

（単位：人）

	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計
令和元年度Ⓐ	21	398	111	530
令和４年度	13	487	119	619
令和７年度Ⓑ	6	559	134	699
増減Ⓑ-Ⓐ	△15	161	23	169



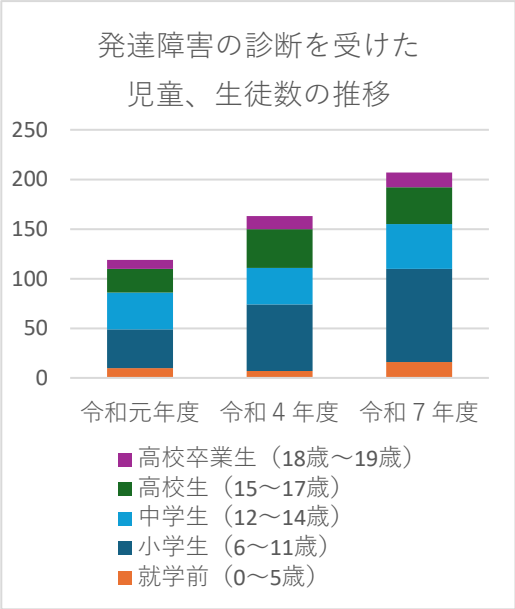
自立支援医療（精神通院公費）受給者数は、令和元年度から令和７年度までに 169 人増加しており、６年間で約 1.3 倍の増加となっています。

（６）発達障がいの診断を受けた児童、生徒数の推移

（単位：人）

	就学前 0～5 歳	小学生 6～11 歳	中学生 12～14 歳	高校生 15～17 歳	高校 卒業生 18 歳～19 歳	計
令和 元年度Ⓐ	10	39	37	24	9	119
令和 ４年度	7	67	37	39	13	163
令和 ７年度Ⓑ	16	94	45	37	15	207
増減 Ⓑ-Ⓐ	6	55	8	13	6	88

（特別児童扶養手当受給者統計より）



（７）特別支援学級の児童、生徒数

（単位：人）

	小学校	中学校	計
知的障がい学級	23	21	44
情緒障がい学級	58	39	97
計	81	60	141

（教育委員会統計より　R8.5 現在）

発達障がいの診断を受けた児童、生徒数は、令和２年 10 月から令和８年３月までの間で約 1.7 倍増加しており、なかでも小学生の増加が顕著となっています。発達障がいに対する理解の高まりや、早期発見や支援体制等の環境が整備されてきたことが増加の要因と考えられます。

２.障害福祉施策に対する市民意識とニーズ

第５次東御市障がい基本計画の策定に当たって、本市における課題の抽出や、当事者及び関係事業者等の意見を計画に反映させることを目的として、アンケート調査と関係団体への意見聴取を行いました。

【アンケート調査の概要】

(1) アンケートの対象者

	区分	対象者	送付者数
①	障がい者	・市内在住 ・障害者手帳所持者 ・18 歳以上	769 名
②	障がい児	・市内在住 ・特別児童扶養手当の対象となる児童の保護者	206 名
③	健常者	・市内在住 ・18 歳以上	975 名

※区分ごと、対象者の中から無作為に抽出

(2) アンケートの実施期間

障がい者、健常者　　令和８年３月～令和８年４月

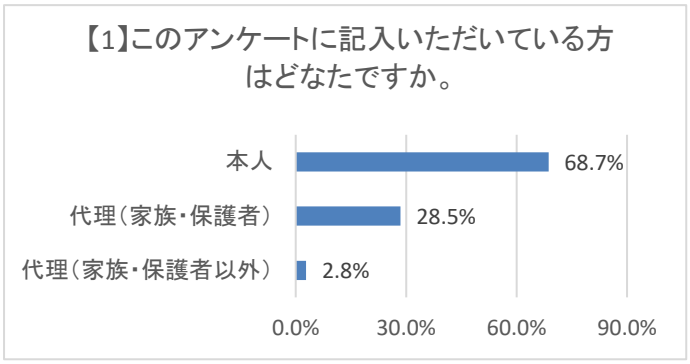
障がい児　　令和８年５月～令和８年６月

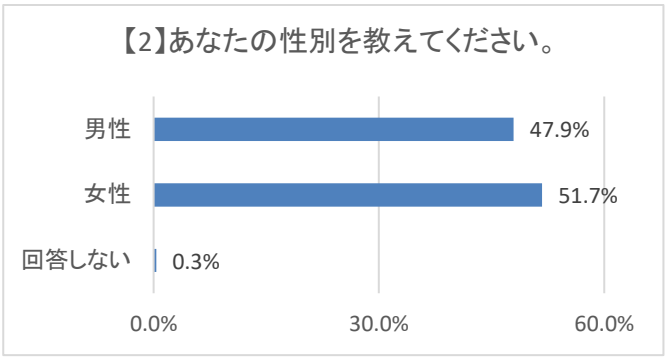
(3) アンケートの配布方法

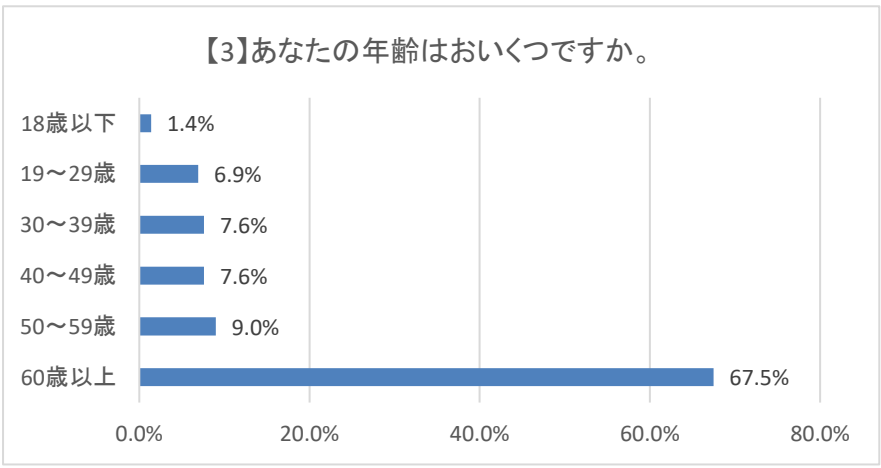
郵送により対象者あてに調査票を配布し、郵送またはながの電子申請サービスにて回収を行いました。

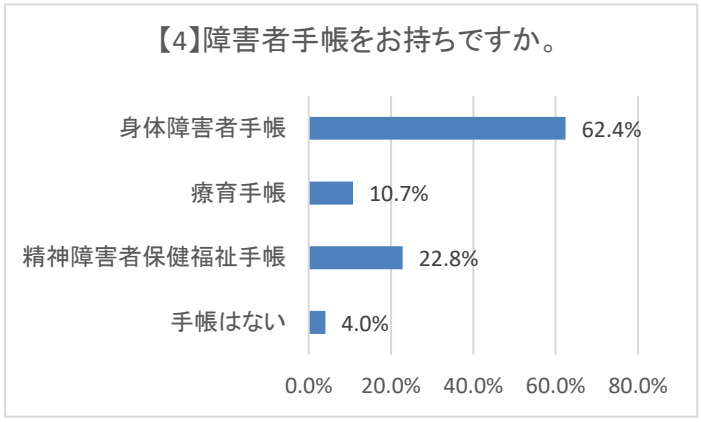
障がい者向けアンケート

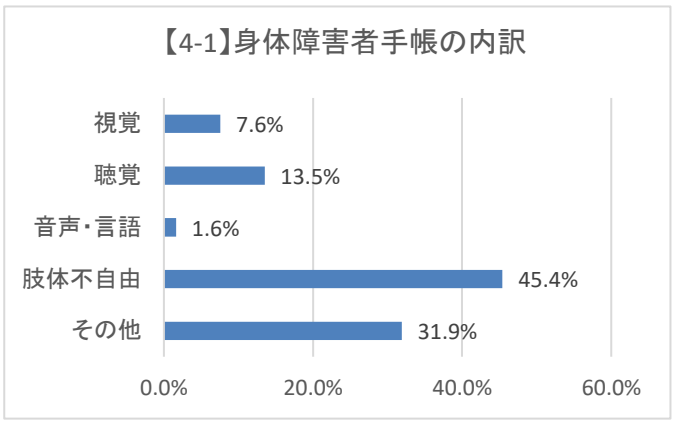
送付者数：796 名　回答数：295 名　回収率 37.1%　実施期間：令和８年３月 10 日～４月 20 日

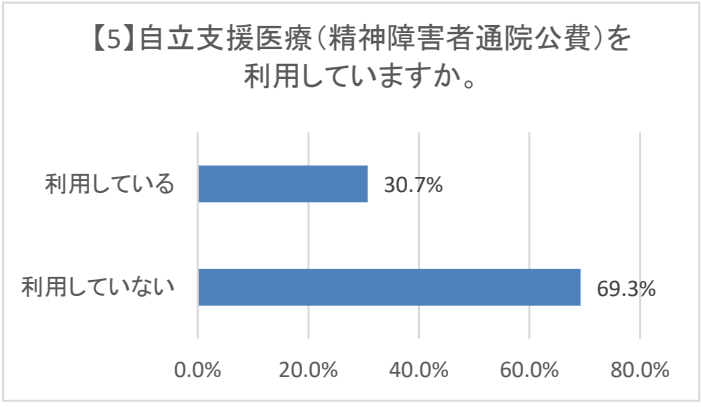


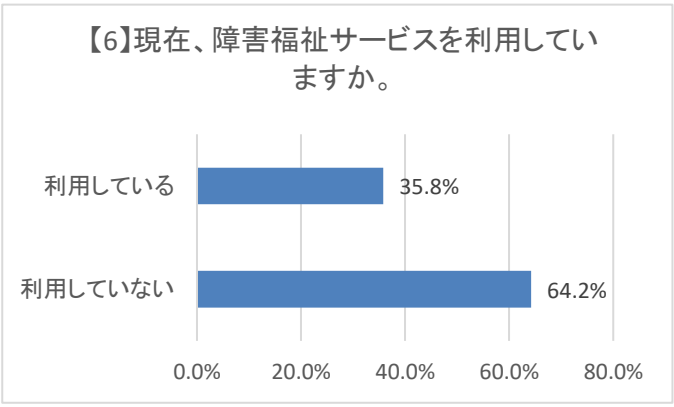




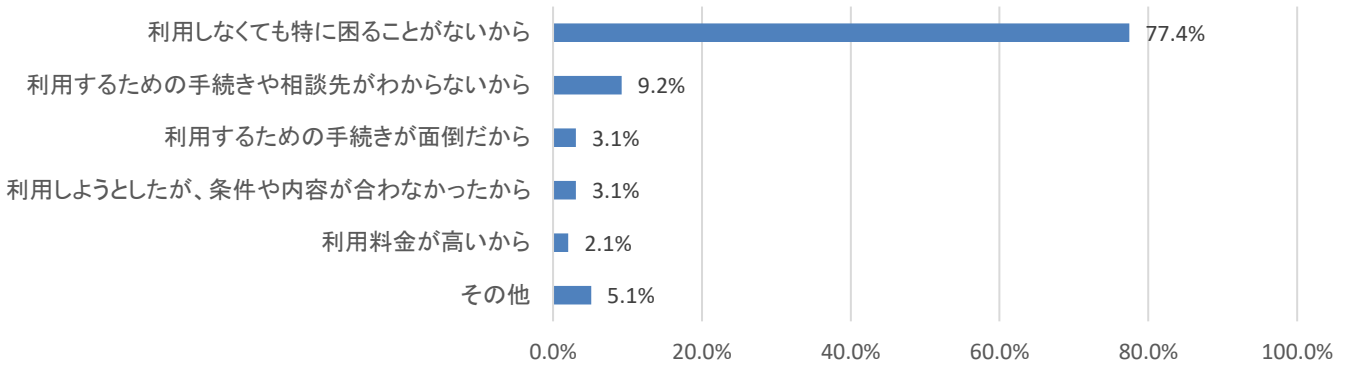




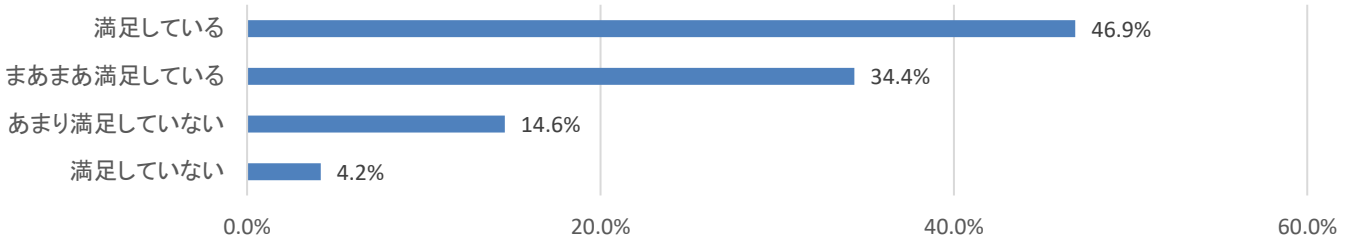




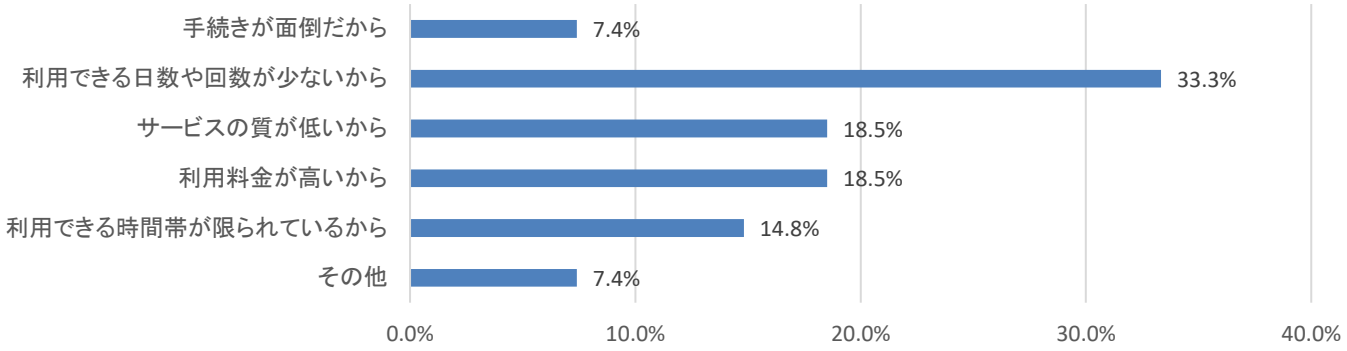
【6-1】利用していない理由は何ですか。（【6】利用していないと回答した方について）



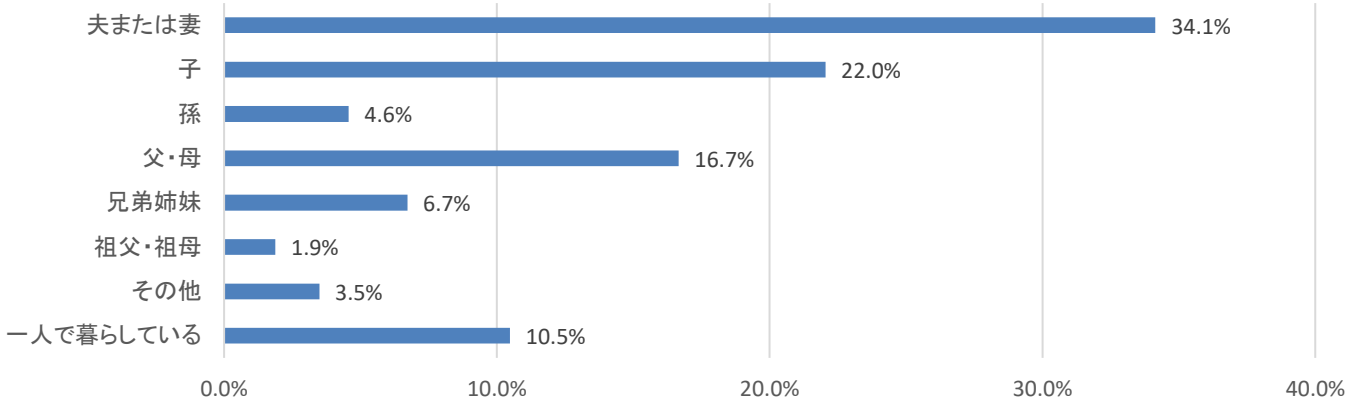
【6-2】サービスについて、満足していますか。（【6】利用していると回答した方について）



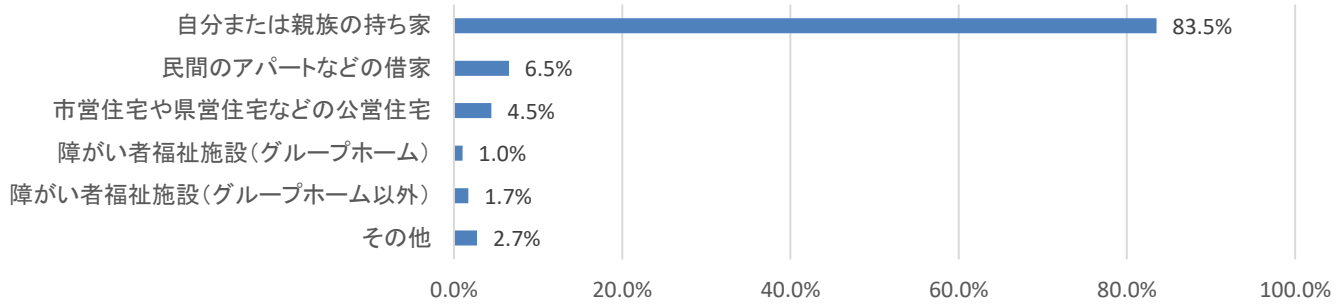
【6-2-1】満足していない理由はなんですか。（【6-2】満足していない・あまり満足していないと回答した方について）



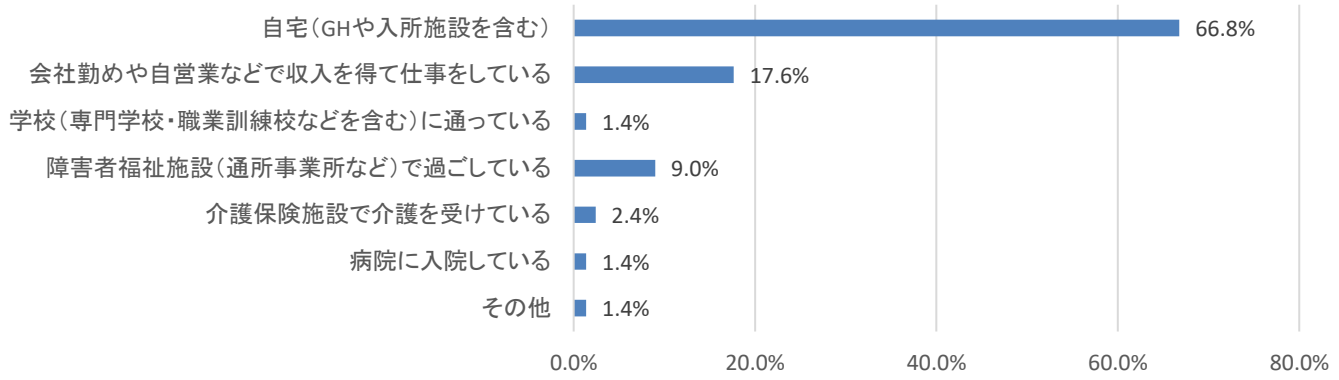
【7】家族・親族など、どなたと一緒に住んでいますか。（複数回答）



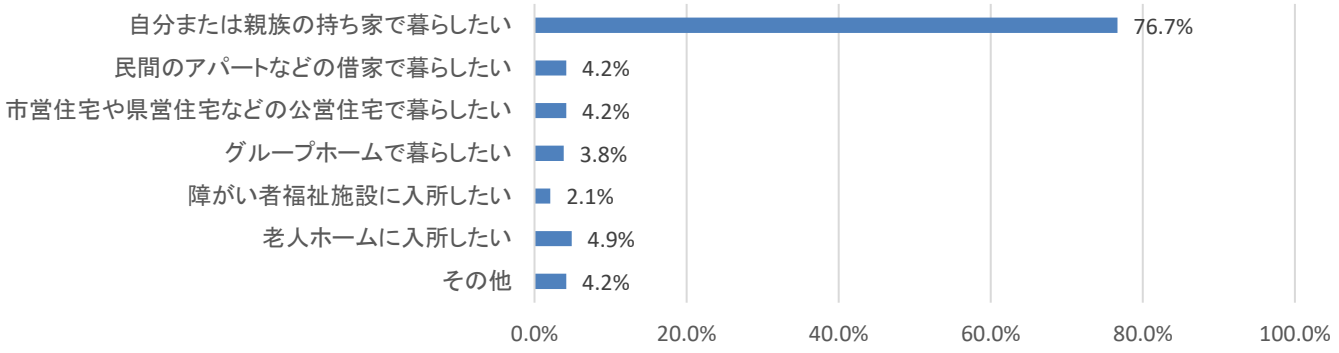
【8】どこに住んでいますか。



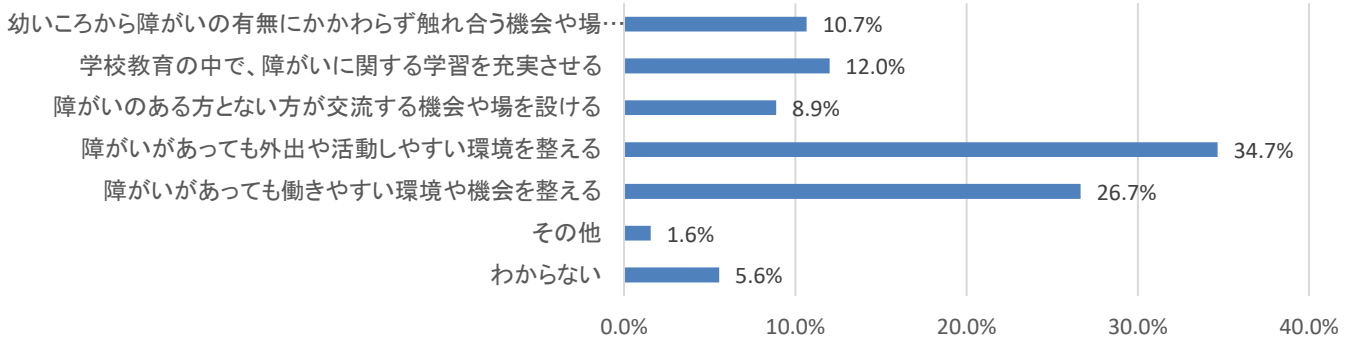
【9】平日の昼間は主にどちらで過ごしていますか。

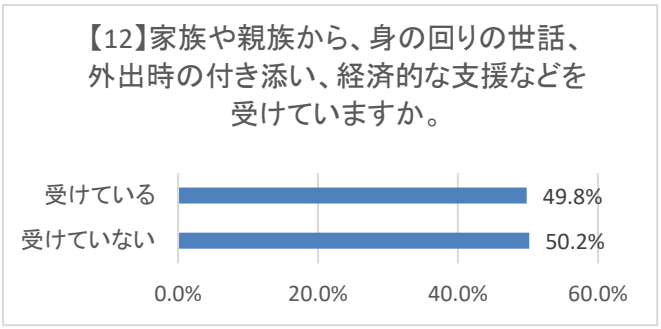


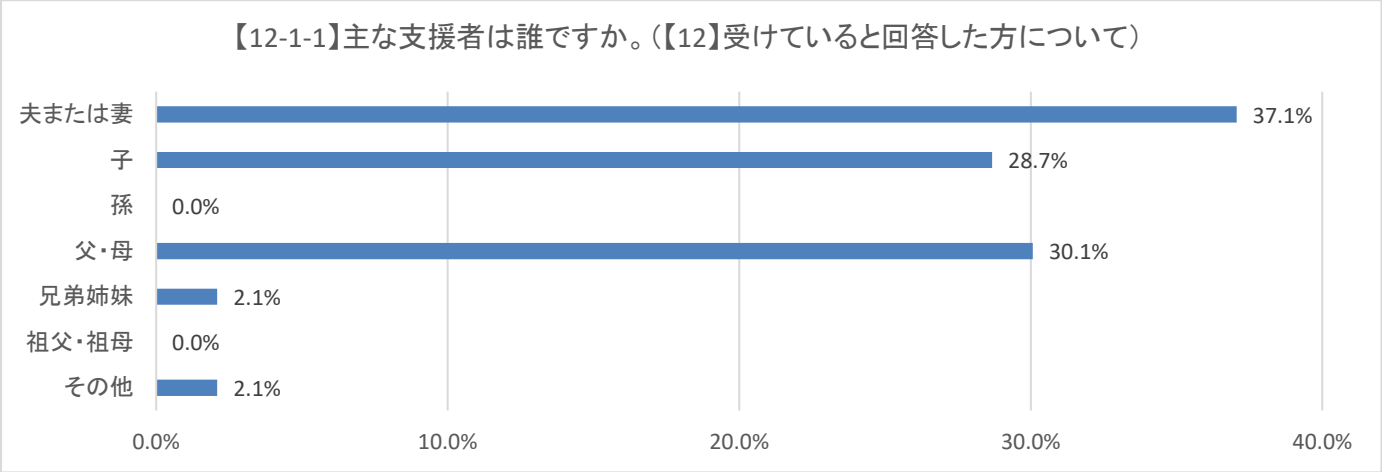
【10】将来的に、東御市でどのように暮らせたら良いと思いますか。

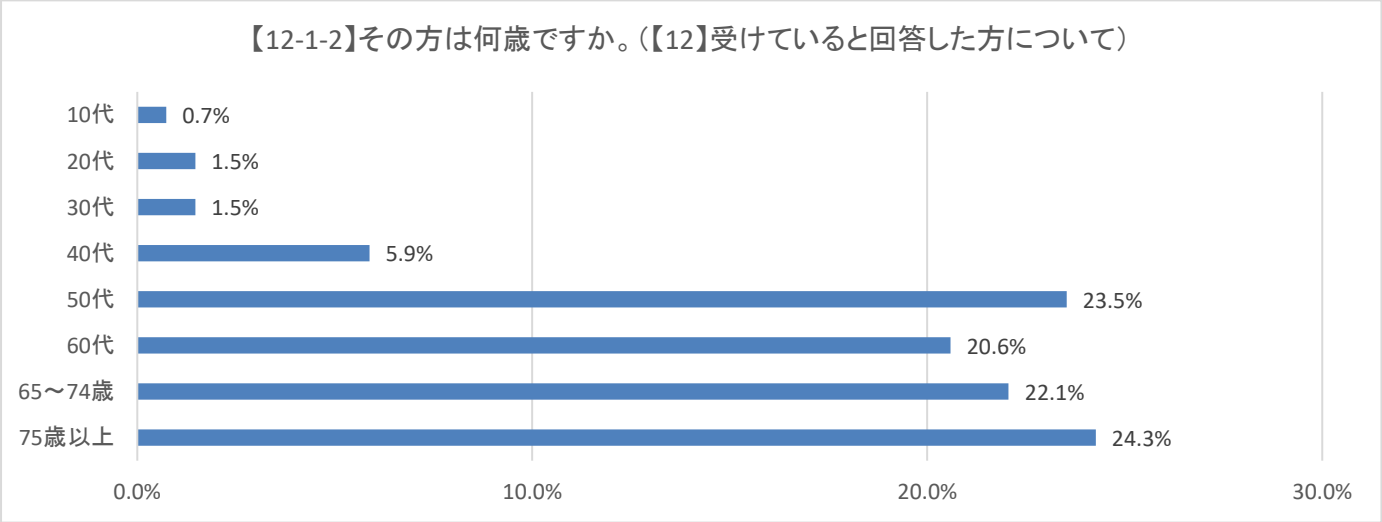


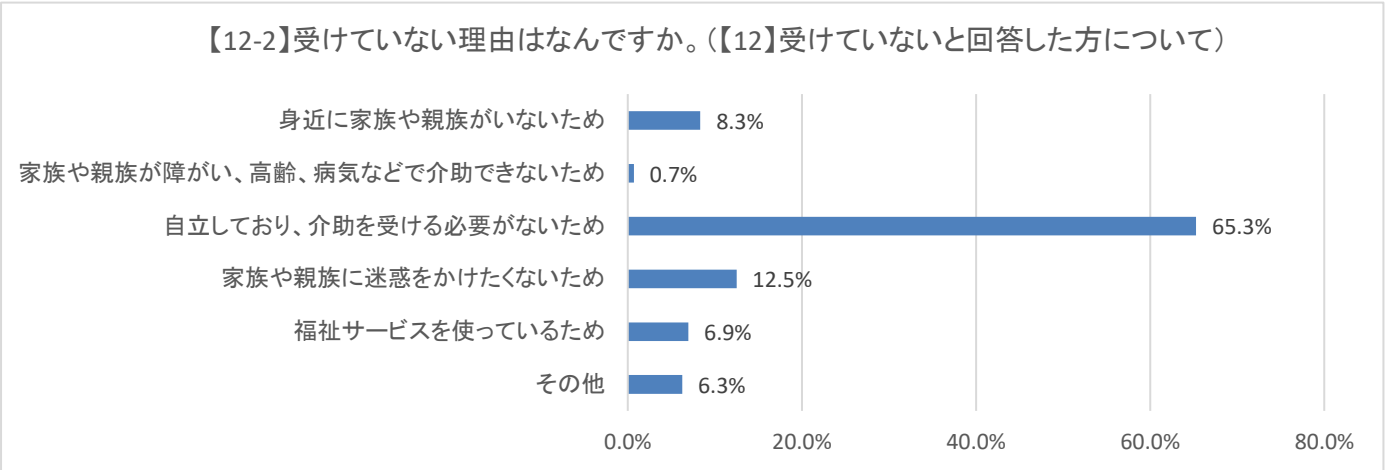
【11】障害のある方が地域で暮らしていくためには、市としてどのような取り組みに注力する必要があると思いますか。（複数回答）



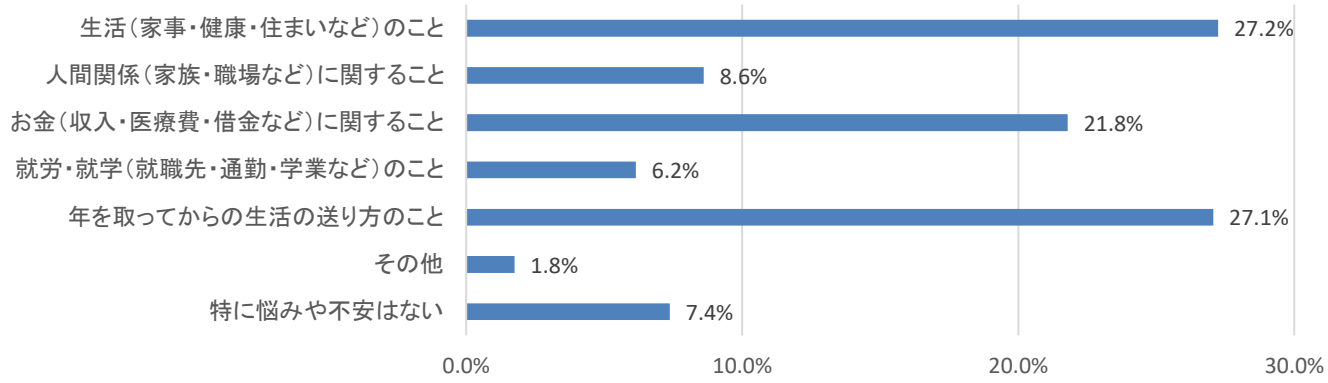

【12】家族や親族から、身の回りの世話、
外出時の付き添い、経済的な支援などを
受けていますか。
受けている
受けていない
49.8%
50.2%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%


【12-1-1】主な支援者は誰ですか。（【12】受けていると回答した方について）
夫または妻
子
孫
父・母
兄弟姉妹
祖父・祖母
その他
37.1%
28.7%
0.0%
30.1%
2.1%
0.0%
2.1%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%

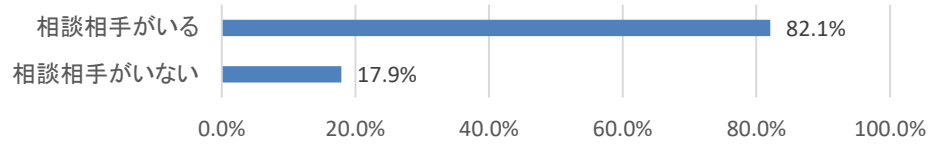

【12-1-2】その方は何歳ですか。（【12】受けていると回答した方について）
10代
20代
30代
40代
50代
60代
65～74歳
75歳以上
0.7%
1.5%
1.5%
5.9%
23.5%
20.6%
22.1%
24.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%


【12-2】受けていない理由はなんですか。（【12】受けていないと回答した方について）
身近に家族や親族がいないため
家族や親族が障がい、高齢、病気などで介助できないため
自立しており、介助を受ける必要がないため
家族や親族に迷惑をかけたくないため
福祉サービスを使っているため
その他
8.3%
0.7%
65.3%
12.5%
6.9%
6.3%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
80.0%

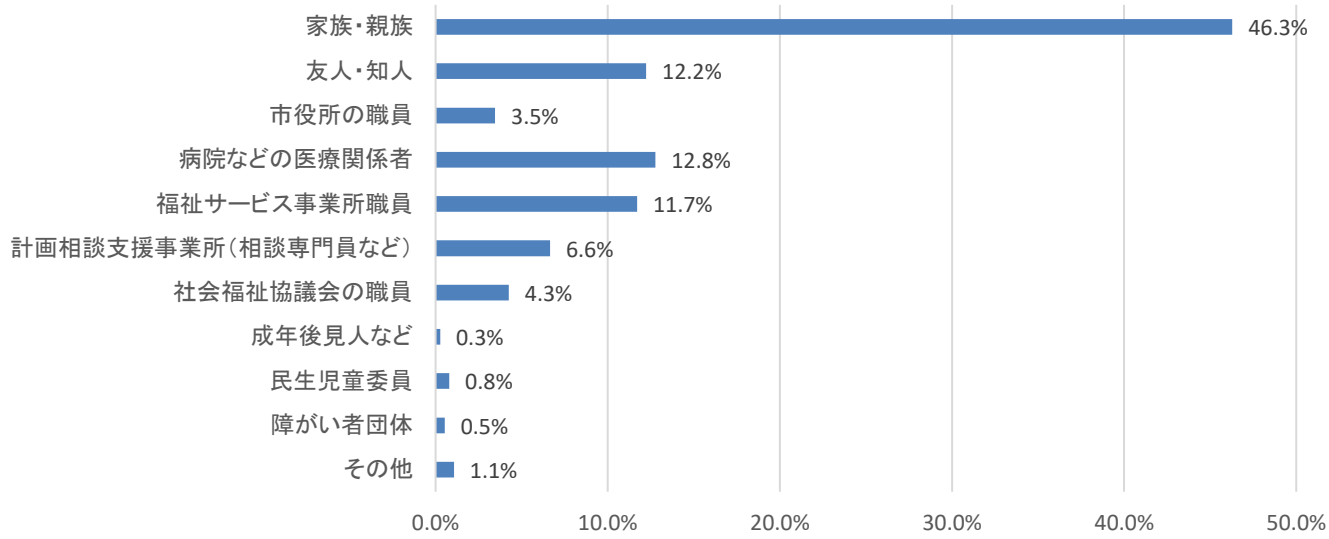
【13】生活の中で、どのような悩みや不安がありますか。（複数回答）



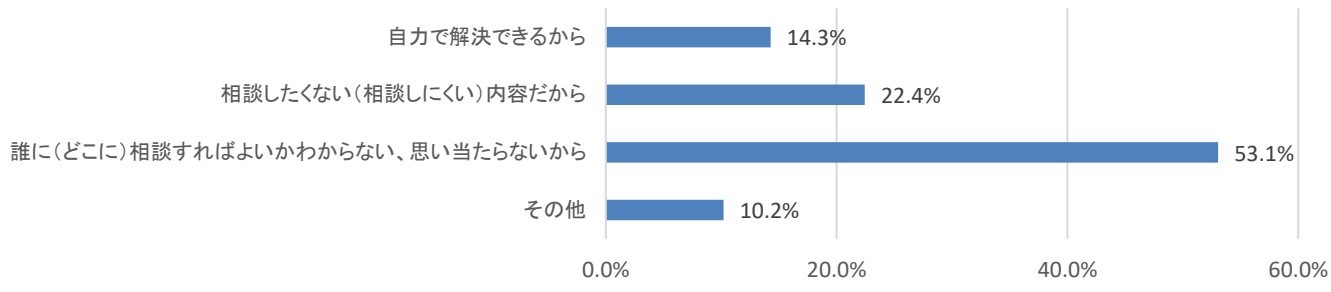
【14】悩みや不安なことについて、相談する相手はいますか。



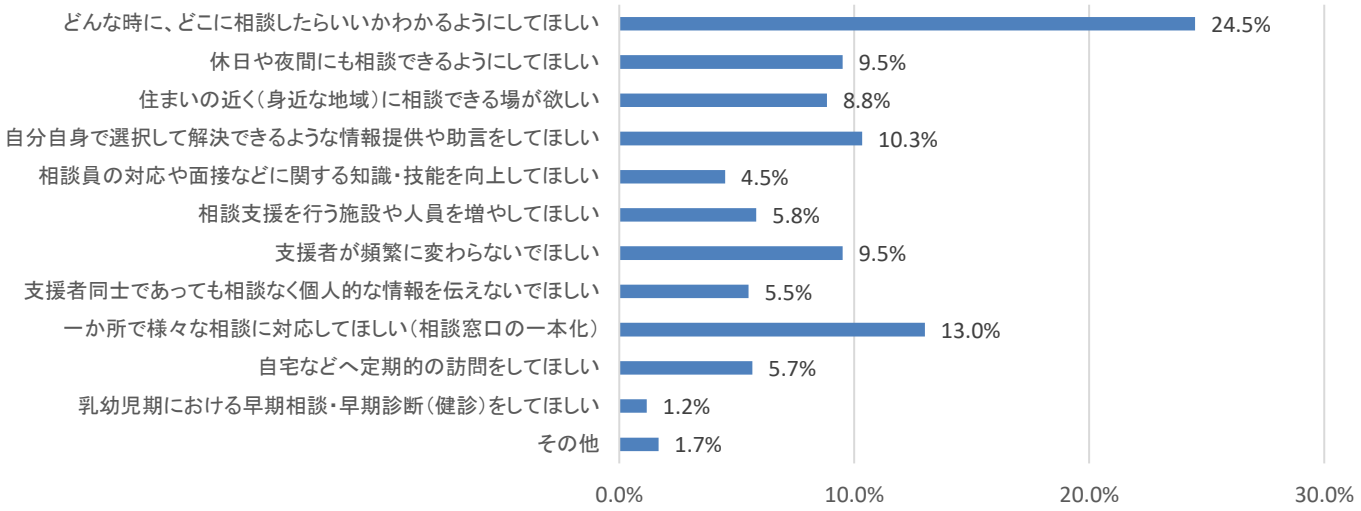
【14-1】相談相手はどなたですか。（【14】いると回答した方について）（複数回答）



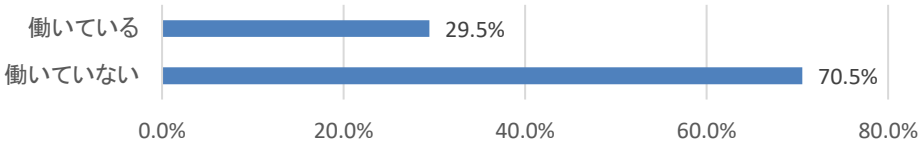
【14-2】相談相手がいない理由は何ですか。（【14】いないと回答した方について）（複数回答）



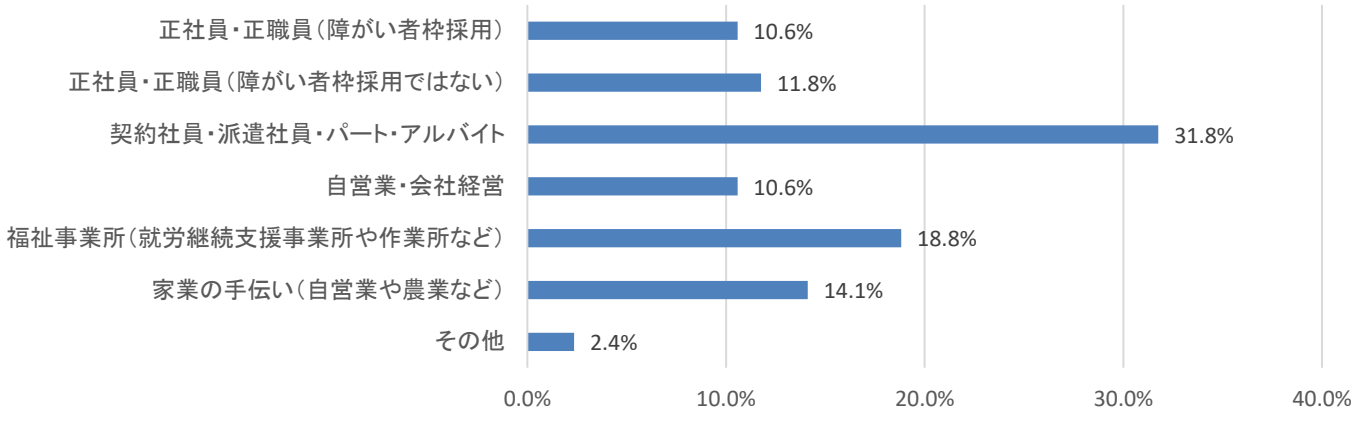
【15】今後、障がい者福祉や生活に関する相談体制についてどのようなことを望みますか。（複数回答）



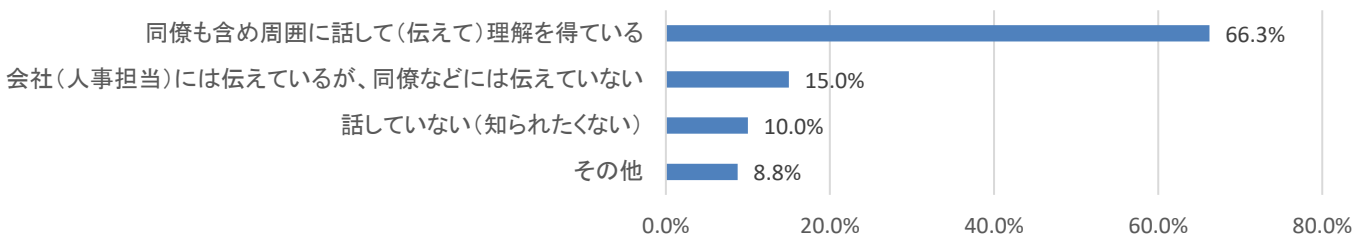
【16】あなたは現在、働いていますか。



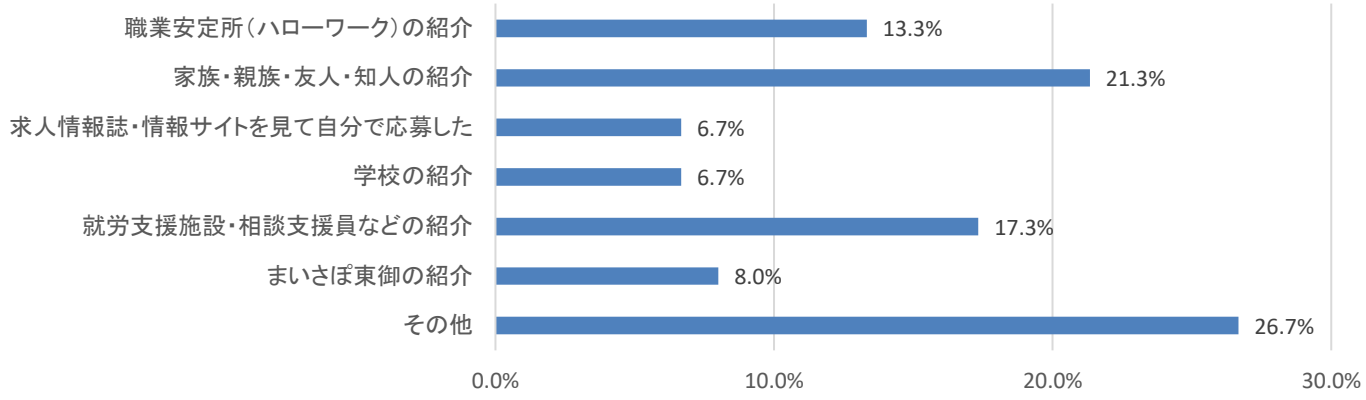
【16-1-1】あなたの仕事は何にあたりますか。（【16】働いていると回答した方について）



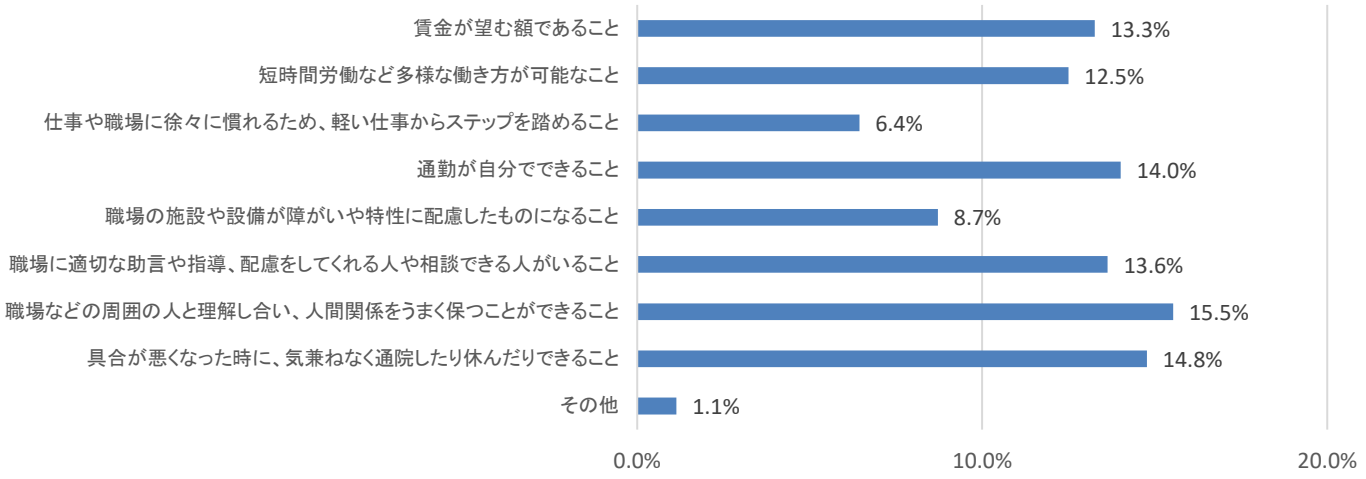
【16-1-2】勤め先や職場に障がいがあることを話していますか。（【16】働いていると回答した方について）



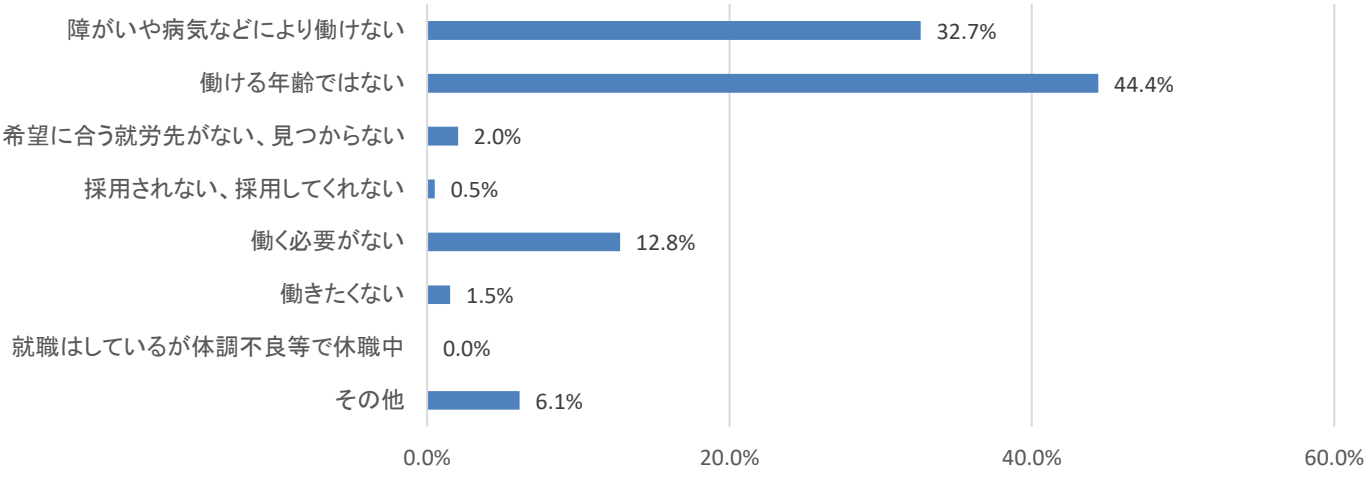
【16-1-3】今の仕事に就いたきっかけは何ですか。（【16】働いていると回答した方について）



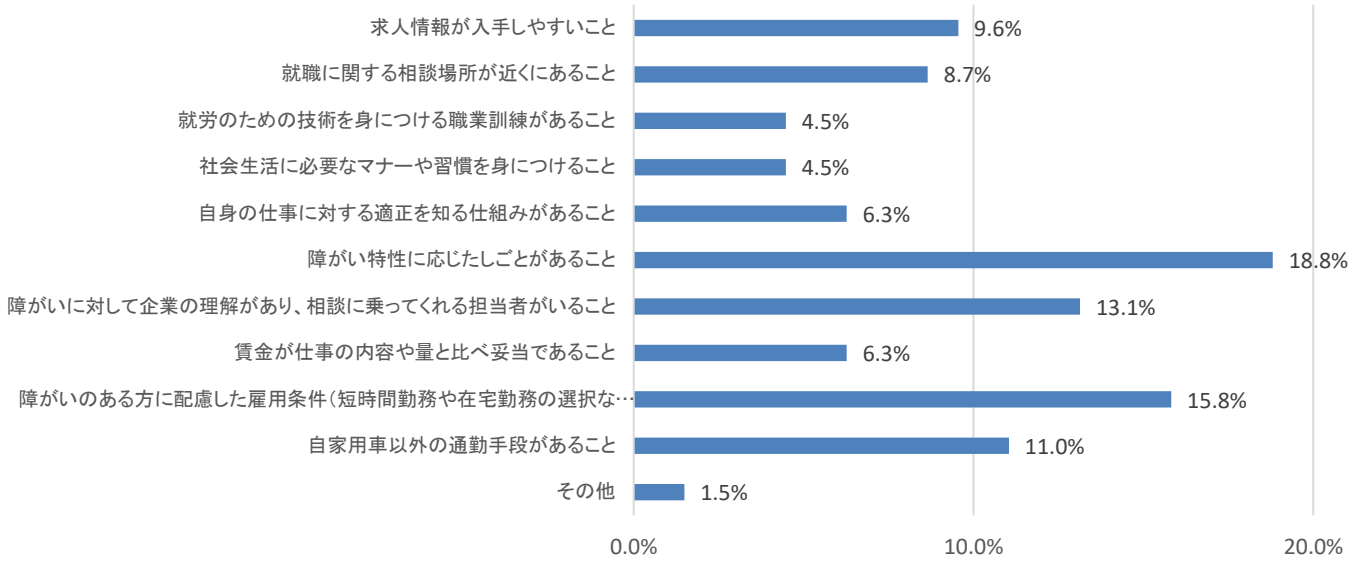
【16-1-4】今後も継続して働くため、どのような支援や環境が必要だと思いますか。（【16】働いていると回答した方について）（複数回答）



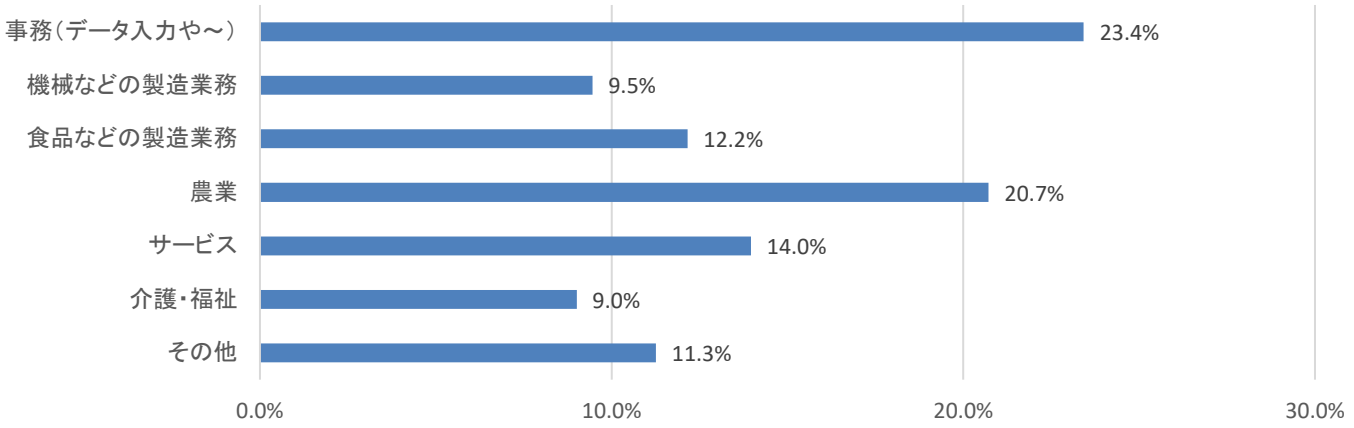
【16-2-1】働いていない理由はなんですか。（【16】働いていないと回答した方について）



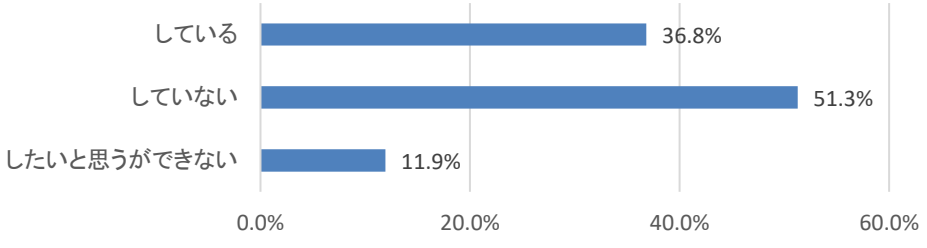
【16-2-2】働き始めるためには、どのような支援や環境が必要だと思いますか。(【16】働いていないと回答した方について)(複数回答)



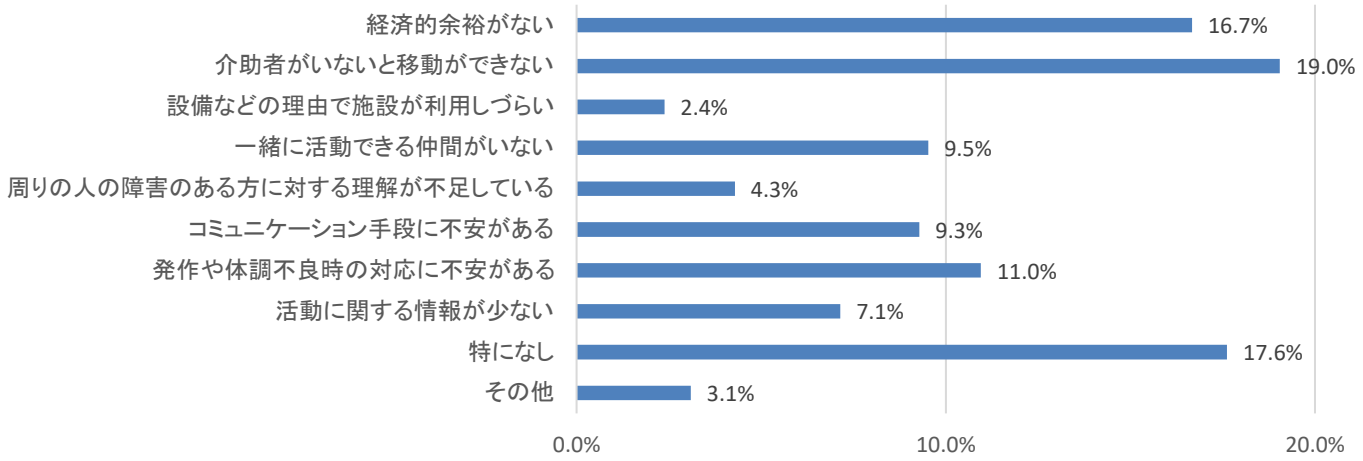
【16-2-3】今後新たに仕事に就くとしたら、どんな職種に興味がありますか。(【16】働いていないと回答した方について)(複数回答)



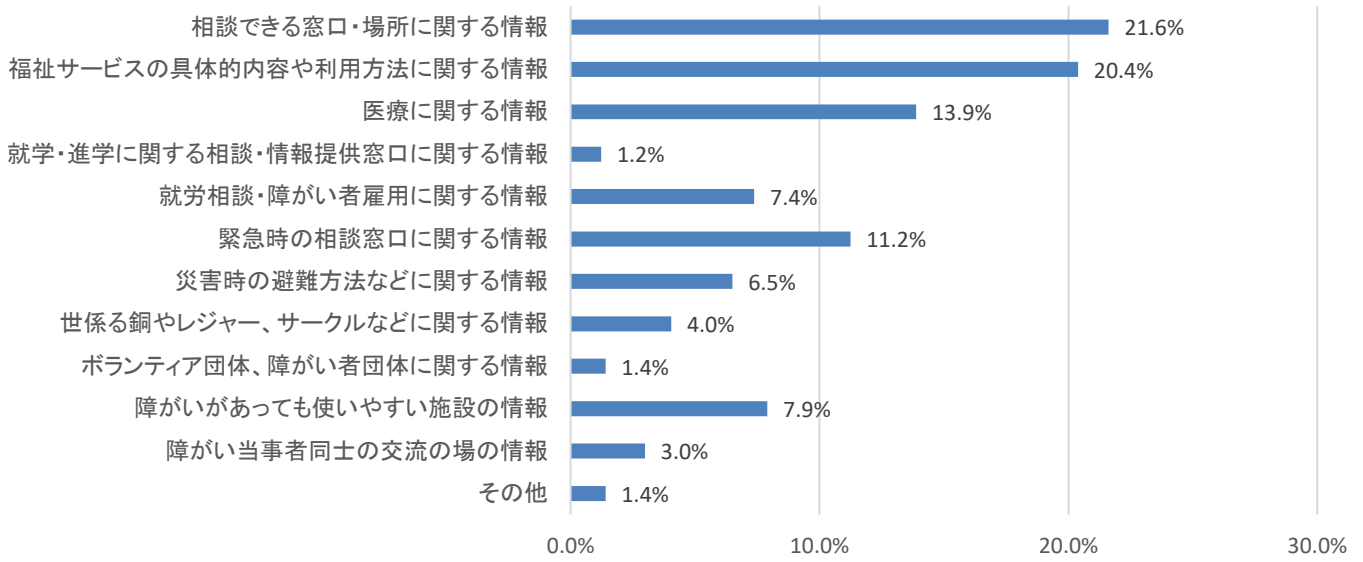
【17】外出を伴う余暇活動や社会活動をしていますか。



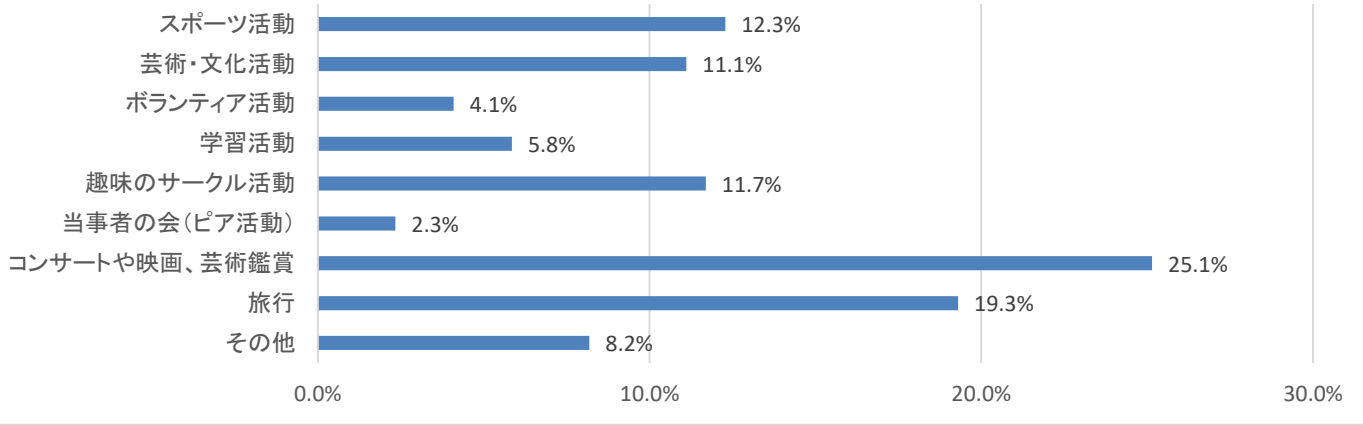
【18】外出を伴う余暇活動や社会活動をする上で妨げになっていることはありますか。（複数回答）



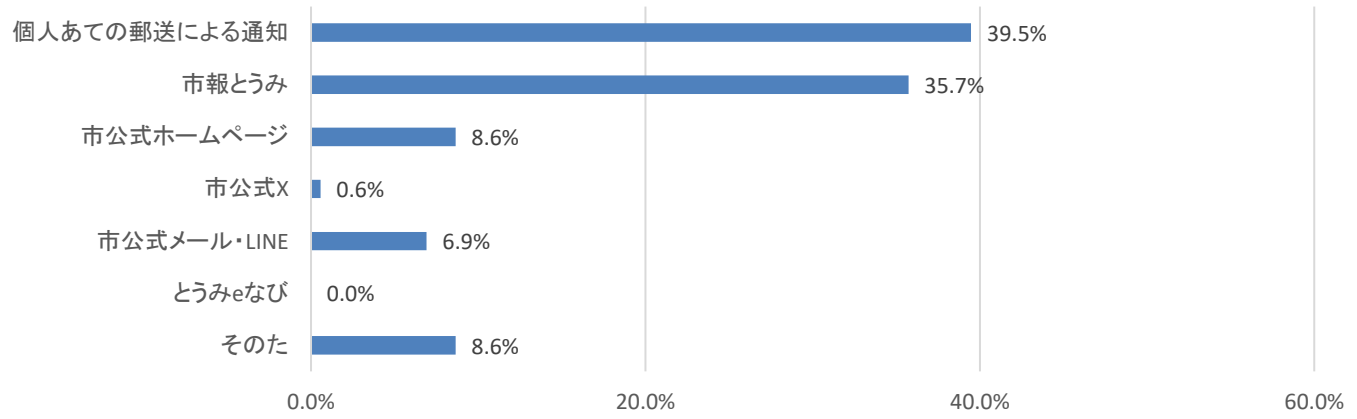
【19】今後特に充実してほしいと思う情報の内容はどれですか。（複数回答）



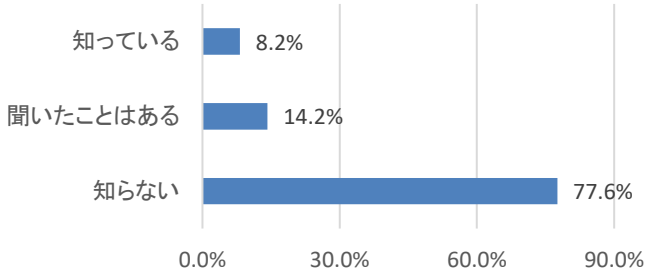
【17-1】どんな余暇活動や社会活動をしていますか。（【17】していると回答した方について）（複数回答）



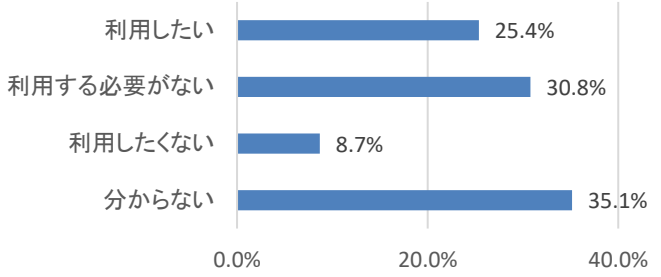
【20】東御市の福祉サービスなどに関する情報をどこから入手していますか。（複数回答）



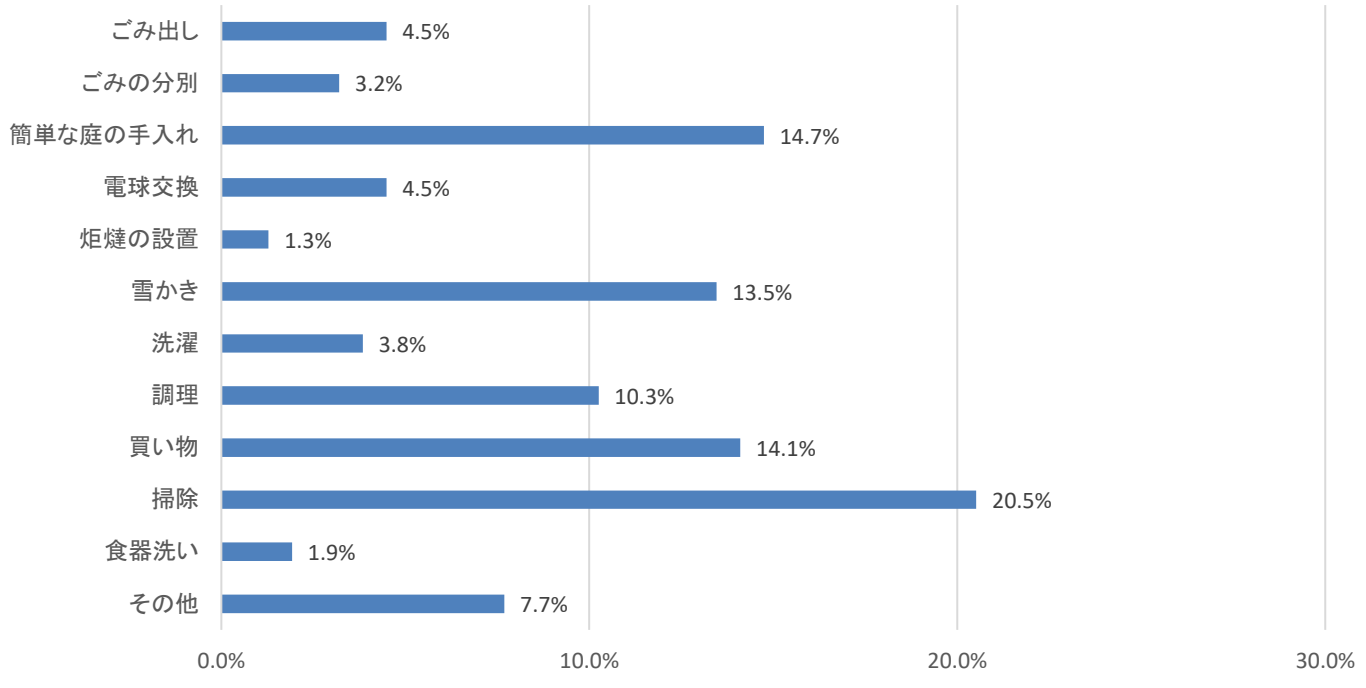
【21】「高齢者日常生活サポート事業」という制度を知っていますか。



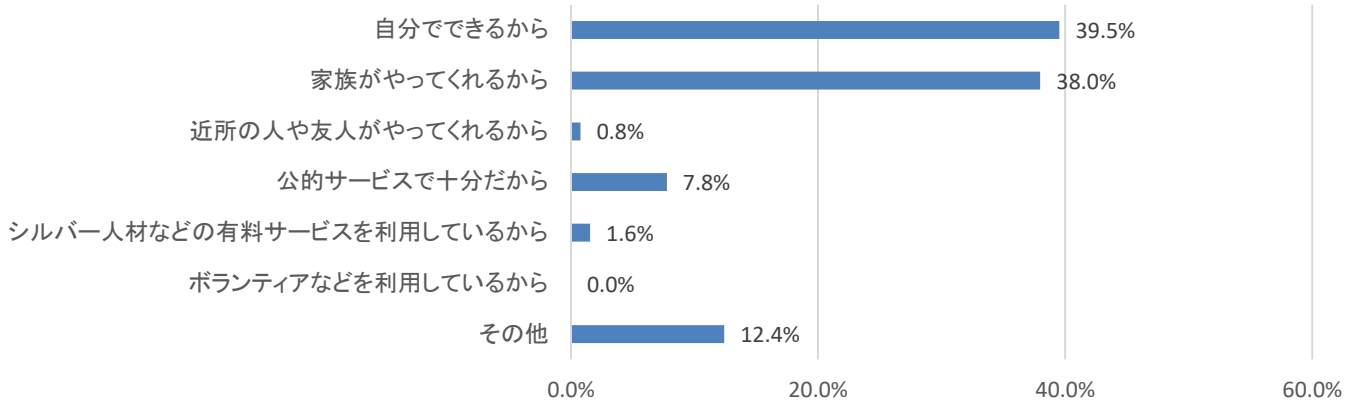
【22】今後「高齢者日常生活サポート事業」を利用したいですか。



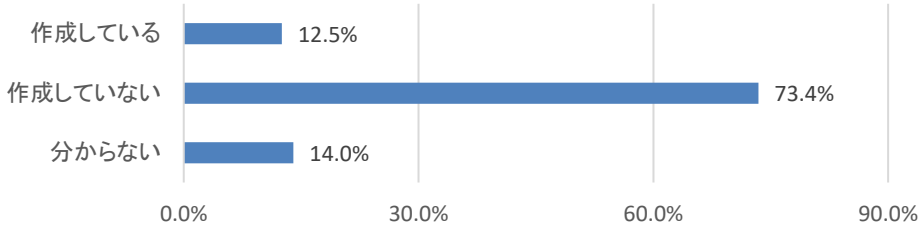
【22-1】どのような生活支援・家事支援を利用したいと思いますか。（【22】利用したいと回答した方について）（複数回答）



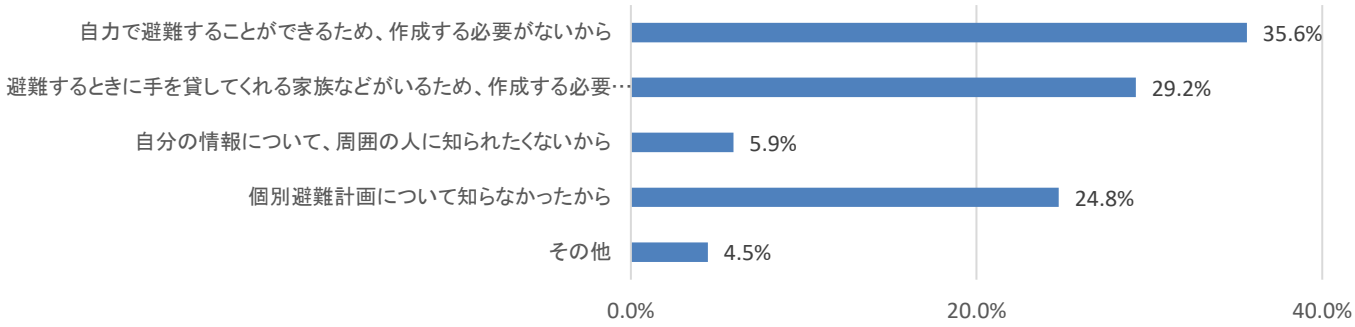
【22-2】利用したいと思わない理由を教えてください。（【22】利用したくない・わからないと回答した方について）（複数回答）



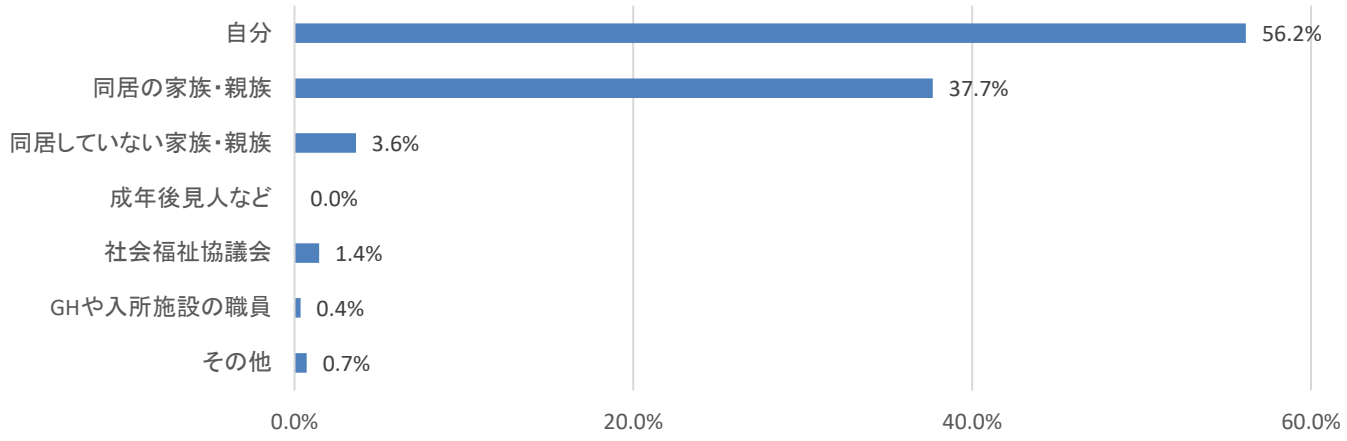
【23】自分の「個別避難計画」を作成していますか。



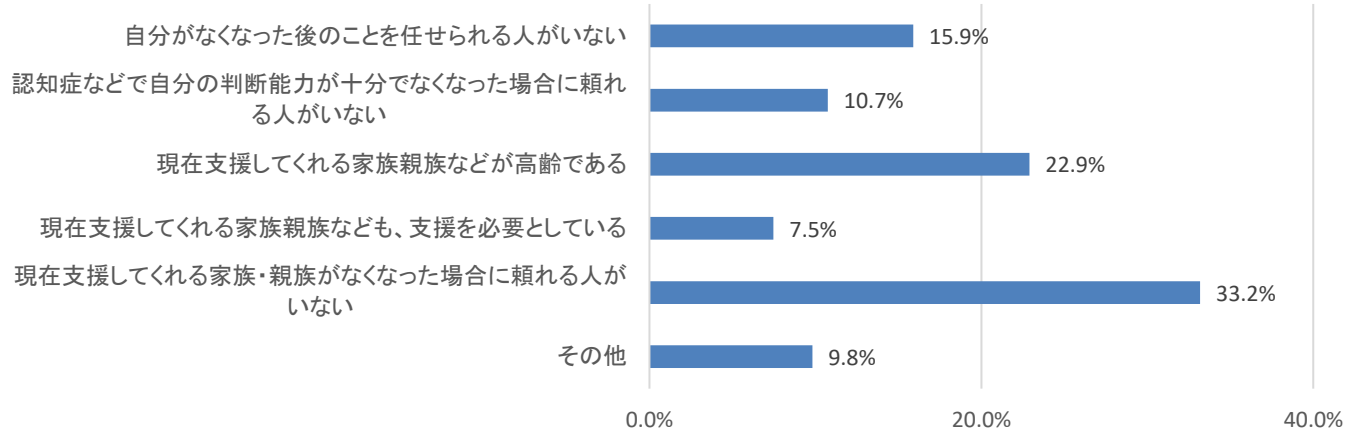
【23-1】個別避難計画を作成していない理由はなんですか。（【23】作成していないと回答した方について）



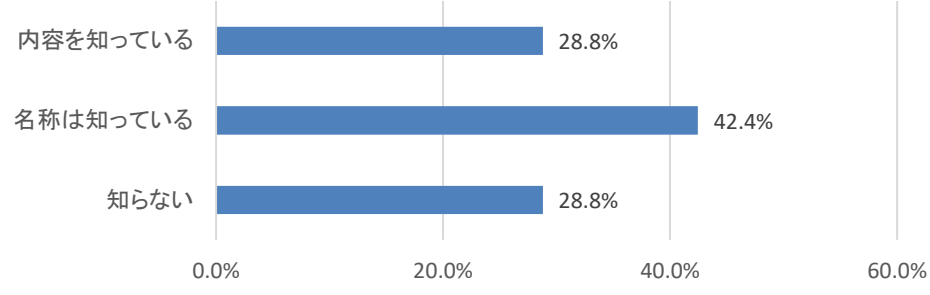
【24】あなたのお金の管理や、市役所から届いた書類の手続きは主にどなたがしていますか。



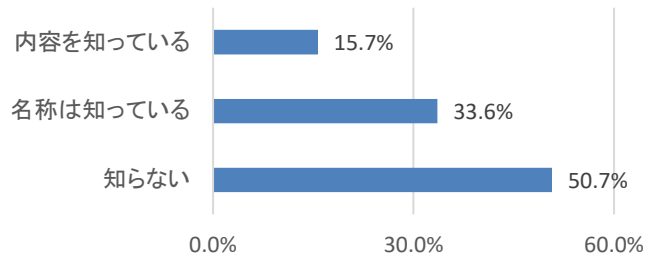
【24-1】不安に感じていることはありますか。（【24】自分・家族・親族と回答した方について）（複数回答）



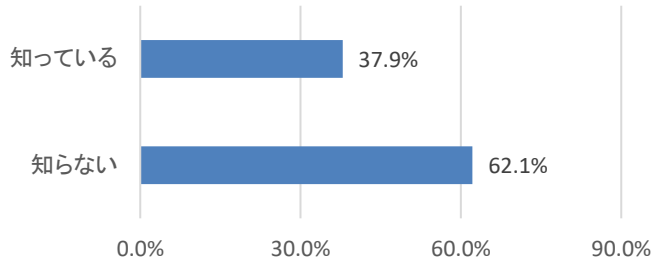
【25】「成年後見制度」を知っていますか。



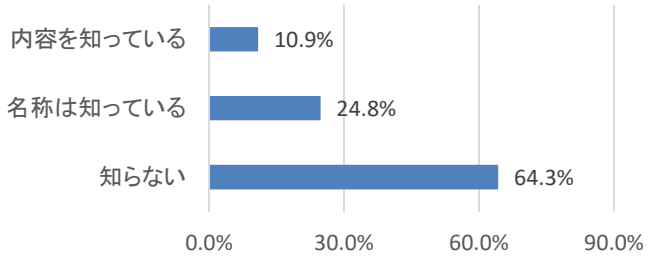
【26】「障害者虐待防止法」を知っていますか



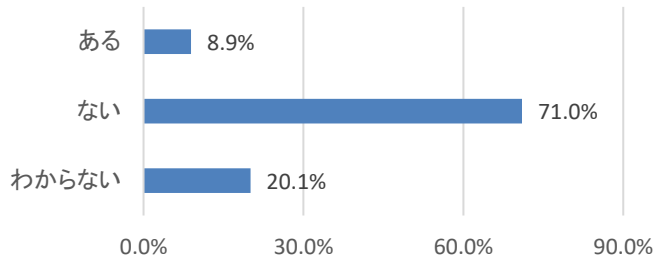
【27】障がいのある方への虐待を発見したときに通報義務があることを知っていますか。



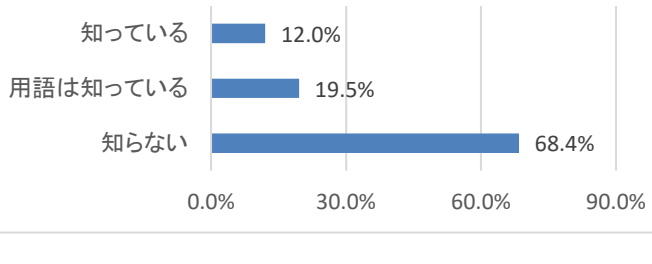
【28】「障害者差別解消法」を知っていますか。



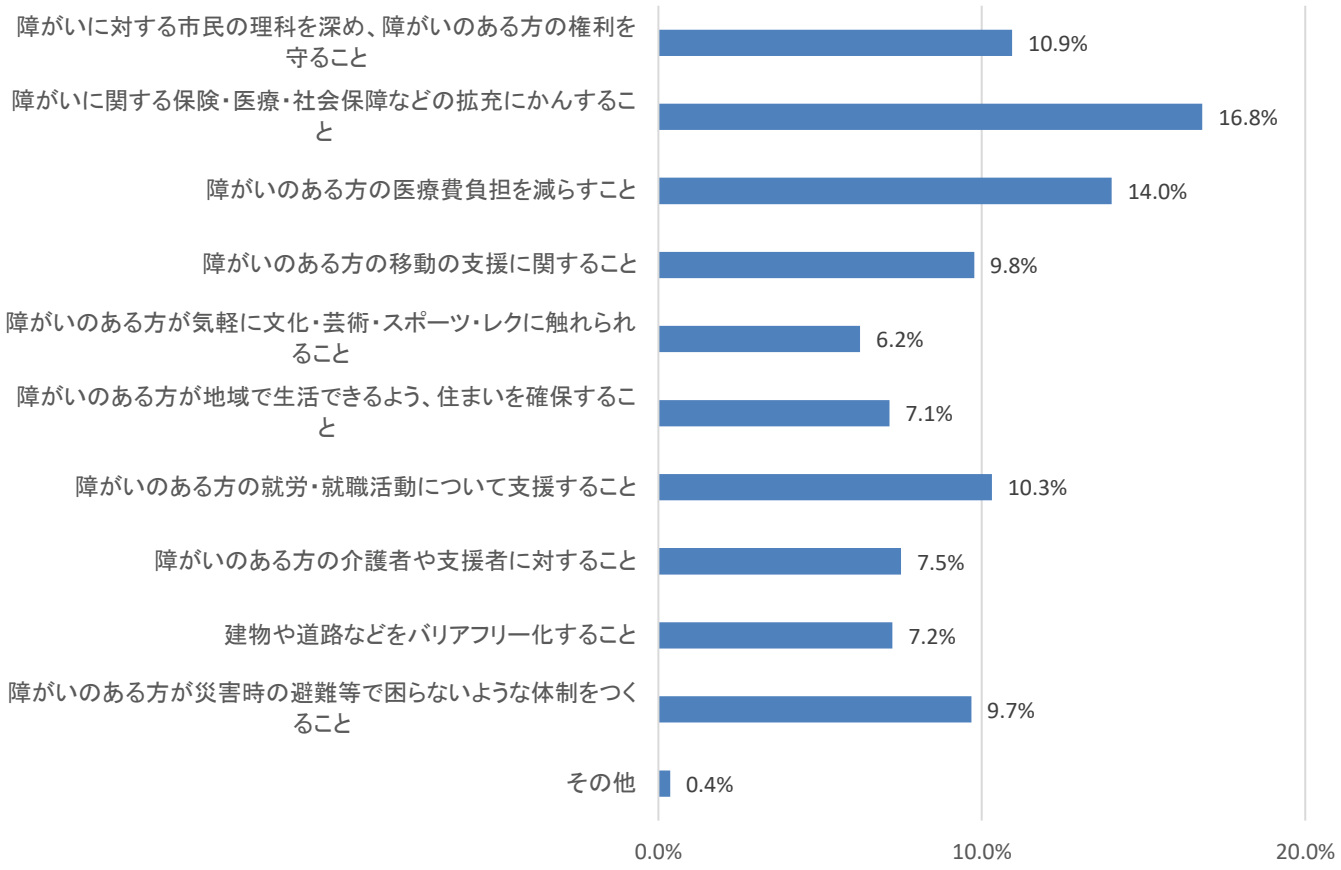
【29】過去５年の間に障がいを理由とした差別を受けたと感じたことはありますか。



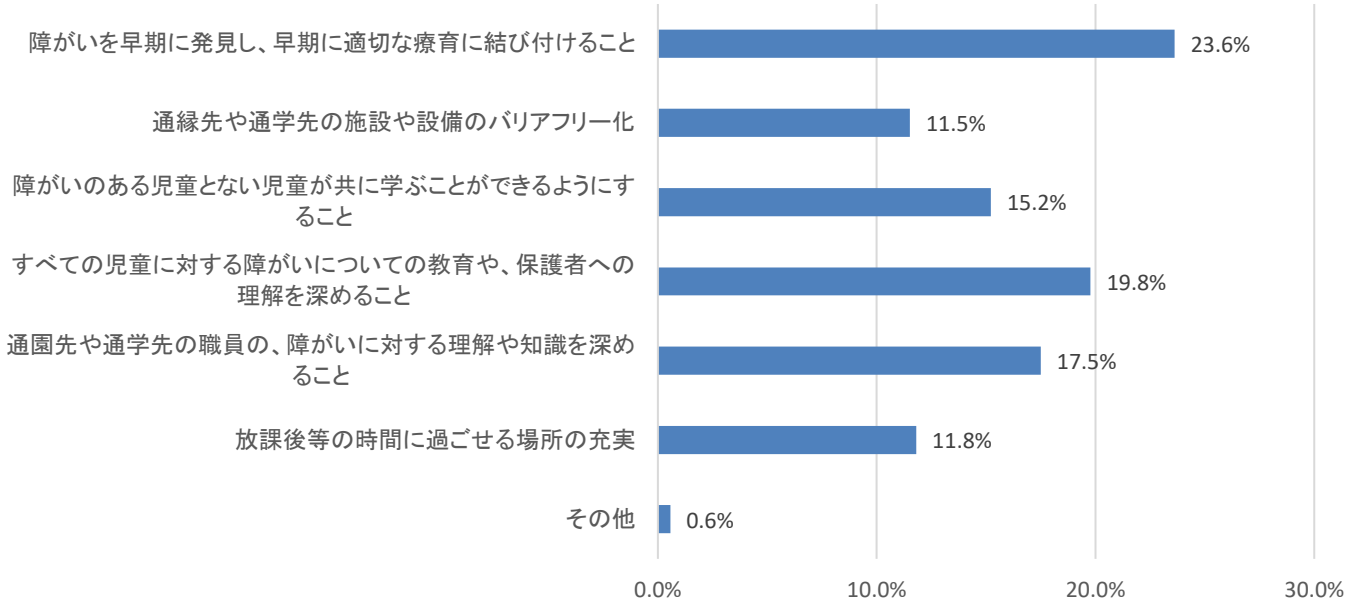
【30】「合理的配慮」について知っていますか。



【31】共生社会の実現について、特に重要だと思う障がい福祉施策はどれですか。（複数回答）

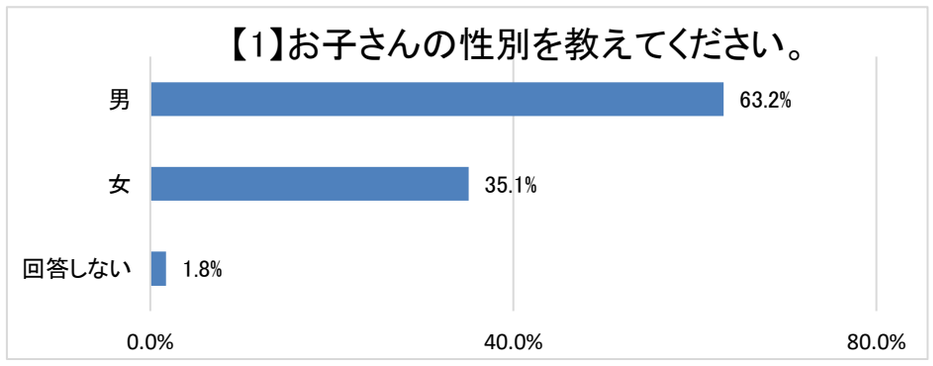


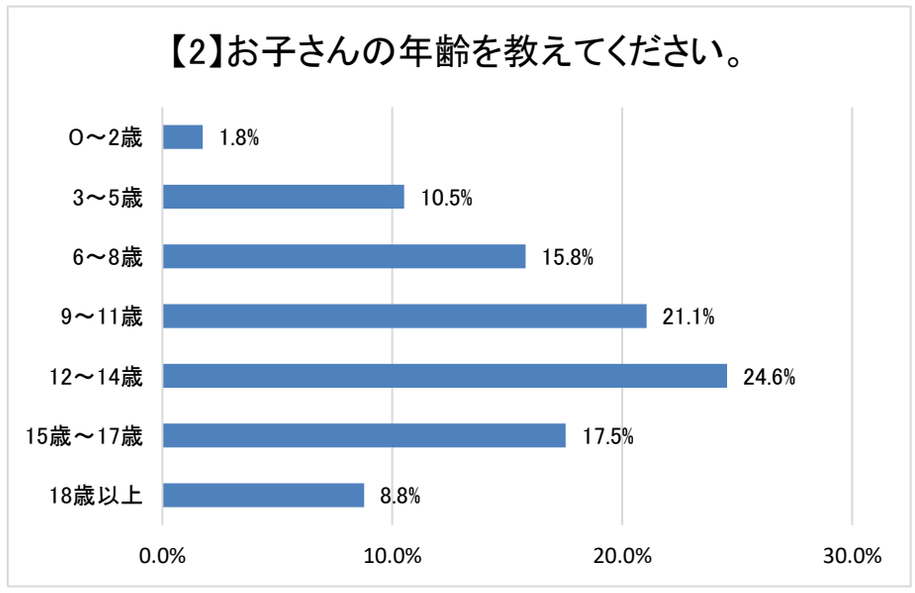
【32】児童福祉について、特に重要だと思う障がい福祉施策はどれですか。（複数回答）

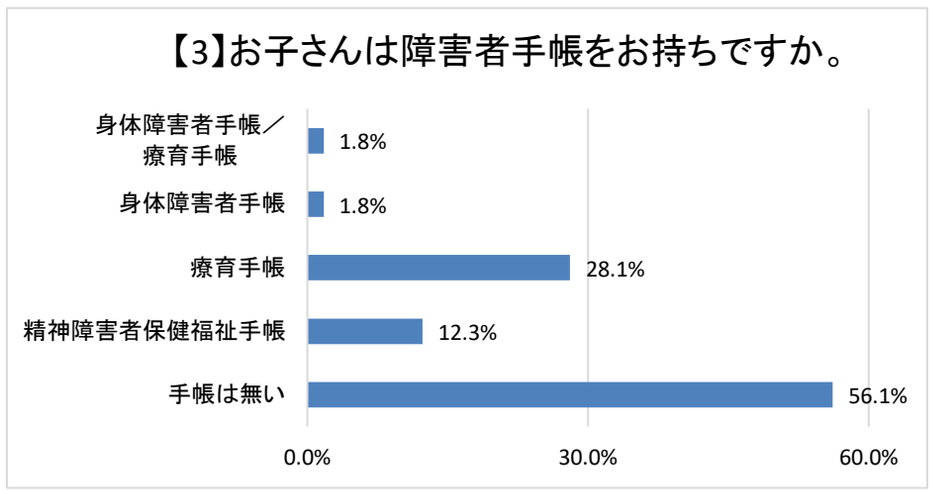


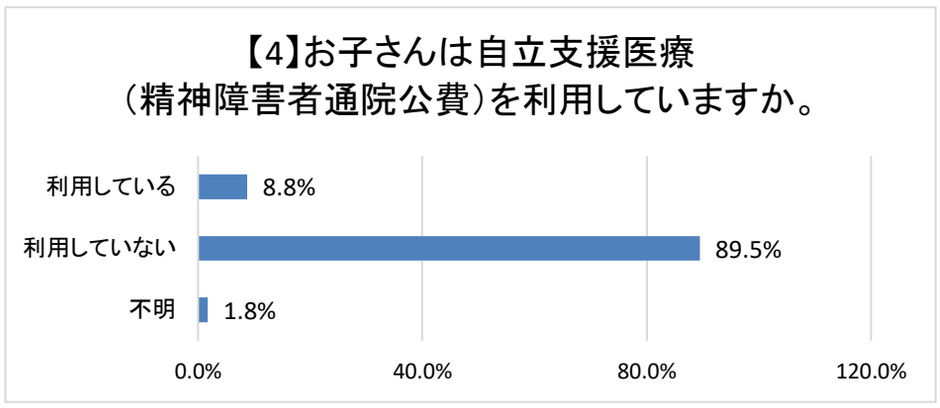
障がい児保護者向けアンケート

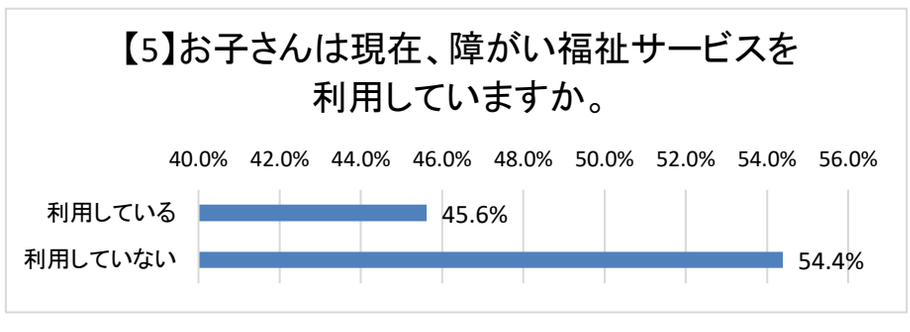
送付者数：206名　回答数：57名　回答率：27.7%　実施期間令和8年5月14日～6月6日

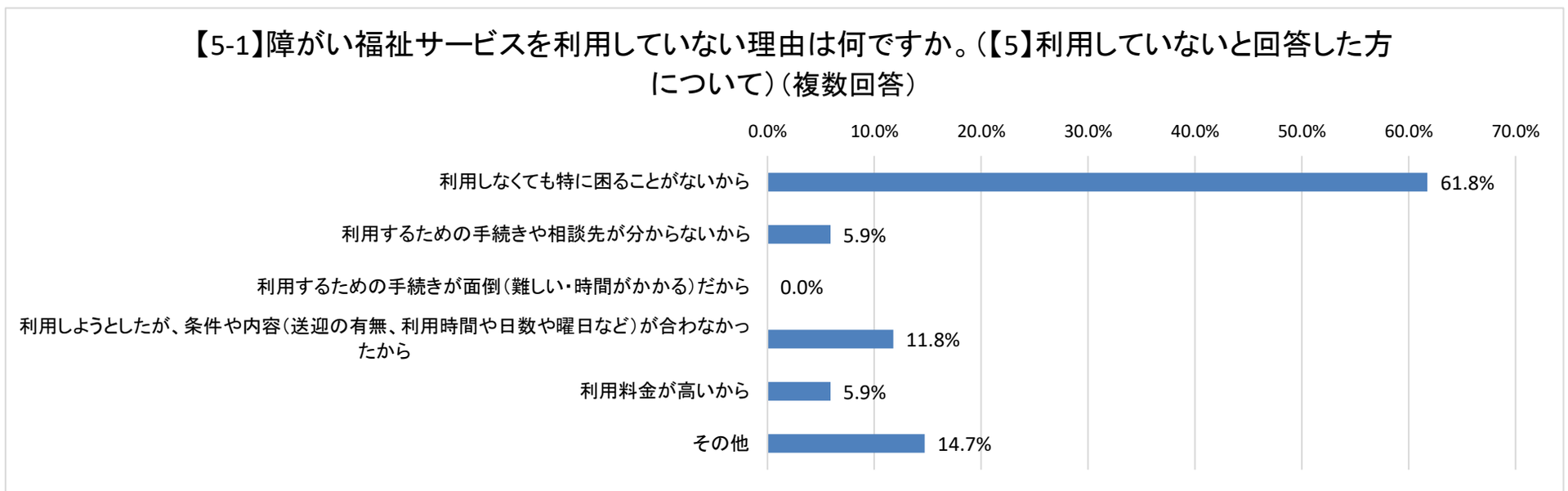


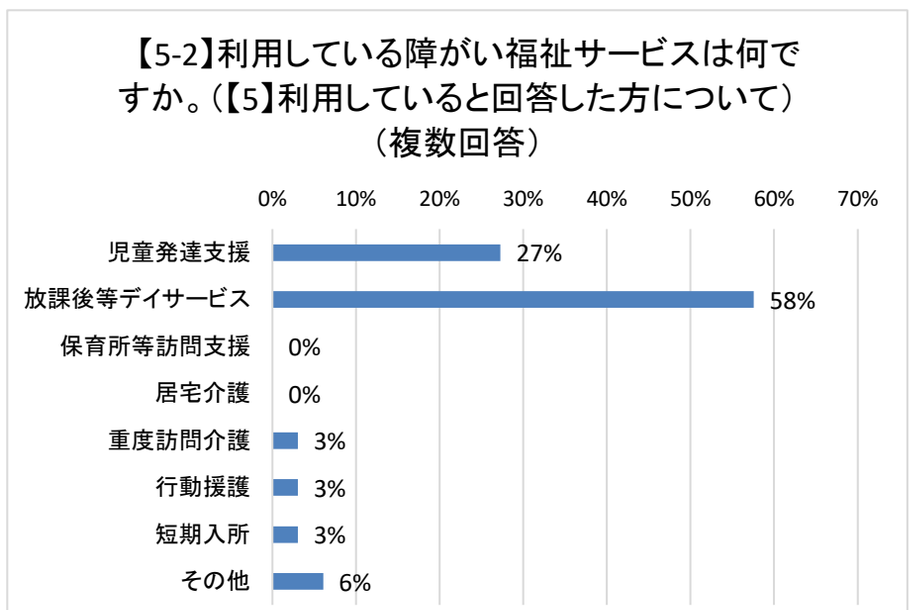


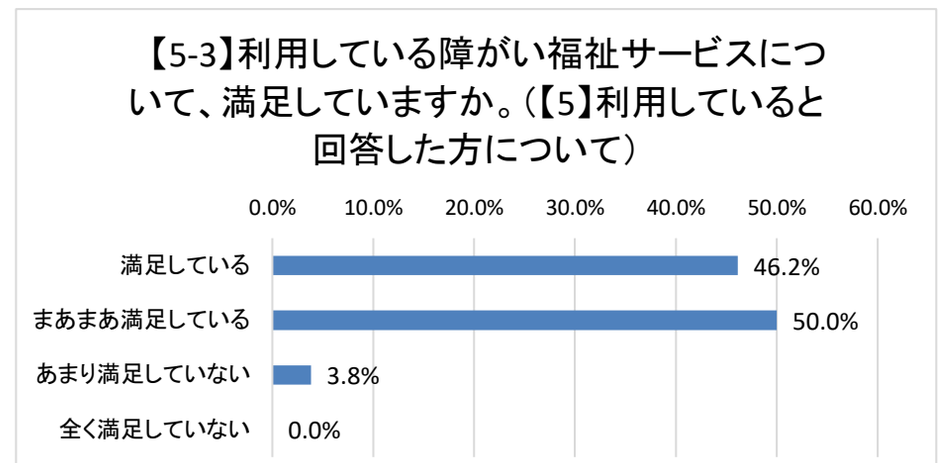




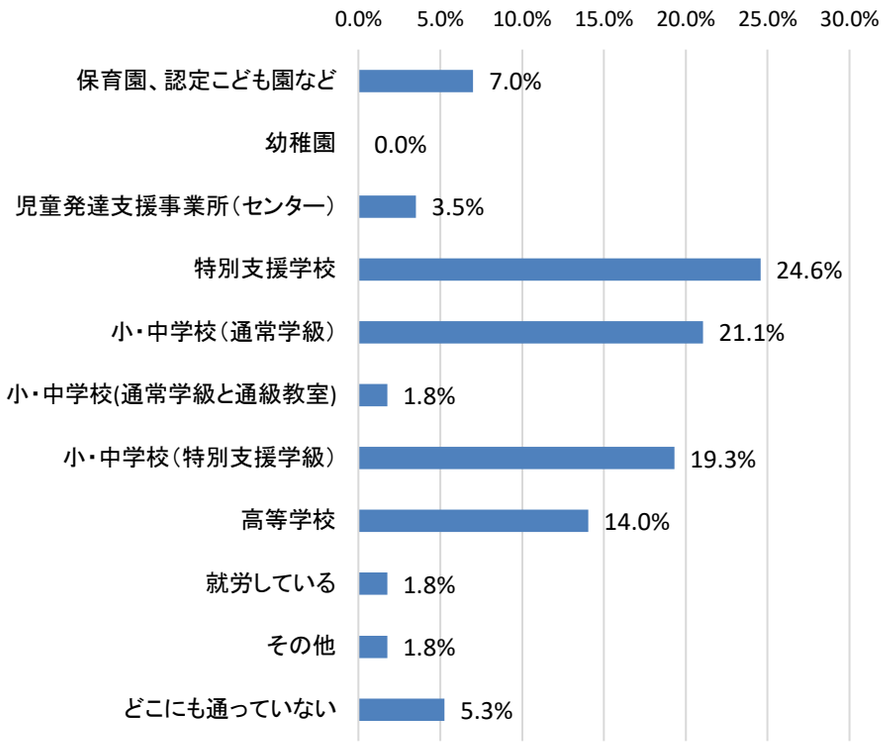




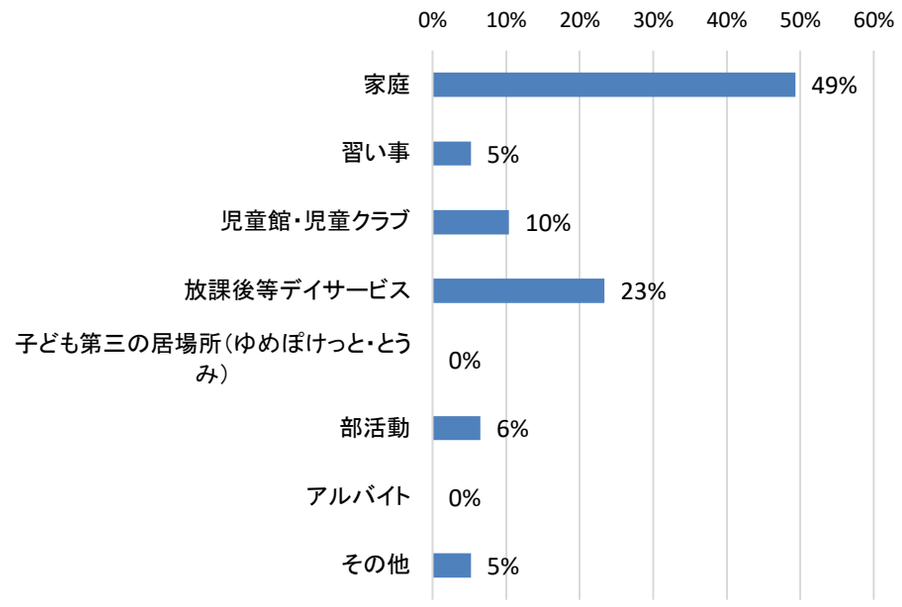




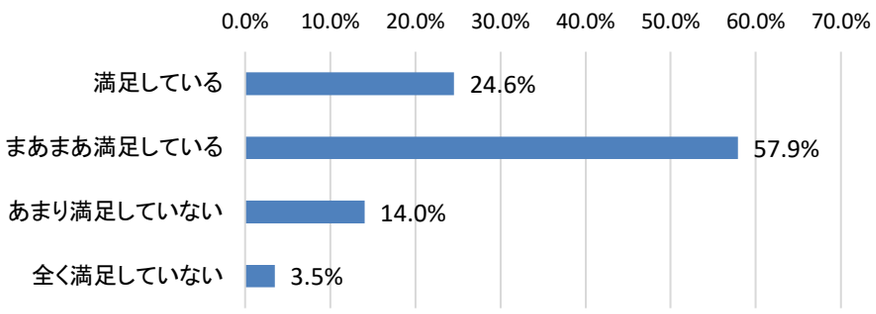
【6】お子さんの平日昼間の所属先、通所先はどこですか。



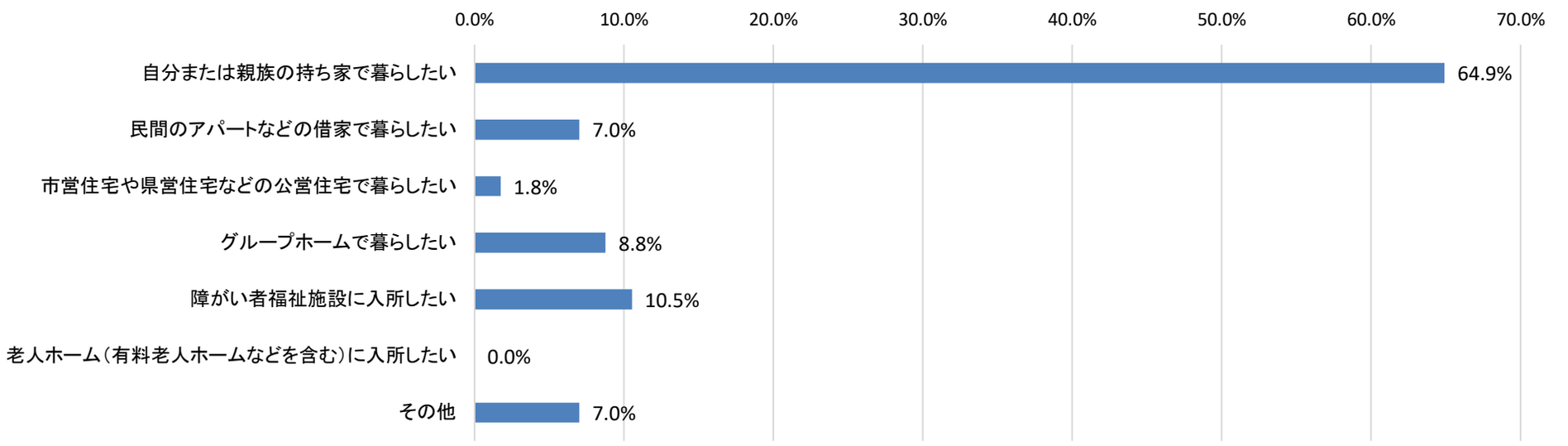
【7】お子さんが降園後や下校後に過ごす場所はどこですか。（複数回答）



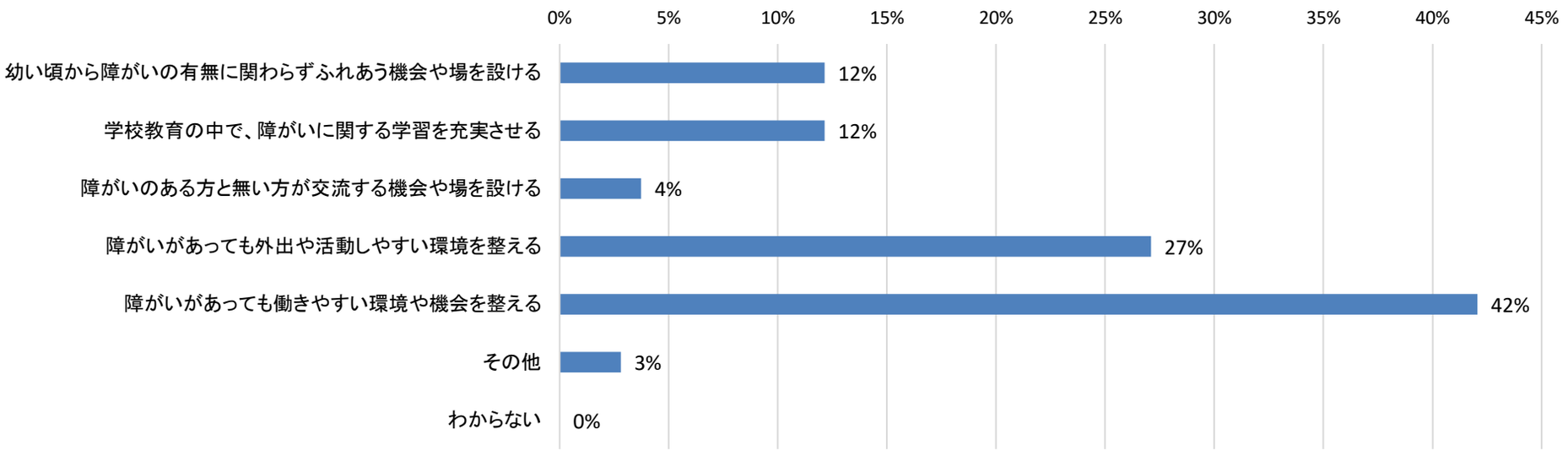
【8】お子さんの降園後や下校後の過ごし方について、満足していますか。

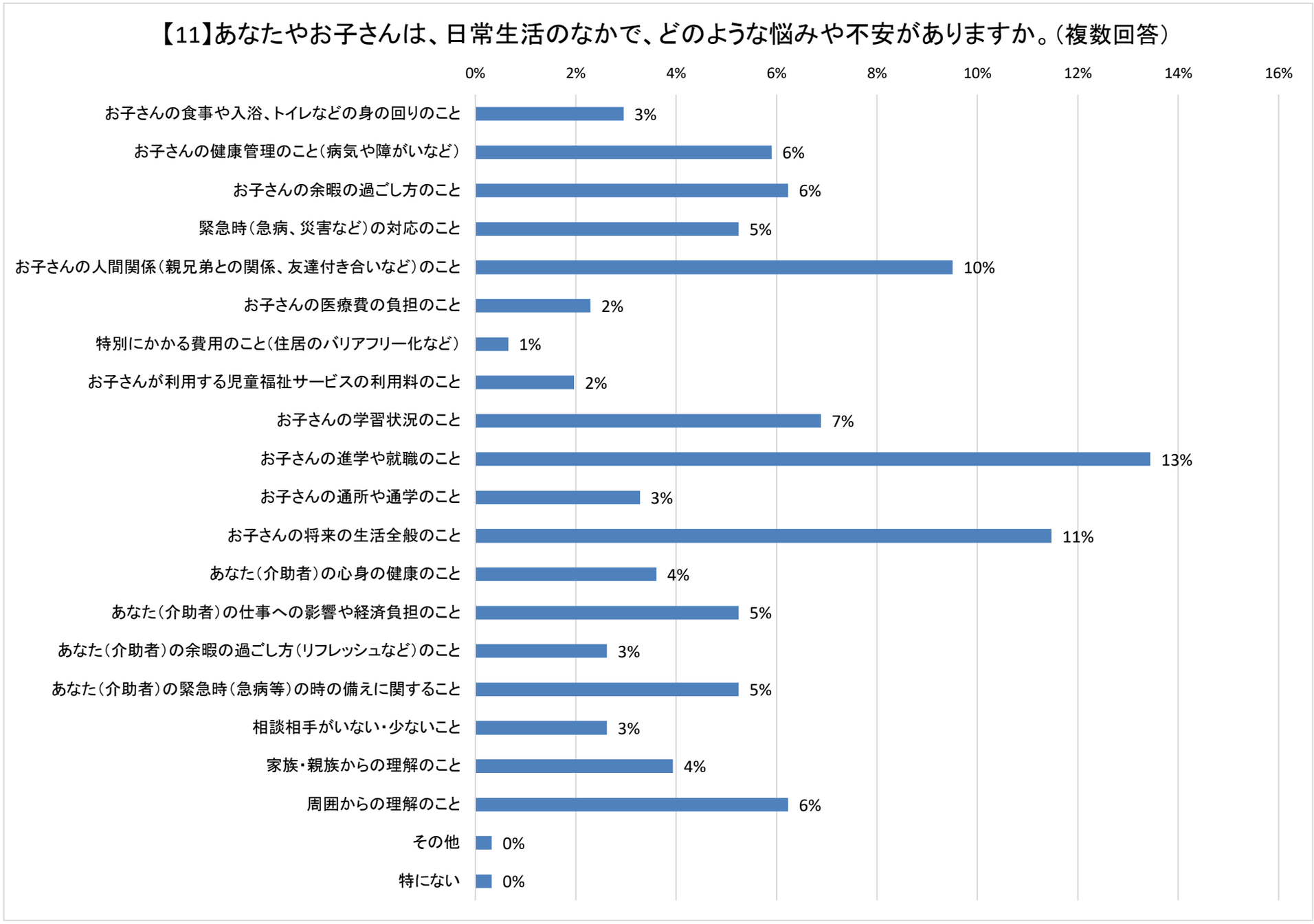


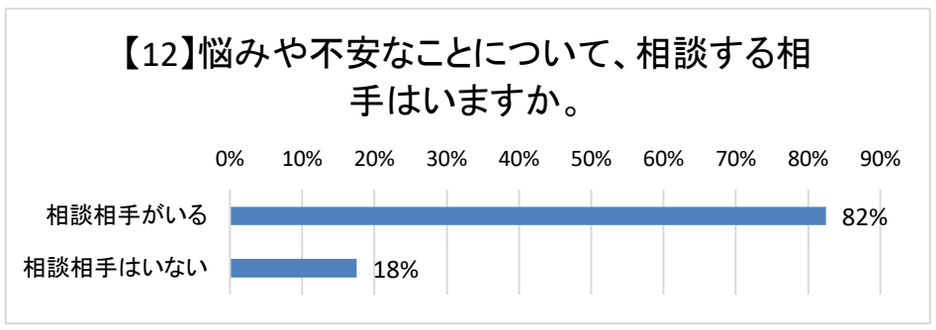
【9】お子さんが将来的に、東御市でどのように暮らせたら良いと思いますか。

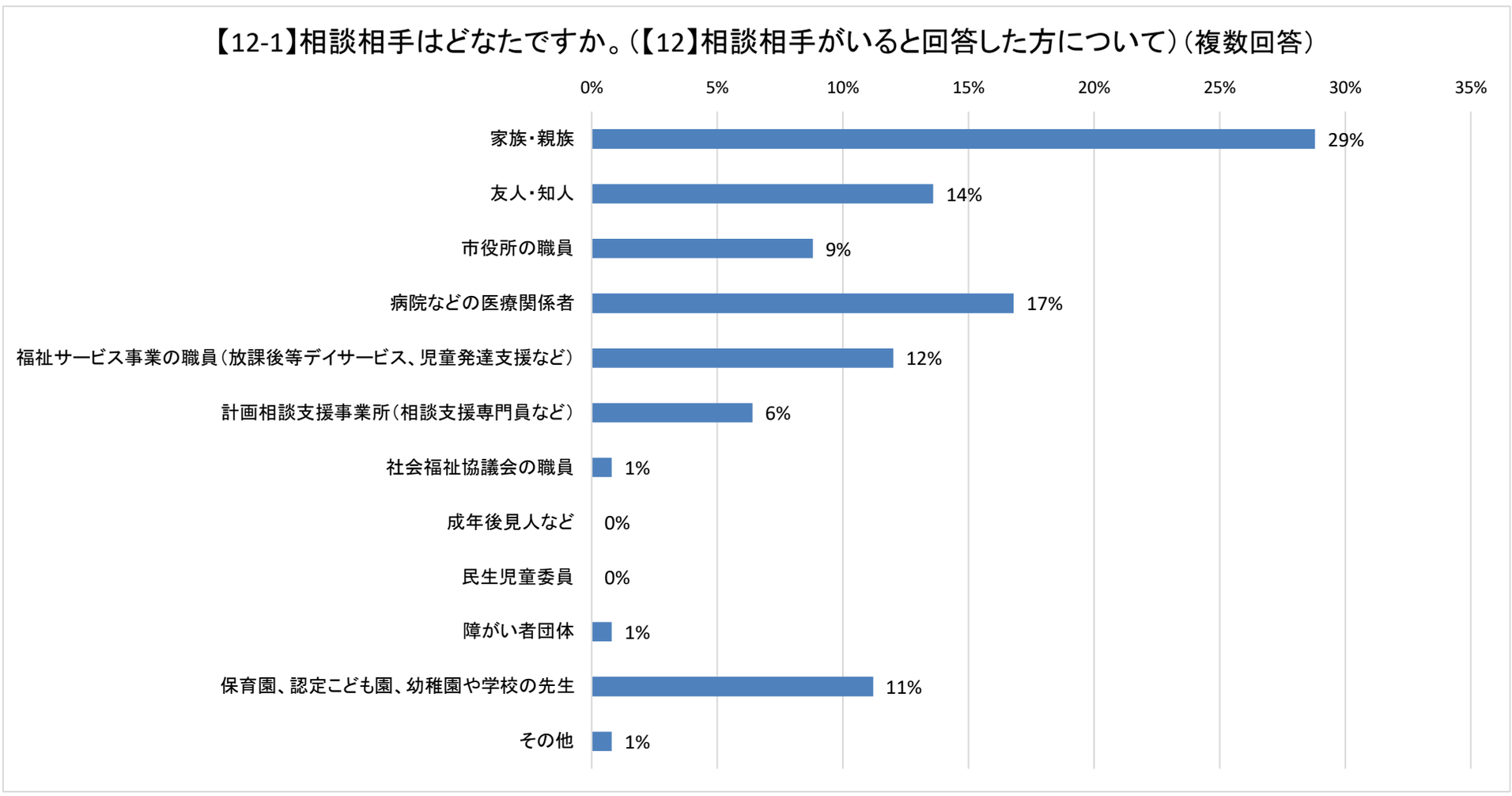


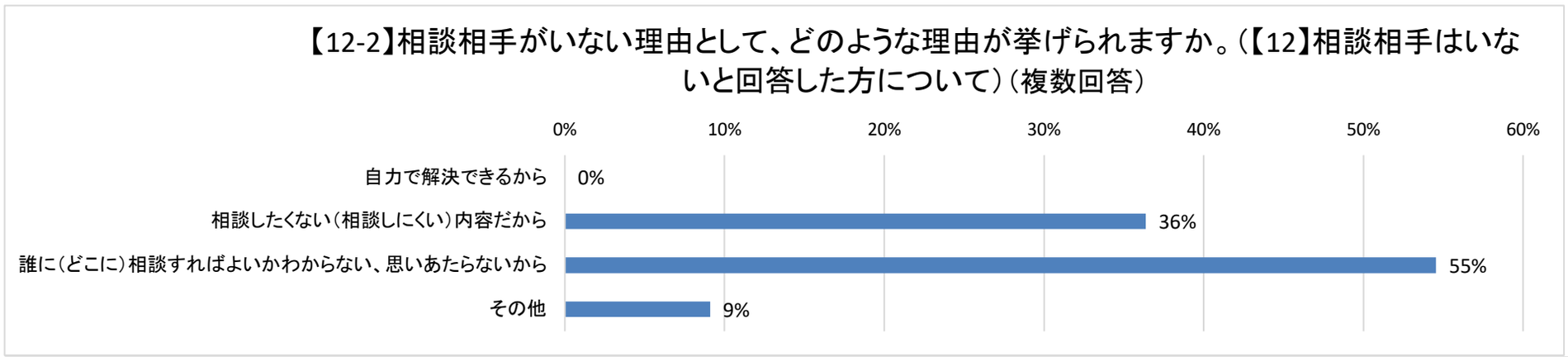
【10】障がいのある方が地域で暮らしていくためには、市としてどのような取組に力をいれる必要があると思いますか（複数回答）

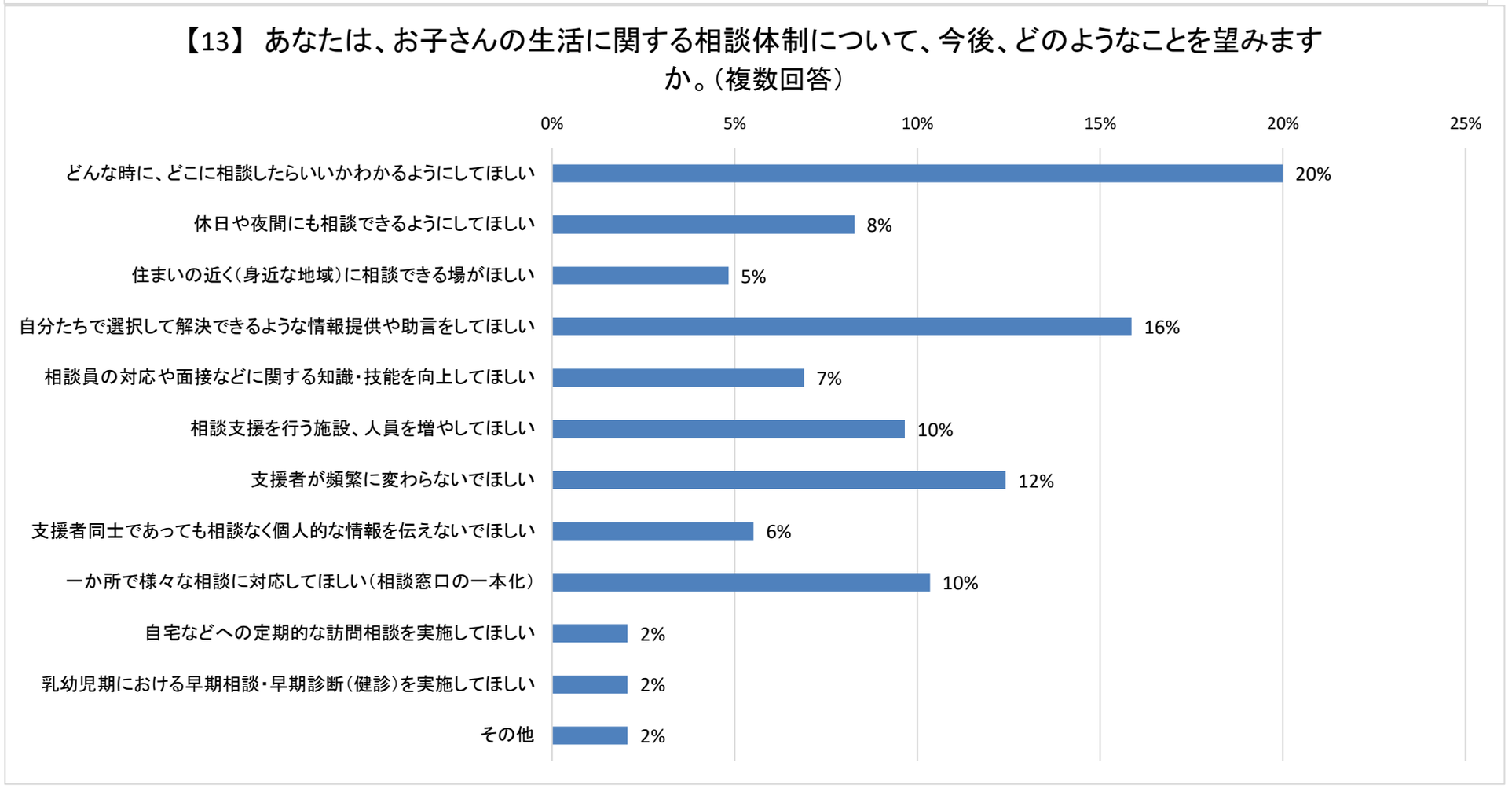


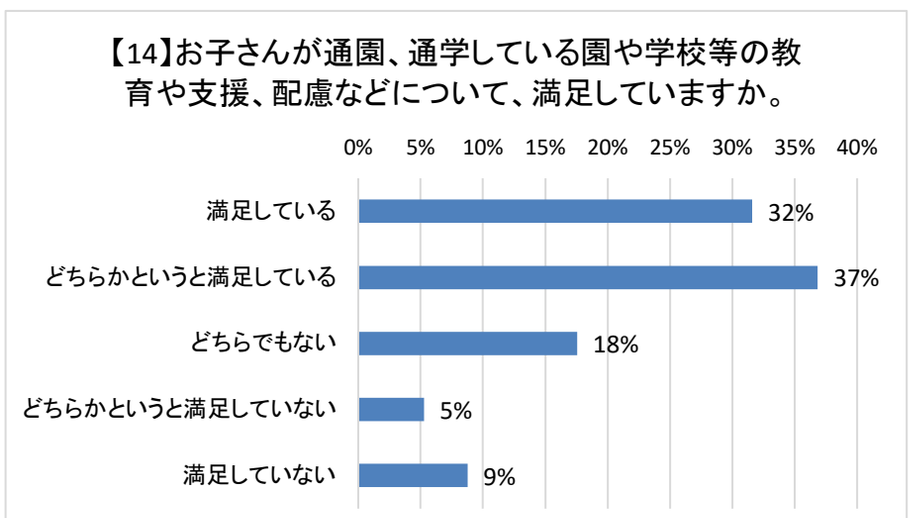

【11】あなたやお子さんは、日常生活のなかで、どのような悩みや不安がありますか。（複数回答）
0%
2%
4%
6%
8%
10%
12%
14%
16%
お子さんの食事や入浴、トイレなどの身の回りのこと 3%
お子さんの健康管理のこと（病気や障がいなど） 6%
お子さんの余暇の過ごし方のこと 6%
緊急時（急病、災害など）の対応のこと 5%
お子さんの人間関係（親兄弟との関係、友達付き合いなど）のこと 10%
お子さんの医療費の負担のこと 2%
特別にかかる費用のこと（住居のバリアフリー化など） 1%
お子さんが利用する児童福祉サービスの利用料のこと 2%
お子さんの学習状況のこと 7%
お子さんの進学や就職のこと 13%
お子さんの通所や通学のこと 3%
お子さんの将来の生活全般のこと 11%
あなた（介助者）の心身の健康のこと 4%
あなた（介助者）の仕事への影響や経済負担のこと 5%
あなた（介助者）の余暇の過ごし方（リフレッシュなど）のこと 3%
あなた（介助者）の緊急時（急病等）の時の備えに関すること 5%
相談相手がいない・少ないこと 3%
家族・親族からの理解のこと 4%
周囲からの理解のこと 6%
その他 0%
特にない 0%

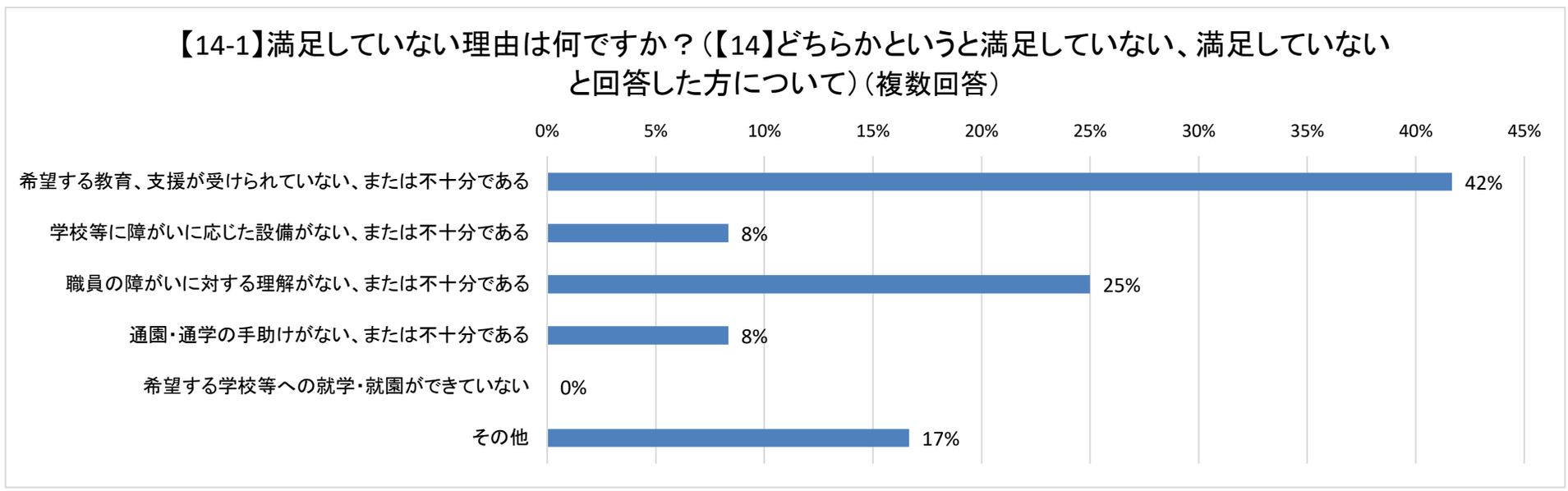

【12】悩みや不安なことについて、相談する相手はいますか。
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
相談相手がいる 82%
相談相手はいない 18%

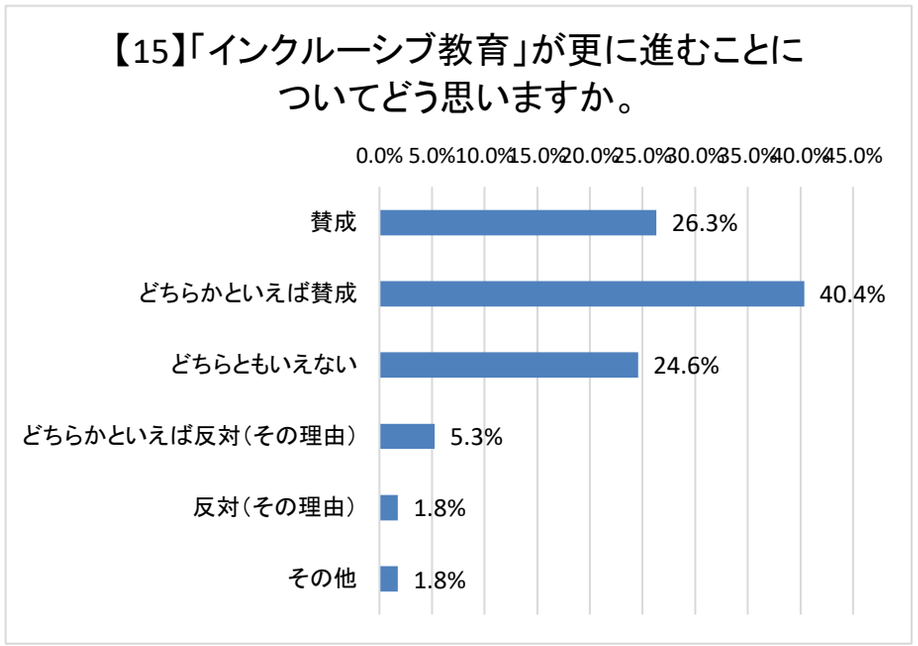

【12-1】相談相手はどなたですか。（【12】相談相手がいると回答した方について）（複数回答）
0%
5%
10%
15%
20%
25%
30%
35%
家族・親族 29%
友人・知人 14%
市役所の職員 9%
病院などの医療関係者 17%
福祉サービス事業の職員（放課後等デイサービス、児童発達支援など） 12%
計画相談支援事業所（相談支援専門員など） 6%
社会福祉協議会の職員 1%
成年後見人など 0%
民生児童委員 0%
障がい者団体 1%
保育園、認定こども園、幼稚園や学校の先生 11%
その他 1%


【12-2】相談相手がいない理由として、どのような理由が挙げられますか。（【12】相談相手はいないと回答した方について）（複数回答）
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
自力で解決できるから
0%
相談したくない（相談しにくい）内容だから
36%
誰に（どこに）相談すればよいかわからない、思いあたらないから
55%
その他
9%

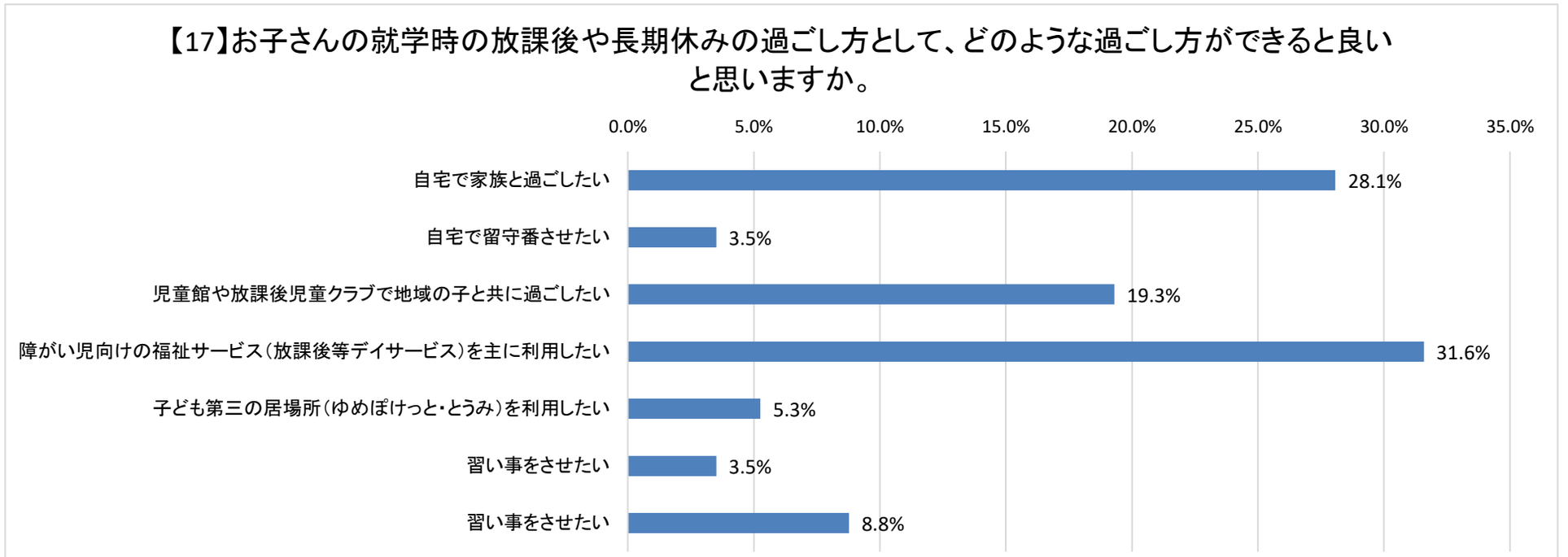

【13】 あなたは、お子さんの生活に関する相談体制について、今後、どのようなことを望みますか。（複数回答）
0%
5%
10%
15%
20%
25%
どんな時に、どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい
20%
休日や夜間にも相談できるようにしてほしい
8%
住まいの近く（身近な地域）に相談できる場がほしい
5%
自分たちで選択して解決できるような情報提供や助言をしてほしい
16%
相談員の対応や面接などに関する知識・技能を向上してほしい
7%
相談支援を行う施設、人員を増やしてほしい
10%
支援者が頻繁に変わらないでほしい
12%
支援者同士であっても相談なく個人的な情報を伝えないでほしい
6%
一か所で様々な相談に対応してほしい（相談窓口の一本化）
10%
自宅などへの定期的な訪問相談を実施してほしい
2%
乳幼児期における早期相談・早期診断（健診）を実施してほしい
2%
その他
2%

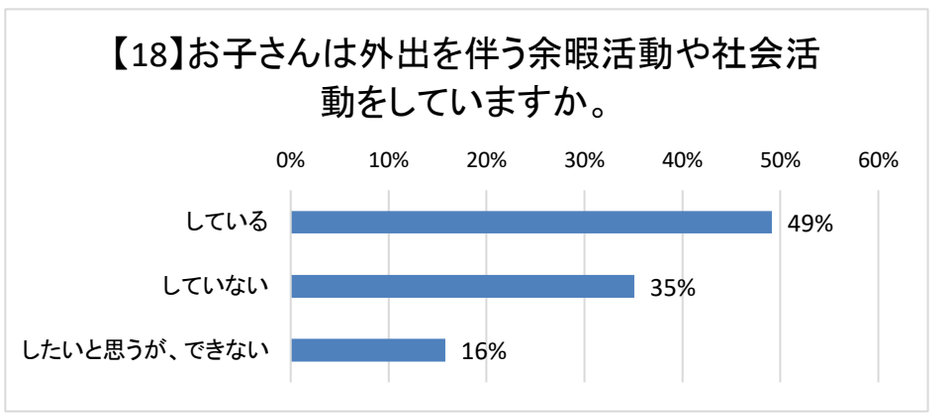

【14】お子さんが通園、通学している園や学校等の教育や支援、配慮などについて、満足していますか。
0%
5%
10%
15%
20%
25%
30%
35%
40%
満足している
32%
どちらかというと満足している
37%
どちらでもない
18%
どちらかというと満足していない
5%
満足していない
9%

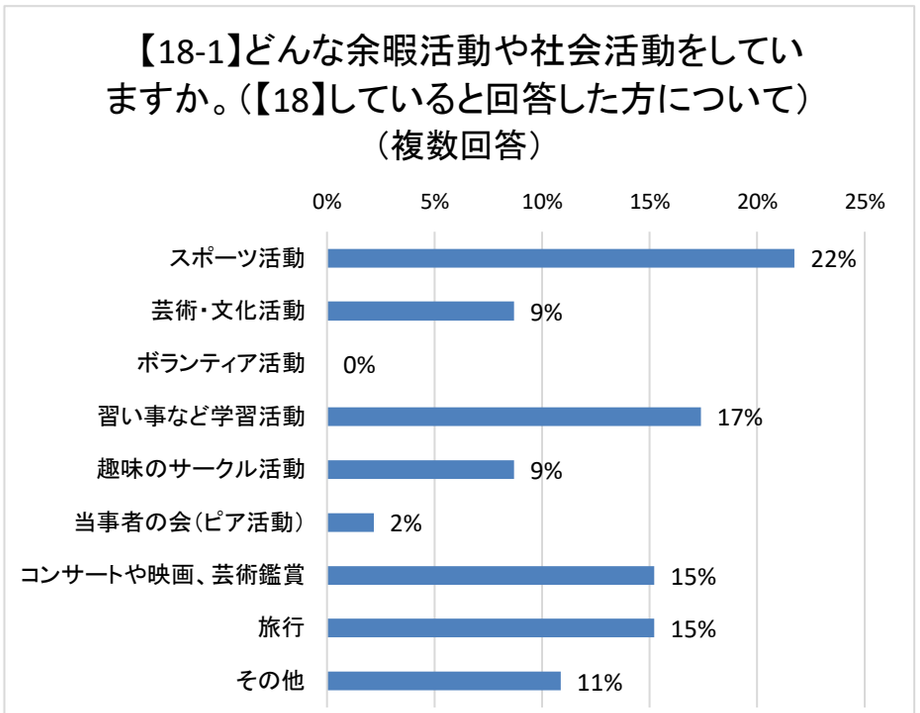

【14-1】満足していない理由は何ですか？（【14】どちらかというと満足していない、満足していないと回答した方について）（複数回答）
0%
5%
10%
15%
20%
25%
30%
35%
40%
45%
希望する教育、支援が受けられていない、または不十分である
42%
学校等に障がいに応じた設備がない、または不十分である
8%
職員の障がいに対する理解がない、または不十分である
25%
通園・通学の手助けがない、または不十分である
8%
希望する学校等への就学・就園ができていない
0%
その他
17%


【15】「インクルーシブ教育」が更に進むことについてどう思いますか。
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0%
賛成 26.3%
どちらかといえば賛成 40.4%
どちらともいえない 24.6%
どちらかといえば反対（その理由） 5.3%
反対（その理由） 1.8%
その他 1.8%

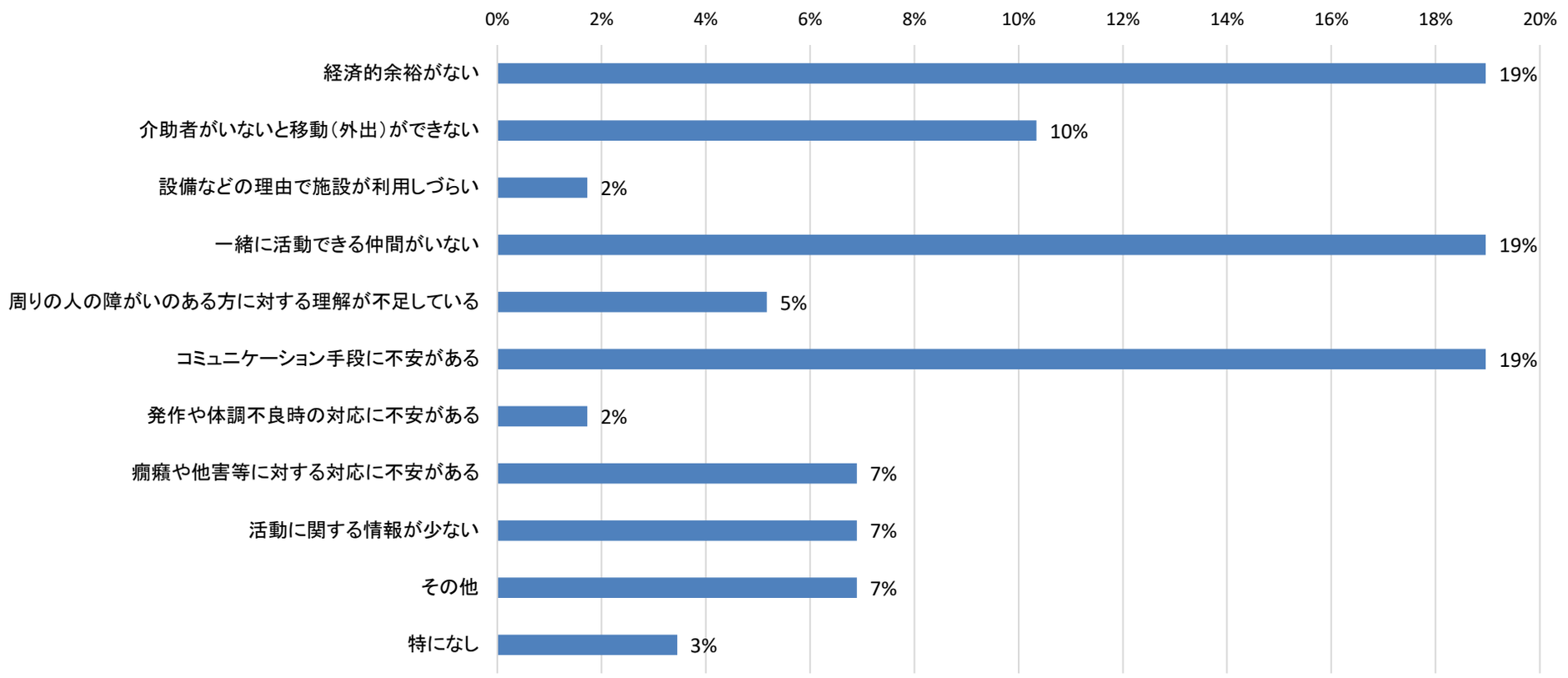
【16】インクルーシブ教育を推進していくために必要と思う取組みはありますか。（複数回答）
0% 2% 4% 6% 8% 10% 12% 14% 16% 18%
個々が安全安心に過ごせるような施設や設備などの環境の整備 13%
教員等の障がいや特性への理解の向上 17%
他児童や他保護者の障がいや特性への理解の向上 16%
教員等の専門性の向上 11%
教員等の増員 8%
教員以外の介助者や看護者の配置 8%
必要や希望に応じて個別の支援が選択できること 14%
障がいの有無に関係なく、個々の能力や状況に応じた柔軟な対応が できること 12%
その他 1%


【17】お子さんの就学時の放課後や長期休みの過ごし方として、どのような過ごし方ができると良いと思いますか。
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0%
自宅で家族と過ごしたい 28.1%
自宅で留守番させたい 3.5%
児童館や放課後児童クラブで地域の子と共に過ごしたい 19.3%
障がい児向けの福祉サービス（放課後等デイサービス）を主に利用したい 31.6%
子ども第三の居場所（ゆめぽけっと・とうみ）を利用したい 5.3%
習い事をさせたい 3.5%
習い事をさせたい 8.8%

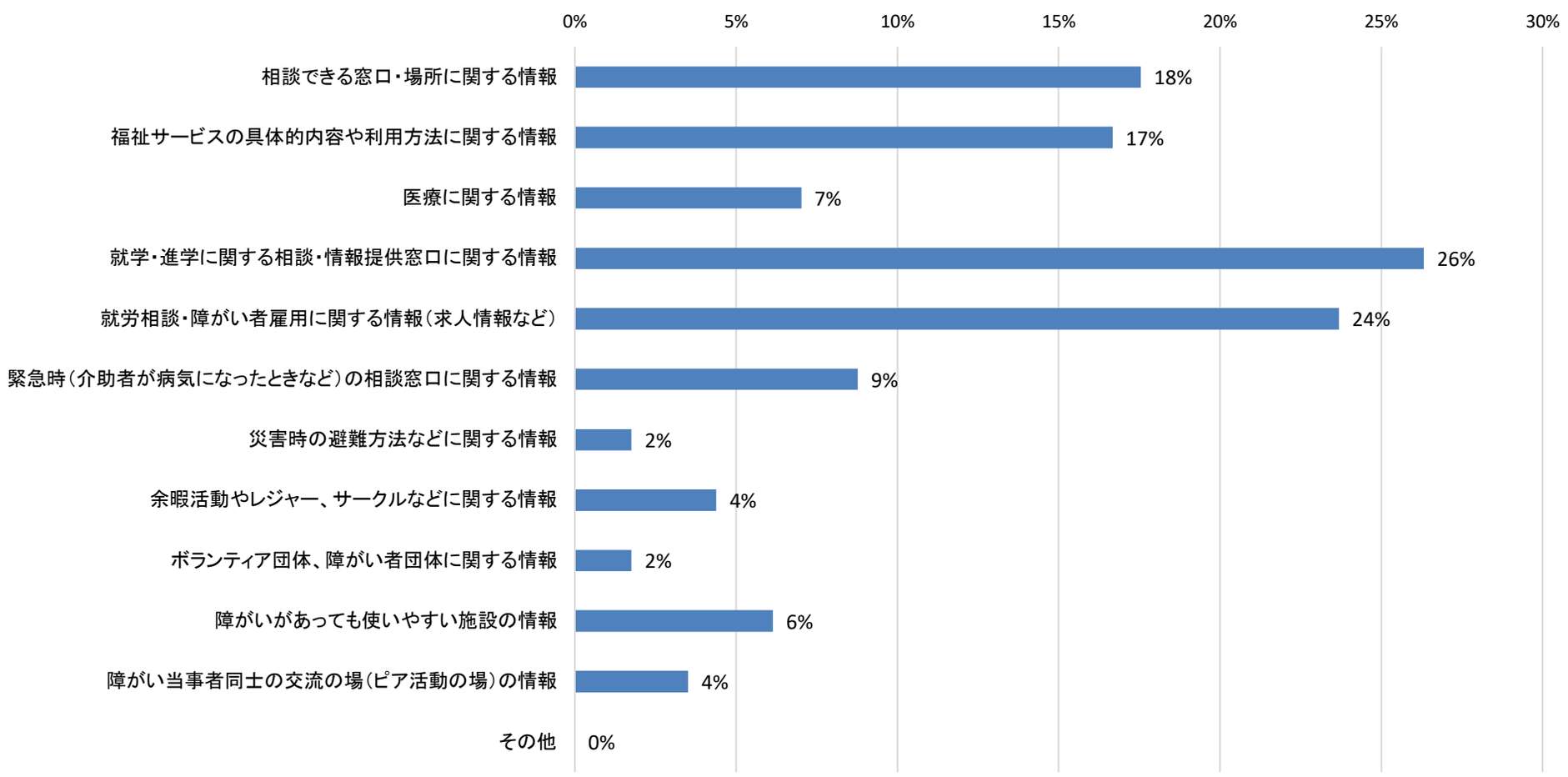

【18】お子さんは外出を伴う余暇活動や社会活動をしていますか。
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%
している 49%
していない 35%
したいと思うが、できない 16%


【18-1】どんな余暇活動や社会活動をしていますか。（【18】していると回答した方について）（複数回答）
0% 5% 10% 15% 20% 25%
スポーツ活動 22%
芸術・文化活動 9%
ボランティア活動 0%
習い事など学習活動 17%
趣味のサークル活動 9%
当事者の会（ピア活動） 2%
コンサートや映画、芸術鑑賞 15%
旅行 15%
その他 11%

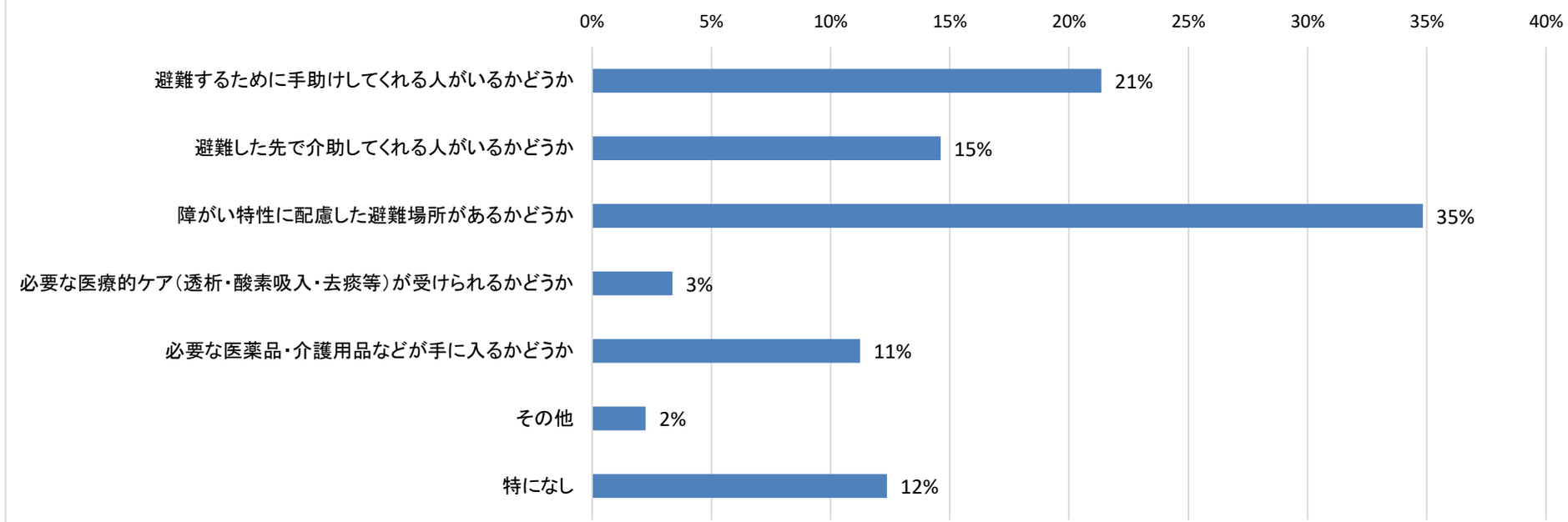
【18-2】お子さんの外出を伴う余暇活動や社会活動をする上で妨げになっていることはありますか。（【18】していない、したいと思うが、できないと回答した方について）（複数回答）



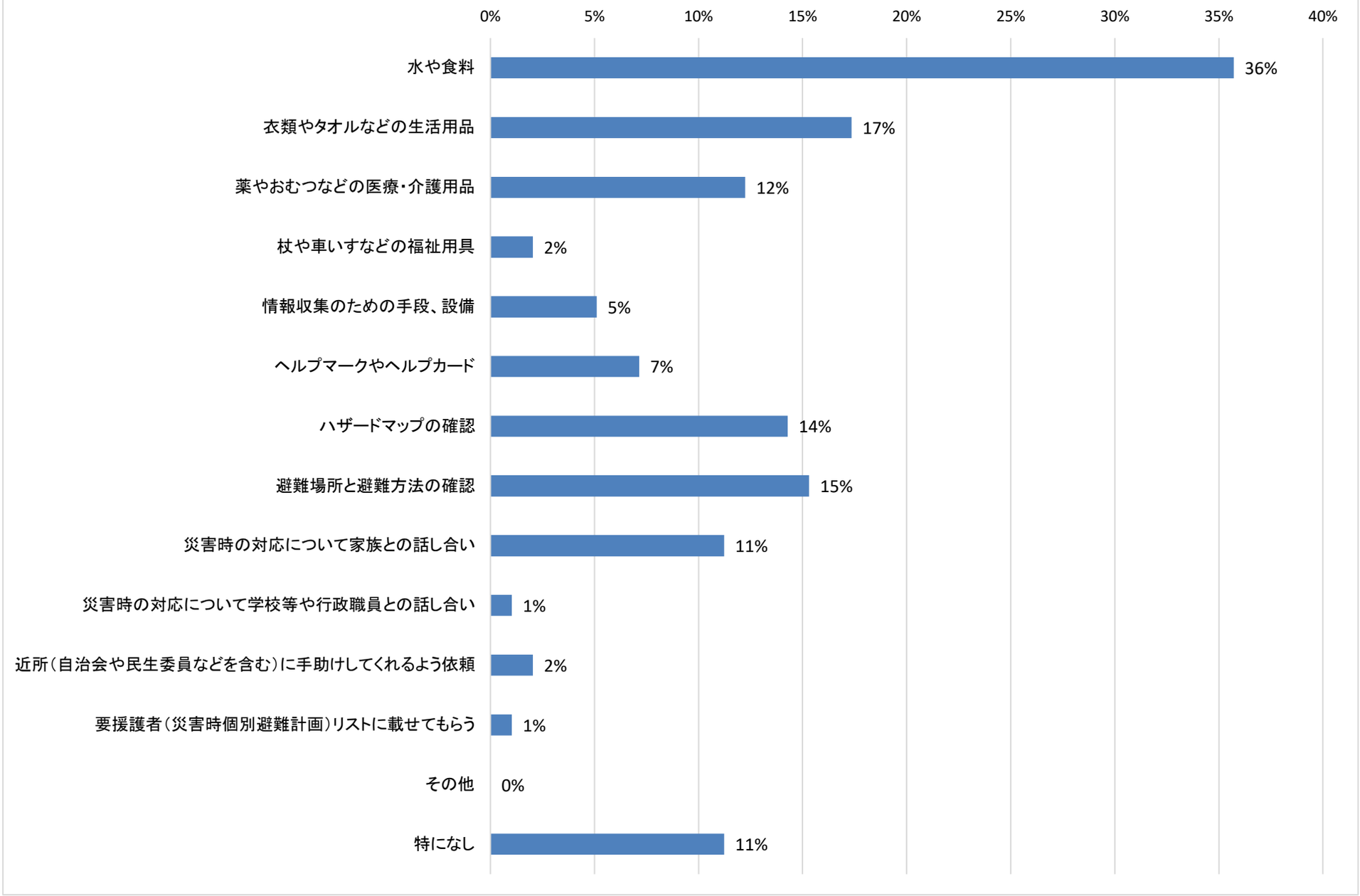
【19】あなたが今後、お子さんに関することで今後特に充実してほしいと思う情報の内容はどれですか。（複数回答）



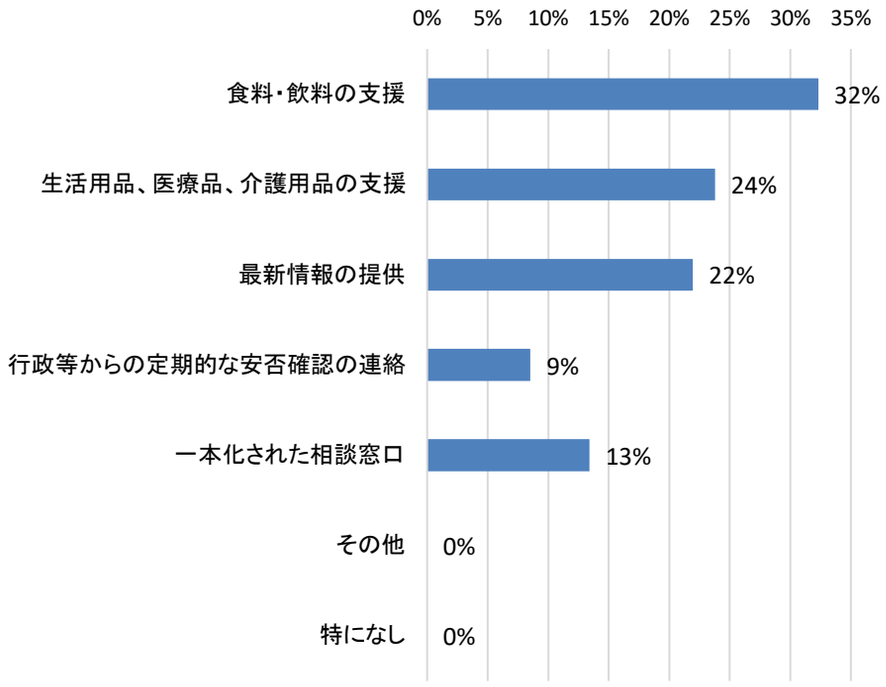
【20】災害が発生したとき、あなたはどんなことが不安ですか。（複数回答）



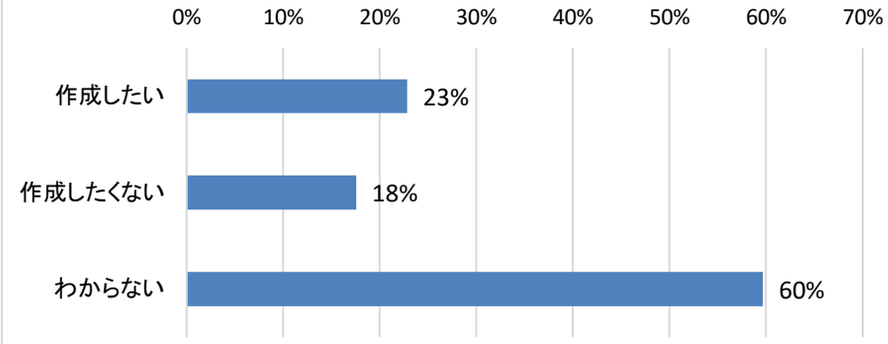
【21】あなたが災害時に備え、準備していること（もの）は何ですか。（複数回答）



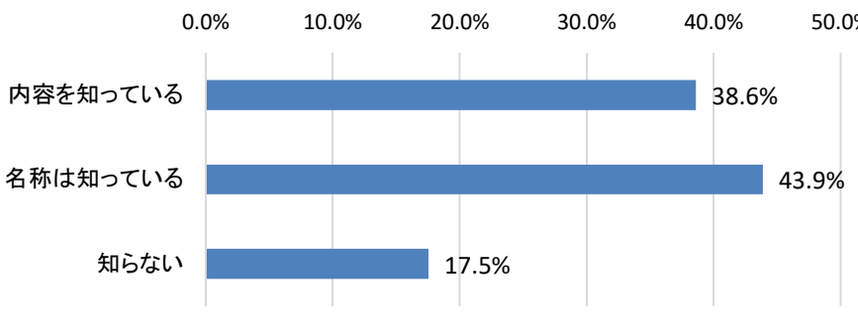
【22】在宅避難を選択した時にあると良いと思う支援はありますか。（複数回答）



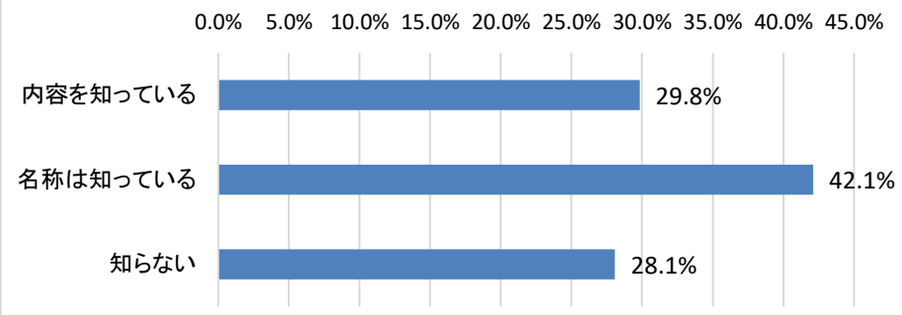
【23】お子さんについて「個別避難計画」を作成したいと思いますか。



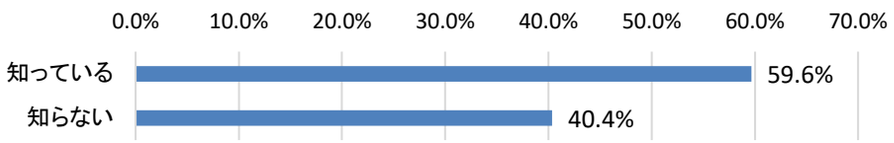
【24】あなたは、「成年後見人制度」について知っていますか。



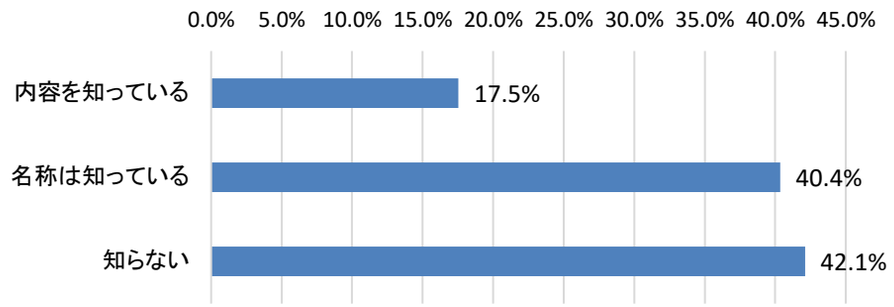
【25】あなたは、「障害者虐待防止法」を知っていますか。



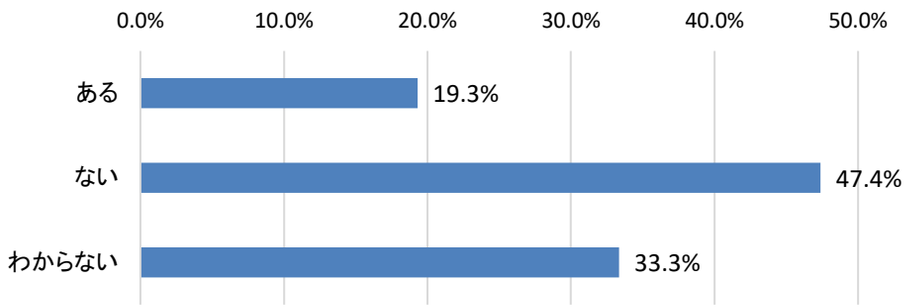
【26】あなたは、障がいのある方への虐待を発見したときに通報義務があることを知っていますか。



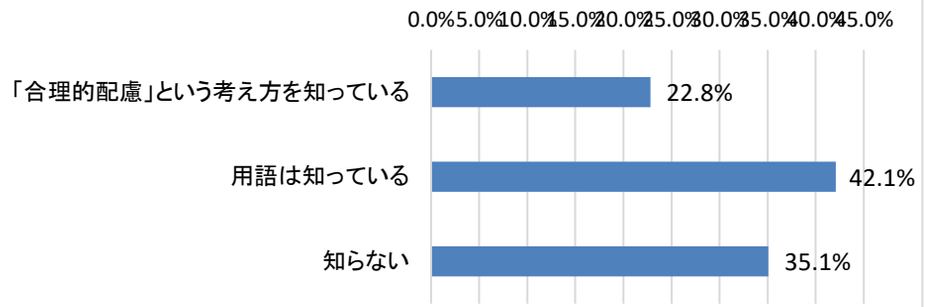
【27】あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。



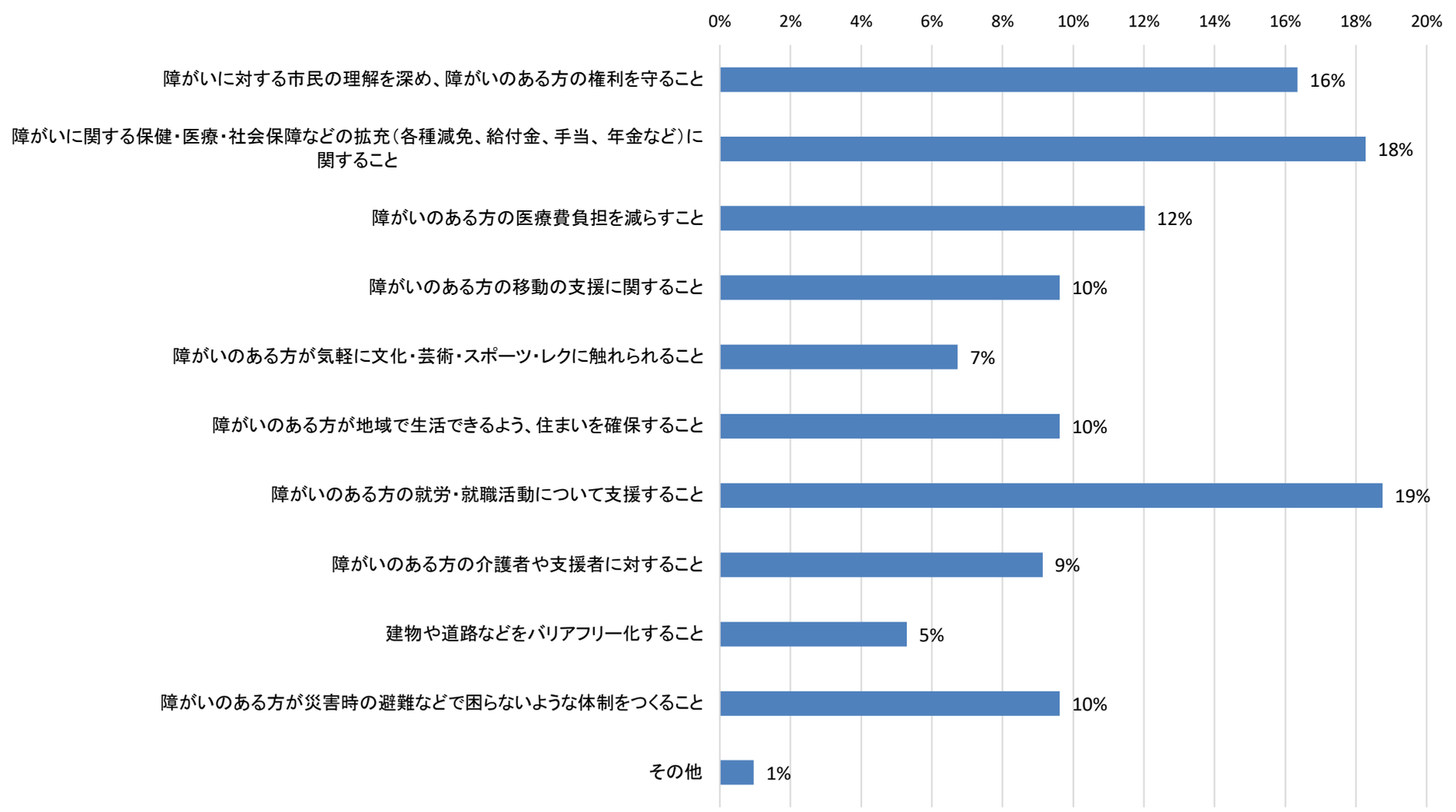
【28】お子さんが、過去5年の間に障がいを理由とした差別を受けたと感じたことはありますか。



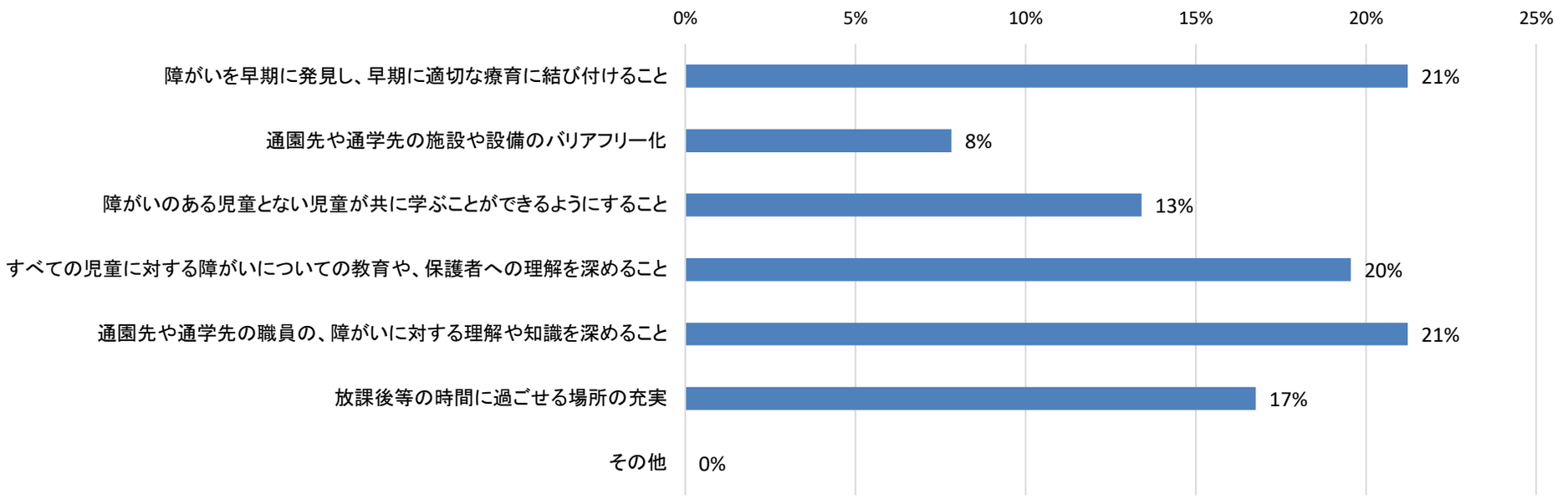
【29】あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。



【30】共生社会の実現について、あなたが特に重要だと思う「障がい福祉施策」はどれですか。（複数回答）

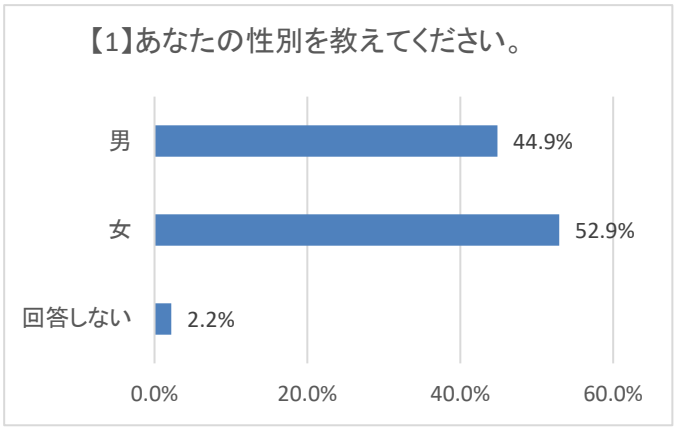


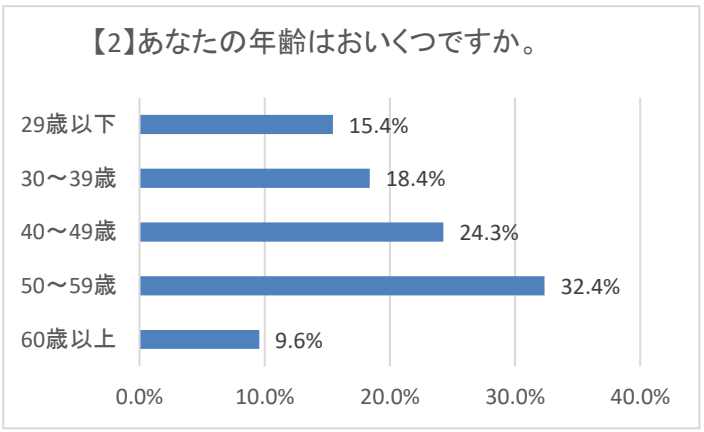
【31】児童福祉について、あなたが特に重要だと思う「障がい福祉施策」はどれですか。（複数回答））

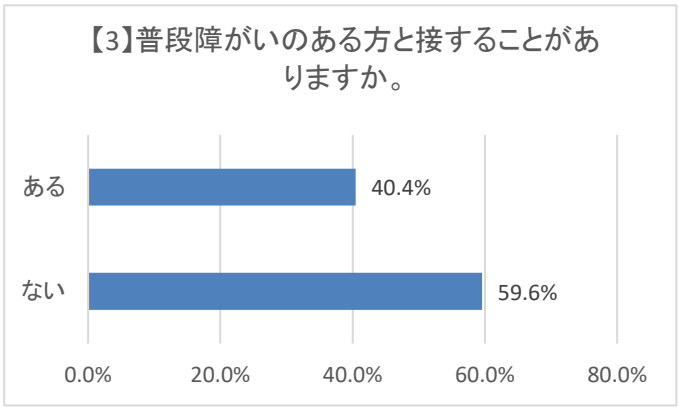


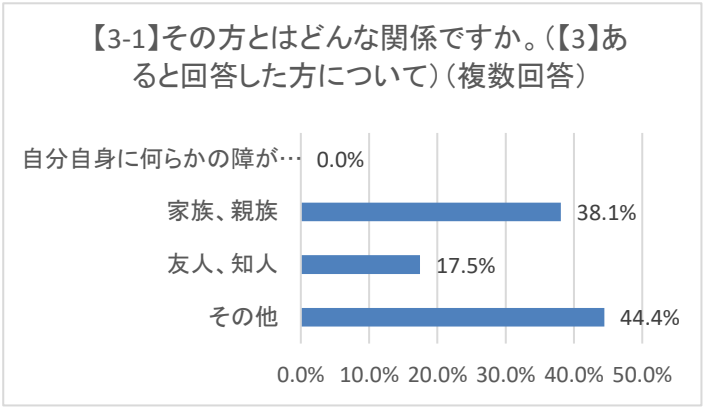
健常者向けアンケート

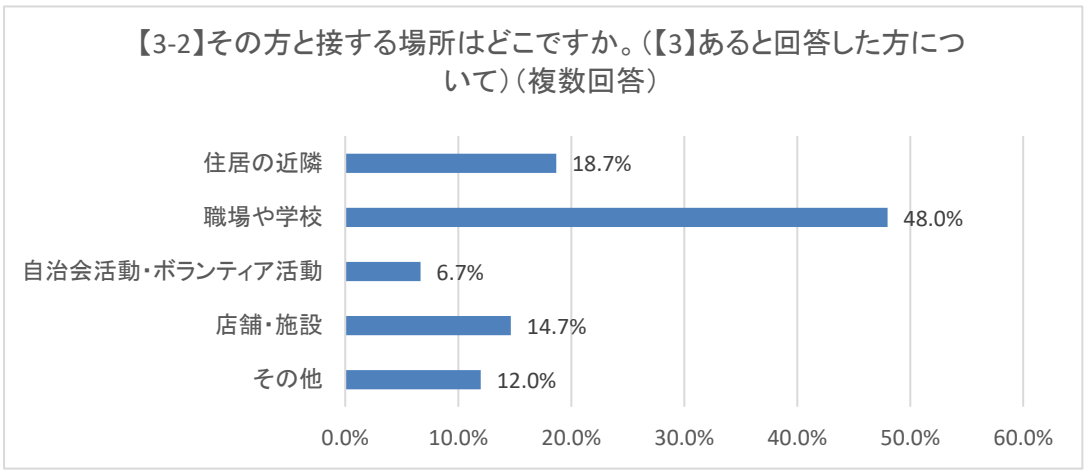
送付者数：975 名　回答数：136 名　回収率 13.9%　実施期間：令和８年３月 10 日～４月 20 日

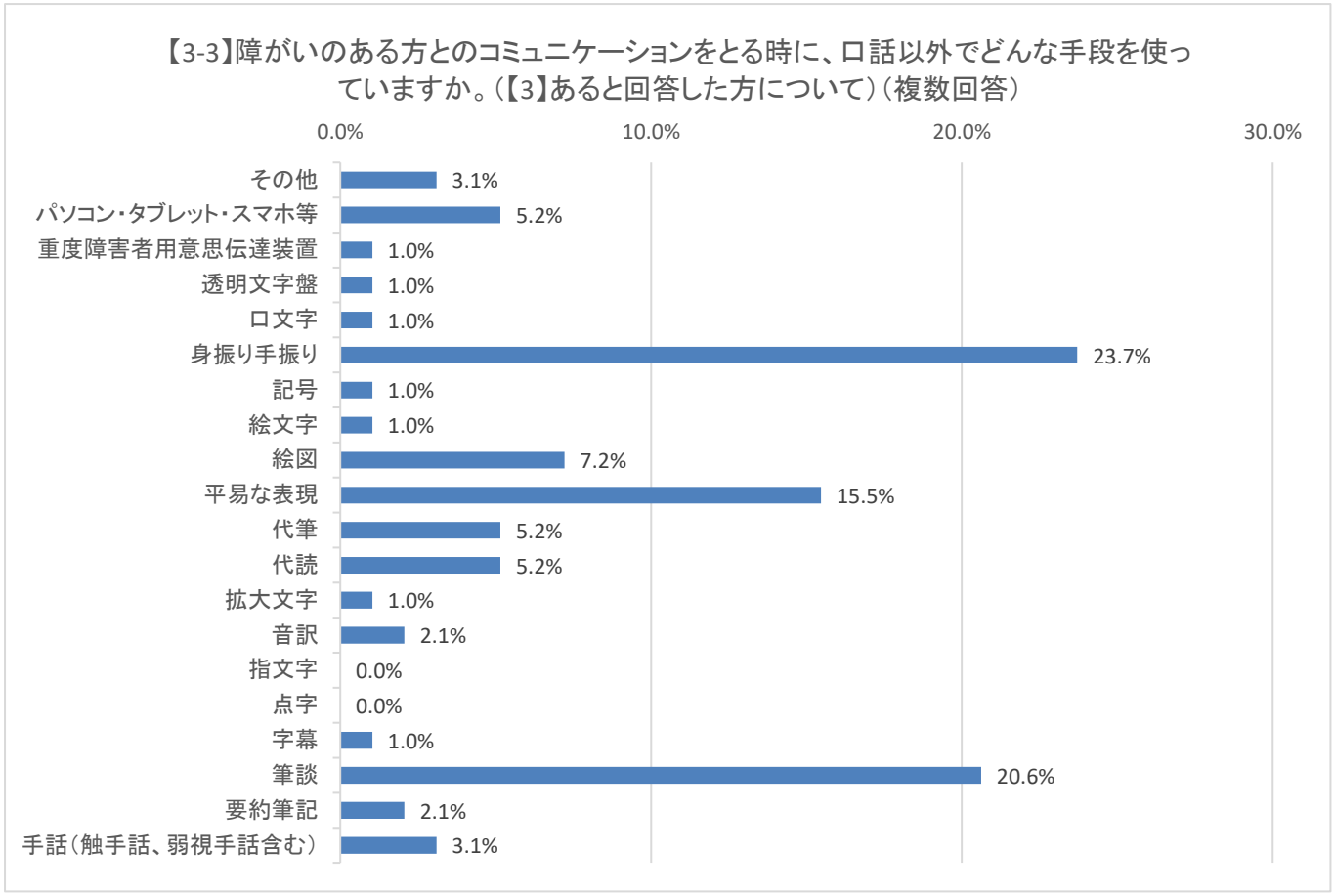


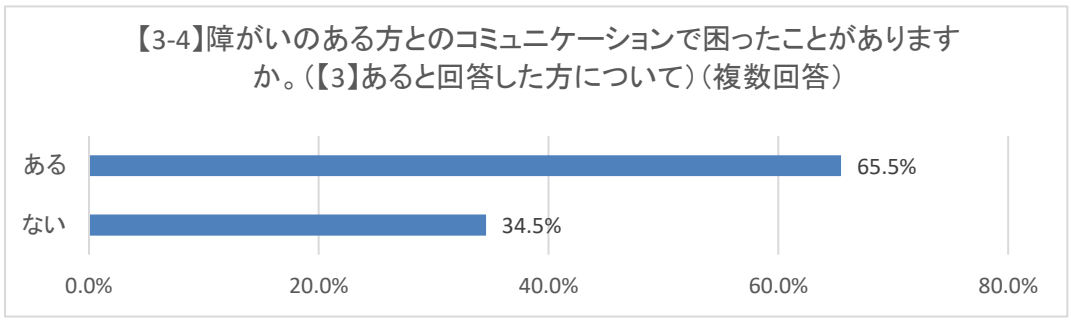


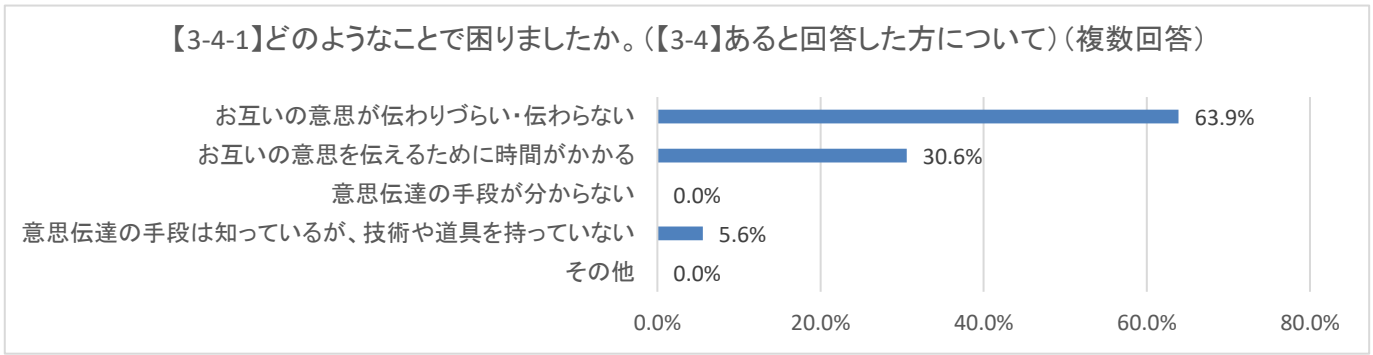




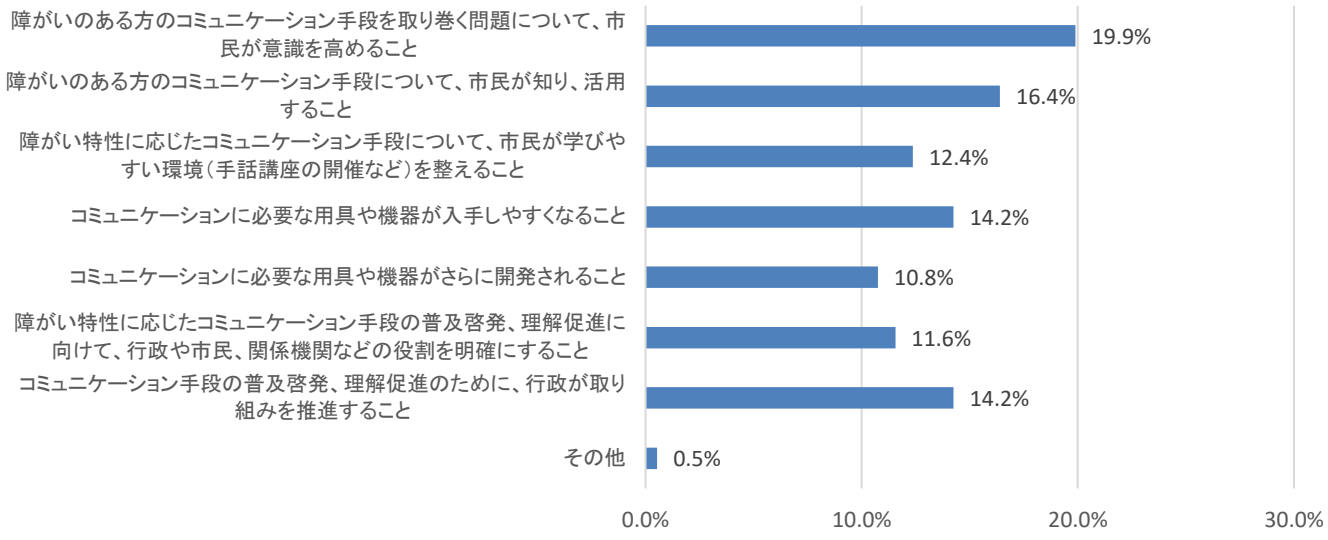



【3-3】障がいのある方とのコミュニケーションをとる時に、口話以外でどんな手段を使っていますか。（【3】あると回答した方について）（複数回答）
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
その他 3.1%
パソコン・タブレット・スマホ等 5.2%
重度障害者用意思伝達装置 1.0%
透明文字盤 1.0%
口文字 1.0%
身振り手振り 23.7%
記号 1.0%
絵文字 1.0%
絵図 7.2%
平易な表現 15.5%
代筆 5.2%
代読 5.2%
拡大文字 1.0%
音訳 2.1%
指文字 0.0%
点字 0.0%
字幕 1.0%
筆談 20.6%
要約筆記 2.1%
手話（触手話、弱視手話含む） 3.1%

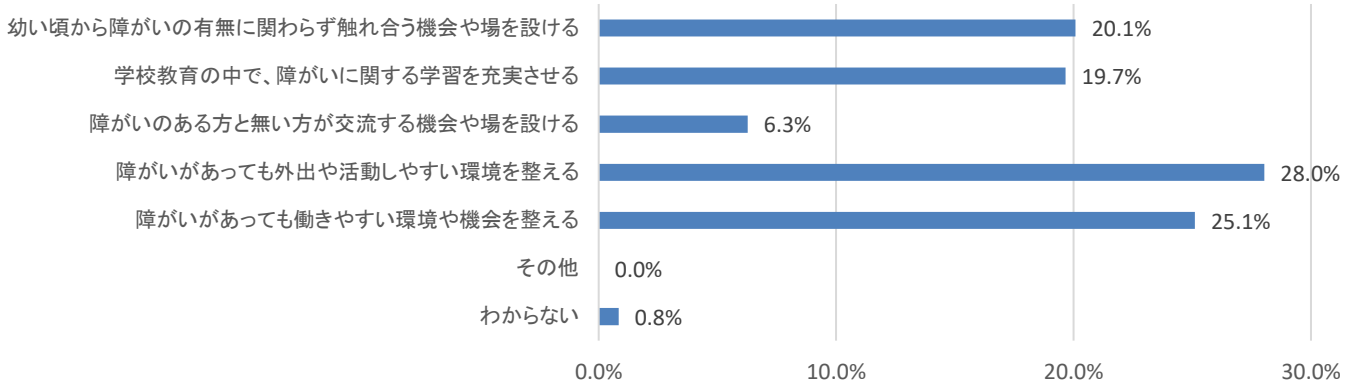

【3-4】障がいのある方とのコミュニケーションで困ったことがありますか。（【3】あると回答した方について）（複数回答）
ある 65.5%
ない 34.5%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
80.0%


【3-4-1】どのようなことで困りましたか。（【3-4】あると回答した方について）（複数回答）
お互いの意思が伝わりづらい・伝わらない 63.9%
お互いの意思を伝えるために時間がかかる 30.6%
意思伝達の手段が分からない 0.0%
意思伝達の手段は知っているが、技術や道具を持っていない 5.6%
その他 0.0%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
80.0%

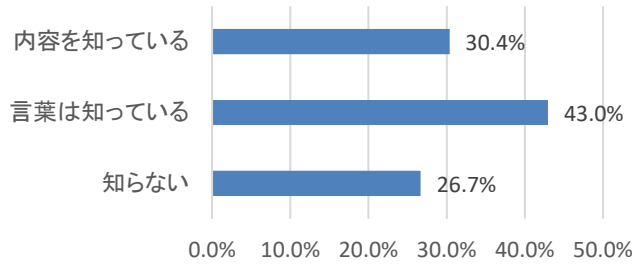
【4】障がいのある方がより快適・的確・便利に情報取得するために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



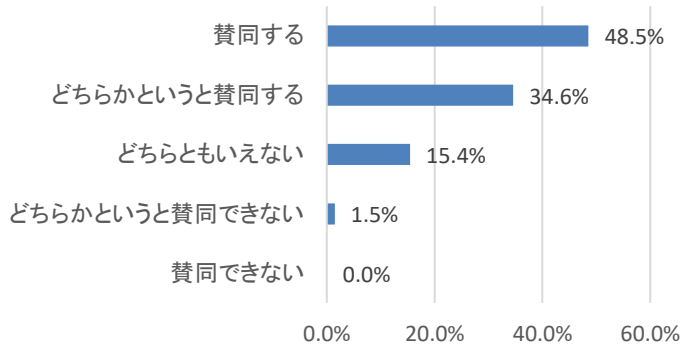
【5】障がいのある方が暮らしやすい地域をつくるため、市はどのような取組に力を入れる必要があると思いますか。（複数回答）



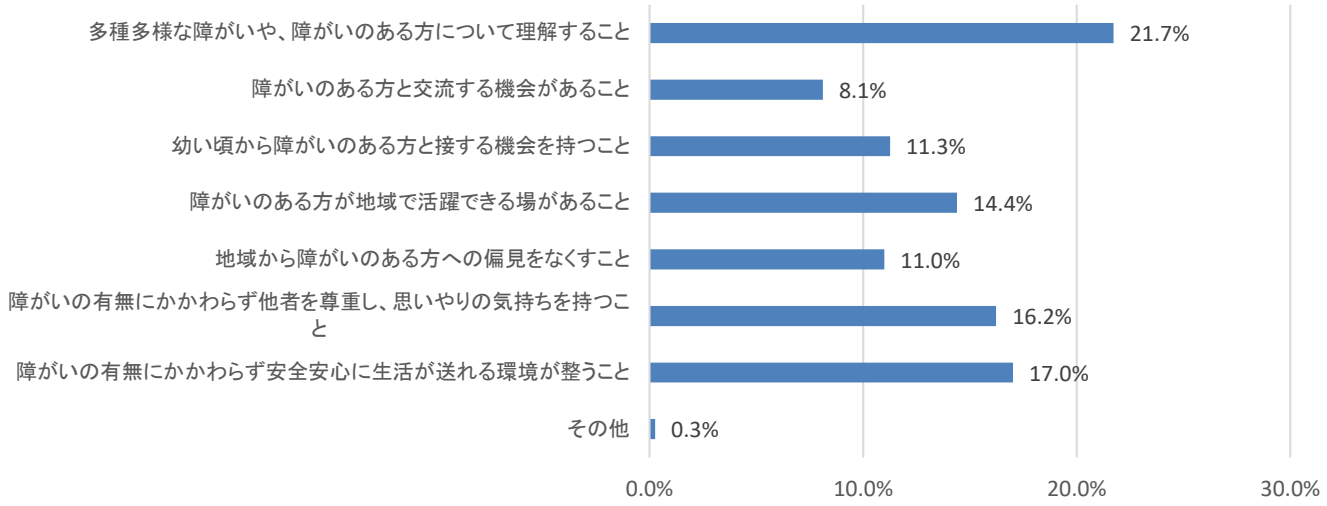
【6】「共生社会」という考え方を知っていますか。



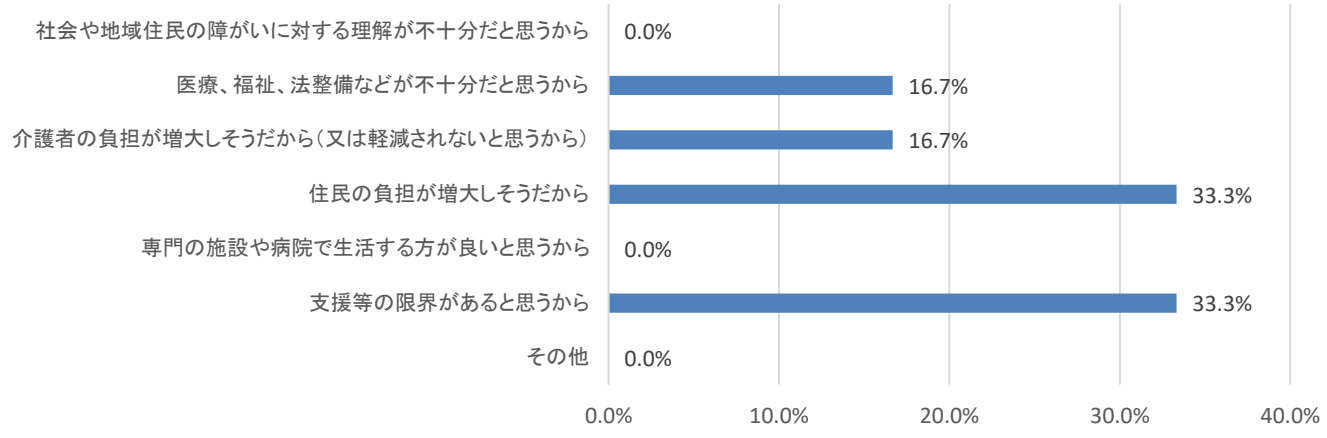
【7】「共生社会」という考え方について、どう思いますか。



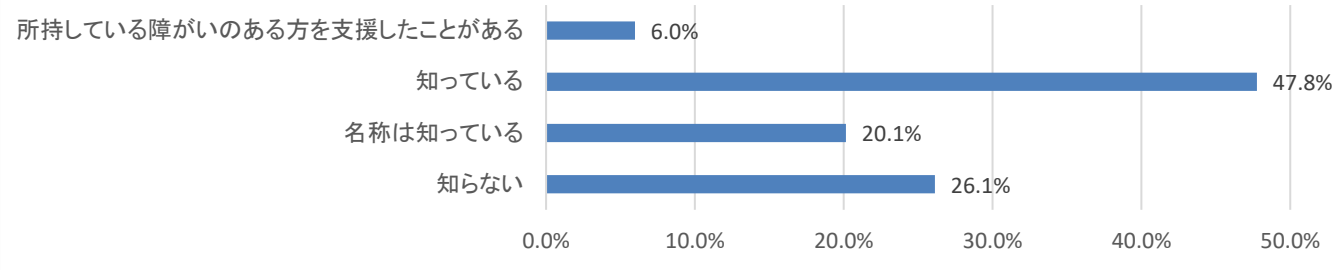
【7-1】「共生社会」の推進に向けどんな対策が重要だと思いますか。（【7】賛同する・どちらかというと賛同すると回答した方について）（複数回答）



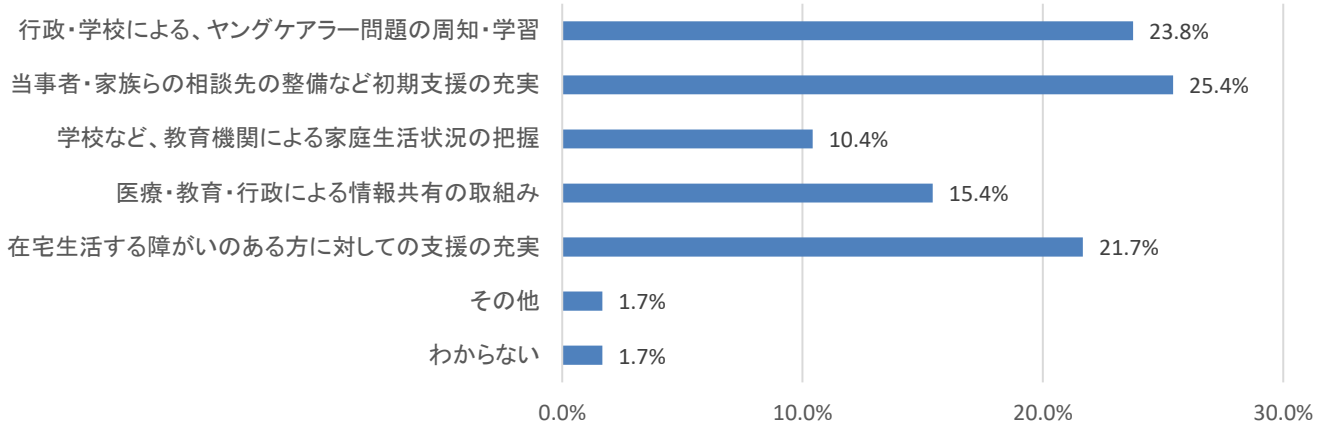
【7-2】「共生社会」という考え方に賛同できない理由はなんですか。（【7】どちらかというと賛同できない・賛同できないと回答した方について）（複数回答）



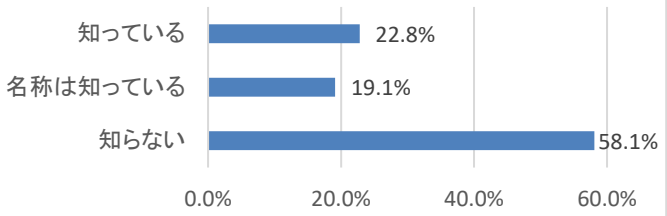
【8】「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を知っていますか。



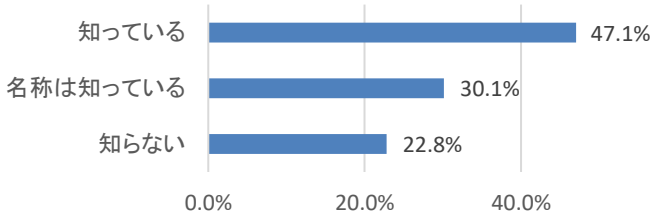
【9】子どもや若者に過度な負担がかからないように、特にどのような取組に力を入れる必要があると思いますか。（複数回答）



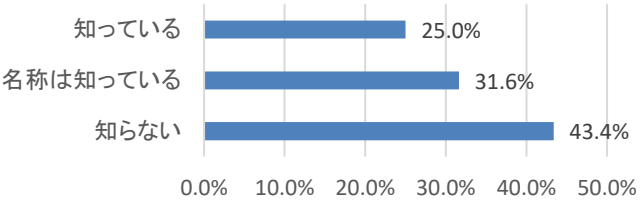
【10】「個別避難計画」について知っていますか。



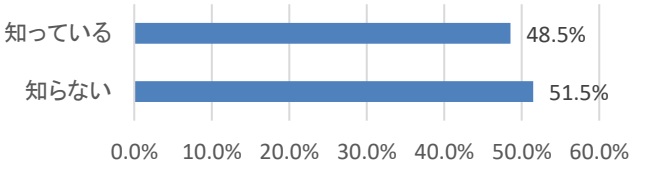
【11】「成年後見制度」を知っていますか。



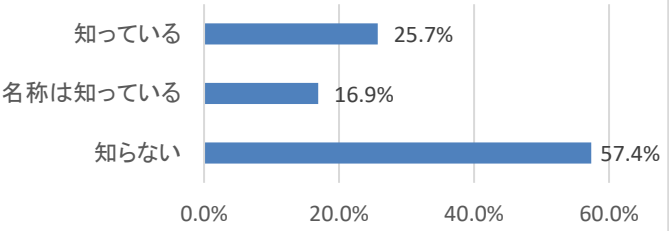
【12】「障害者虐待防止法」を知っていますか。



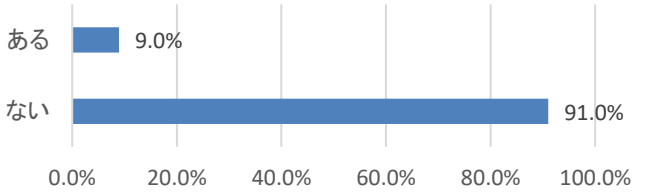
【13】障がいのある方への虐待を発見したときに通報義務があることを知っていますか。



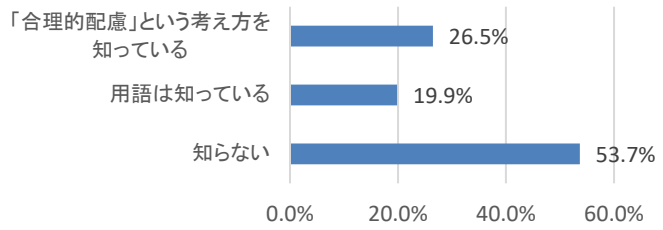
【14】「障害者差別解消法」を知っていますか。



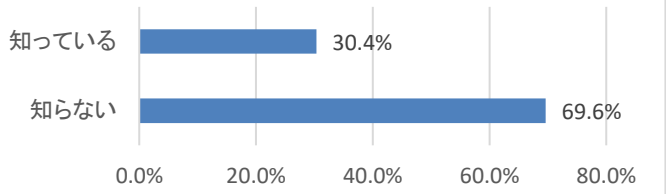
【15】過去5年間に、周囲で障がい者の方が差別を受けていると感じたことがありますか。



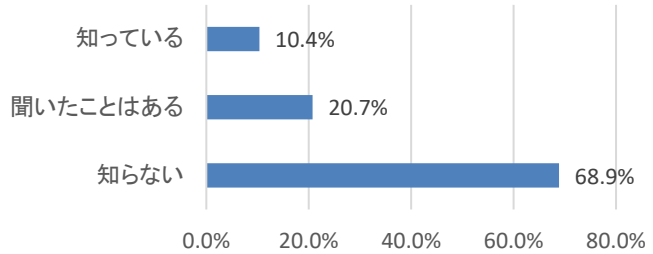
【16】「合理的配慮」について知っていますか。



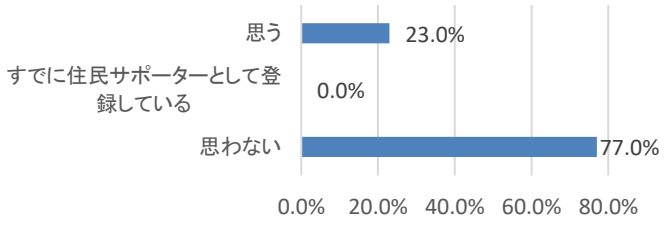
【17】「信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度」を知っていますか。



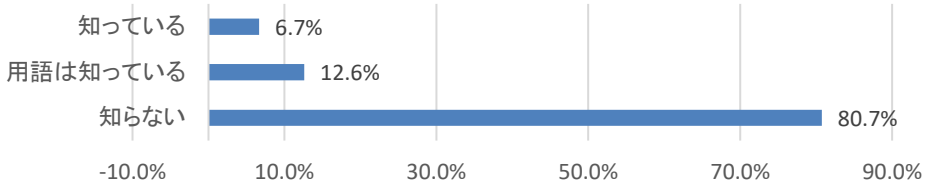
【18】「高齢者日常生活サポート事業」という制度を知っていますか。



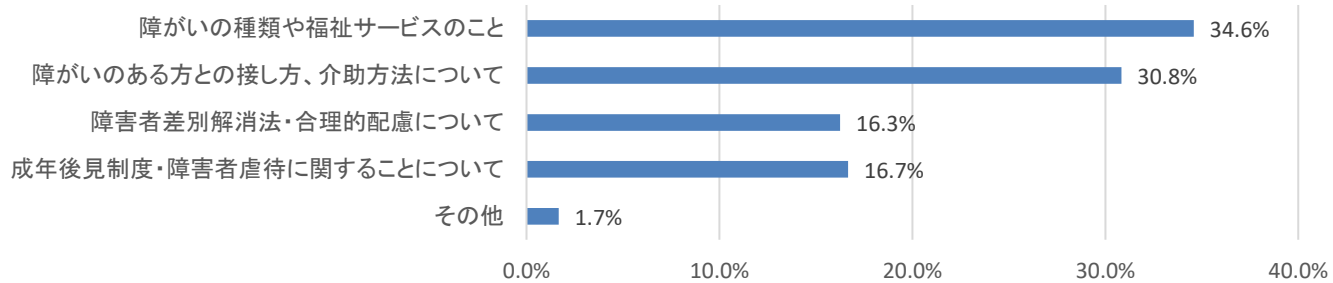
【19】「高齢者日常生活サポート事業」における住民サポーターとして活動してみたいと思いますか。



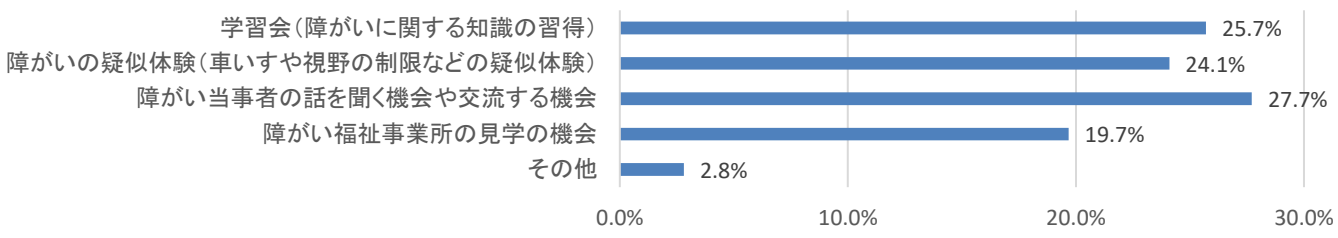
【20】「農福連携」について知っていますか。



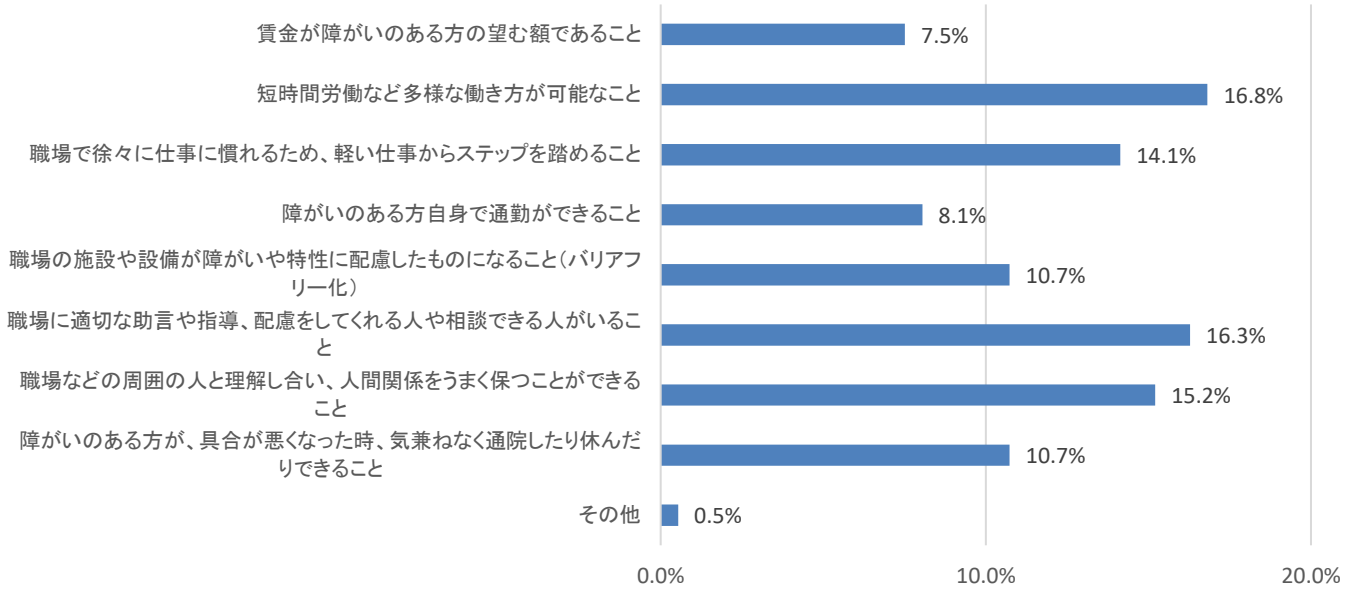
【21】障がいに関する学習会があるとしたら、どんなことを学びたいですか。



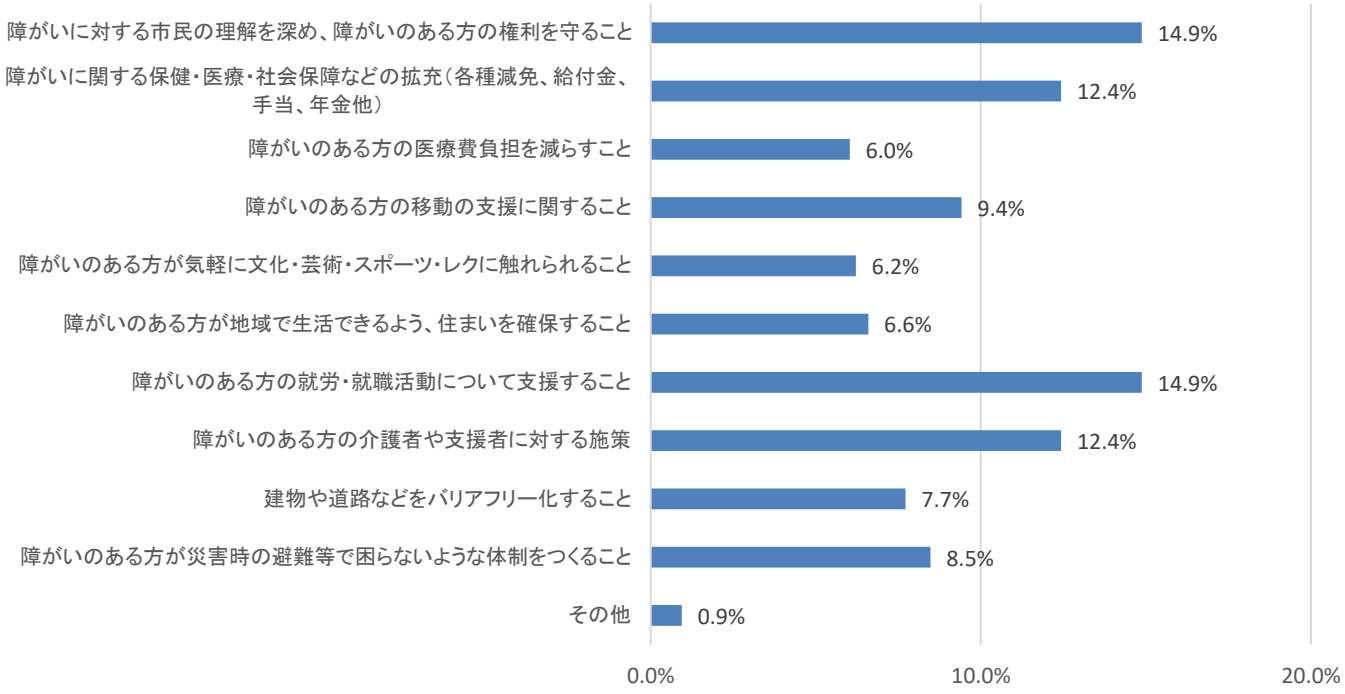
【22】今後、一般市民の方に障がいに関する理解の促進を図っていくために、どんなことがあるとよいと思いますか。



【23】障がいのある方が働き続けるために、どのようなことが必要だと思いますか。



【24】あなたが重要だと思う「障がい福祉施策」はどれですか。



【関係団体・事業者からの意見聴取】

（1）意見の聴取方法

郵送・FAX 等により提出

（2）提出された主な意見

○障がい者関係団体…５団体から提出

・わかりやすい表現と、多様な媒体での情報発信に努めてほしい
・助成制度や権利擁護のための制度などについて、周知をしてほしい
・物価高の中、日常生活用具等の基準額について再検討してほしい
・市営住宅や道路など、障がいのある方にも配慮した公共施設の整備を行ってほしい
・高齢化が進む中で、移動手段について支援策が必要
・なるべく近隣の障がい福祉事業所を利用できるような配慮がほしい
・生活介護の施設、強度行動障害の児童が過ごせる施設が足りていない
・意思疎通支援（手話通訳者の設置等）について充実させてほしい
・地域住民や市職員に対し、障がい者への理解啓発を深めてほしい
・災害時の障がい者（児）への対応を想定した体制づくりを進めてほしい

○市内障害福祉事業者…３事業者から提出

・事業者や利用者の声を日常的かつ継続的に拾い上げ、反映させる仕組みづくりをしてほしい
・日中一時支援や移動支援等の単価についてなど、事業者の負担が大きくならないよう見直しを図ってほしい
・高齢化が進む中、介護関係の事業所との連携強化を体制化する必要がある
・「地域に暮らす」という考え方の中で、市内にグループホーム等が不足している
・就労への支援、住まいや移動方法の整備、災害時の対応など、生活全体を支える社会資源が不十分である
・福祉、教育、医療、企業、地域が課題を共有し、協働できる体制づくりを行政が主導していく必要がある

３．東御市の抱える課題

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実

障がいのある方が、年齢や障がいの状態にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、一人ひとりの希望や状況に応じた生活支援の充実が必要です。アンケートの結果からは、将来の生活や家族等の支援者の高齢化、金銭管理などに不安を抱える声が見られ、また障がい児の保護者にとっても、成長に伴う生活環境の変化や、将来にわたる支援への不安は大きな課題です。

これらのことから、地域生活への移行や継続を支えるサービス、住まいの確保、緊急時の対応、権利擁護などを充実させ、本人と家族が将来の見通しを持って安心して暮らせる体制を整える必要があります。

(2) 必要な情報や相談支援につながることができる環境の整備

障がいのある方やその家族が、生活上の困りごとを抱えた際に、必要な情報を得て、適切な相談支援につながることは、地域生活を支える基盤となります。しかしながらアンケートの結果を見ると、悩みや不安を相談する相手がいないことや、福祉サービス、就学・進学、医療などについて、どこに相談すればよいか分かるようにしてほしいという要望が寄せられています。

このため、制度やサービスの情報を分かりやすく発信するとともに、身近な地域で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口や関係機関が連携して継続的に支援する体制を構築する必要があります。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

障がいのある方が安心して成長し、生活していくためには、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期まで、それぞれの段階に応じた支援が必要です。特に障がい児については、早期発見・早期支援や療育、教育、福祉、医療などの連携に加え、進学や卒業などの節目において支援が途切れないことが重要です。アンケートでは、学校や担任によって対応が異なること、教員等の障がい特性への理解や専門性に差があることなどへの不安も示されています。

本人の成長や生活環境の変化に応じて、保健・医療・保育・教育・福祉等の関係機関が情報を共有し、本人と家族の意向を尊重しながら、一貫した支援を提供できる体制を整える必要があります。

(4) 日常生活を支えるサービスと、安心して過ごせる居場所の確保

障がいのある方が地域で生活を続けるためには、必要な障害福祉サービスや移動支援などを利用できる環境が欠かせません。また、放課後や長期休暇を安心して過ごせる居場所や、余暇活動・社会活動に参加できる機会も重要です。アンケートからも、児童発達支援や放課後等デイサービスについて、送迎、利用時間、利用日数、料金などの条件が合わず、利用に苦慮する状況が指摘されています。また、医療的ケア児や重症心身障がい児など、それぞれのニーズに応じた支援の必要性も示されています。

このため、サービスの量と質の確保に加え、利用者の状況に応じた柔軟な支援体制を整備するとともに、こどもたちが安心して過ごし、地域とつながることのできる居場所を確保する必要があります。

(5) 本人の希望や適性に応じた就労機会の確保と社会参加の促進

働くことは、経済的な自立だけでなく、生きがいや社会とのつながりを得るうえでも重要です。アンケートからは、就労に対する希望や、企業等における障がいへの理解を求める声が見られます。一方で、障がいの特性や本人の能力・希望に合った仕事の確保、職場での配慮、就職後の定着などには、引き続き取り組む必要があります。

これらのことから、就労支援機関や企業等との連携を強化し、本人の希望や適性に応じた就労支援と職場定着を進めるとともに、農福連携など地域の特性を生かした働く場の創出を図る必要があります。また、文化芸術、スポーツ、地域活動などへの参加を促し、障がいのある人が多様な場面で活躍できる環境づくりも重要です。

(6) 障がいへの理解を深め、権利が守られる共生社会の実現

障がいのある方が地域の一員として自分らしく暮らすためには、障がいに対する理解を深め、差別や偏見をなくすとともに、本人の意思や権利が尊重される社会を実現する必要があります。アンケートからも、障害者差別解消法や合理的配慮、障がい者虐待の防止、成年後見制度などについて、認知や理解をさらに深める必要性が示されています。

このため、市民や企業、教育・保育・福祉などの関係者に対する啓発を進めるとともに、インクルーシブな教育・保育環境の整備や合理的配慮の実践、虐待防止と権利擁護の取組を推進する必要があります。

(7) 災害時にも取り残されず、安全・安心に暮らせる環境の整備

日常生活における移動や施設利用などの環境整備に加え、災害時や緊急時への備えをしておくことは、安心して地域で暮らすために必要不可欠です。特に、避難に支援が必要な人や医療的ケアを必要とする重度障がい者とその家族については、避難先の環境、支援者の確保、医薬品や生活用品の備蓄など、個々の状況に応じた対応が求められます。

個別避難計画の作成と実効性の確保、福祉避難所等の受入体制の整備、災害時の情報提供や安否確認の仕組みづくりを進めるとともに、公共施設や生活環境のバリアフリー化など、平時から安全・安心に暮らせる環境を整える必要があります。

(8) 当事者参画と関係機関・地域の連携による支援体制の強化

障がいのある方が抱える課題は、福祉サービスだけで解決できるものではなく、医療、教育、就労、防災、地域活動など、さまざまな分野にまたがっています。そのため、行政、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療機関、学校、企業、地域住民などが連携し、本人と家族を地域全体で支える仕組みが必要です。特に障がい児への支援では、保護者アンケートからも、園・学校、保護者、支援事業所が連携し、個々の状況に応じた支援を継続することの重要性が示されています。

また、施策を実効性のあるものとするためには、支援する側だけで方針を決めるのではなく、障がいのある人やその家族の意見を計画の策定・評価に反映することが重要です。今後は、当事者参画を基本としながら、関係機関の連携を強化し、地域全体で支え合う体制を構築する必要があります。

第２部　第５次東御市障がい基本計画

第１章計画の基本理念と基本方針

１．基本理念

東御市に暮らす全ての方が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して暮らすためには、共に認め合い、共につながり、お互いの人格と個性を尊重し合あうことのできる地域社会を実現しなくてはなりません。

障がいのある方を単に支援の対象として捉えるのではなく、地域で暮らす一人の住民としてその自己決定を尊重し、支え合いながら暮らしていく姿こそが本市の目指す共生社会の在り方です。

このような社会の実現に向け、障がいのある方が必要な支援を受けながら自己実現を果たせるよう支援を行うとともに、地域活動への参画を制限されることの無いよう様々な社会的障壁を取り除くため、本市が取り組むべき方針を以下に示します。

２．基本方針

本計画では、障がいのある方が、障がいの有無にかかわらず地域社会の一員として、自らの意思に基づき、自分らしい暮らし方や働き方を選択し、地域の中で安心して生活できることを目指します。このため、計画の基本的な方向性を下記のとおり３本の柱として示し、共生社会の実現に向けて取り組みを進めることとします。

基本方針１

◆自ら選んだ生き方を、地域が支える◆

障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、一人ひとりの意思や希望が尊重され、自らの望む暮らし方を選択できる環境が必要です。

障がいのある方やその家族を取り巻く状況が変化しても、必要な支援を受けながら安心して地域で暮らし続けることのできる体制を整えることが重要です。

そのため、本人の意思を尊重した相談支援や、住まい・居場所の確保を進め、将来を見据えた切れ目のない支援を通じて、誰もが自分らしい生活を実現できる地域づくりを目指します。

【重点施策】地域で暮らし続けるための支援

本人や家族の状況が変化しても、安心して暮らし続けることのできる地域の実現

○地域の相談窓口・支え合いの仕組みづくり

各地区に「コミュニティーソーシャルワーカー」の役割を担う人員を配置することで、療育・障がい・介護等の括りに縛られない身近な相談窓口を創出します。

○「親亡き後」を見据えた制度の周知

成年後見制度や心身障害者扶養共済制度といった制度について、積極的な利用促進を図るための説明会等を実施します。

【目標値】

(1) コミュニティーソーシャルワーカーの設置数

令和８年度	→	令和 13 年度
０人		５人（各地区１名）

(2) 権利擁護支援センター（仮称）の設置

令和８年度	→	令和 13 年度
０か所		１か所

基本方針２

◆働く、つながる、活躍する◆

働くことや地域活動に参加することは、収入を得るだけでなく、人とのつながりや生きがい、自分の役割を実感することにも繋がります。障害の有無や程度に係わらず、個々の特性に応じて社会参加に挑戦でき、その力を発揮できる環境が必要とされます。

そのため、一般就労や福祉的就労への支援、職場定着や工賃・賃金の向上に向けた取り組みを進めるとともに、農業をはじめとした地域産業との連携を深め、誰もが地域の一員として活躍できる環境づくりを目指します。

【重点項目】就労支援の強化

障がいのある方の「働きたい」を実現し、農業を含む地域産業の担い手として活躍できる環境の実現

〇就労選択支援サービスの適切な利活用

令和７年度から新たに創設された「就労選択支援」について、新たに就労継続支援を利用している方のみでなく、現状就労継続支援を利用している方にも積極的な利用を促し、特性により応じた就労へとつなげます。

〇農福連携の推進

地域産業との連携という視点から、担い手不足を抱える農業への就労を促進し、地域課題の解決につなげます。

【目標値】

(1)就労選択支援の利用者数

令和８年度	→	令和 13 年度
２人（暫定）		60 人（累計）

(2)農業を主とした業への一般就労者数

令和８年度	→	令和 13 年度
０人（暫定）		２人（累計）

基本方針３

◆権利を守り、共に暮らす◆

障がいのある方が地域で安心して暮らし、社会のあらゆる場面に参加するためには、一人ひとりの権利や尊厳が守られ、障がいを理由とする差別や不利益を受けることなく、互いの違いを認め合える社会を築くことが必要です。そのためには、障がいへの理解を深めるとともに、社会参加を妨げる様々な障壁を取り除いていくことが必要です。

また、当事者の声を施策や地域づくりに反映する当事者参画を大切にし、障がいのある方本人やその家族、地域の福祉事業者と地域住民、行政が相互理解を深めながら連携して取り組みを進めることが求められます。誰もが互いを尊重し、支え合いながら、地域の一員として共に暮らせるインクルーシブな社会の実現を目指します。

【重点項目】インクルージョンの推進

〇インクルーシブ保育・教育推進のための連携体制づくり

障がいの有無にかかわらず、幼年期から様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるよう、保育・教育機関、療育関係事業所、行政の横断的な協議の場を設けます。

〇地域で生活するためのベースとなる、包括的な支援の実施を行えるよう、地域住民を中心とした生活サポートの利用促進を進めます。

【目標値】

(1)インクルージョン推進のための協議の場の設置

令和８年度	→	令和 13 年度
０回		１回/年

(3)障がい者・児の日常生活支援サービスの利用者数

令和８年度	→	令和 13 年度
０人（暫定）		10 人/年

第２章分野別施策

本計画の基本理念を実現するため、基本方針に沿った分野別の施策を下記のとおり整理し体系化しました。

基本方針１　自ら選んだ生き方を、地域が支える

1. 相談支援・情報提供の充実　※重点項目１	
	①福祉支援制度・生活に必要な情報の分かりやすい提供 ②相談支援体制の充実・強化等 ③意思決定支援・意思疎通支援の充実
2. 地域生活を支える環境の充実	
	①移動支援・外出支援の充実 ②地域生活支援の充実 ③施設入所者の地域生活への移行
3. 保健・医療との連携	
	①健康づくり・疾病予防 ②保育・教育・福祉・子育て支援等の連携支援 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
4. ライフステージに応じた切れ目のない支援	
	①障がい児支援の提供体制の整備 ③一人ひとりに応じた教育の推進 ④学齢期から成人期への生活移行支援 ⑤高齢期・親亡き後の支援
5. 障害福祉サービス等の提供体制の確保	
	①必要な障害福祉サービスの提供量の確保 ②障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 ③事業所間・関係機関の連携 ④福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

基本方針２　働く、つながる、活躍する

1. 就労支援体制の充実	
	①就労支援機関との連携 ②本人の希望・能力・適正に応じた就労支援
2. 一般就労の促進と職場定着	
	①福祉施設等から一般就労への移行 ②障がい者雇用に関する企業等への啓発 ③企業等への合理的配慮の普及
3. 農福連携の推進　※重点項目２	
	①農業者と障害福祉事業所等のマッチング ②農業技術を習得する機会の確保（障がい特性に応じた農作業の切り出し） ③農業分野での一般就労の促進
4. 文化・スポーツ・地域活動への参加促進	
	①スポーツ・文化芸術活動への参加促進 ②地域活動・交流活動への参加促進

基本方針３　権利を守り、共に暮らす

1. 障がいへの理解と共生社会の推進　※重点項目３	
	①障がい者差別解消、障がいに対する理解促進・啓発 ②障がい者虐待の防止 ③インクルージョン（インクルーシブ保育・教育）の推進 ④地域住民を巻き込んだ包括的な生活サポート体制の充実
2. 安全・安心な暮らし	
	①個別避難計画の作成・実効性の確保（福祉避難所等の体制整備 ②防犯に関する情報提供・啓発 ③公共施設のバリアフリー化・生活環境基盤の整備
3. 当事者参画による施策推進	
	①計画策定・評価時の当事者参画 ②当事者・家族への意見聴取

※青字…障がい福祉計画・障害児福祉計画で成果目標を定めているもの

１．自ら選んだ生き方を、地域が支える

(1) 相談支援・情報提供の充実

①福祉支援制度・生活に必要な情報の分かりやすい提供

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がい福祉に関する制度をはじめとした、生活に必要な情報を、多様な手段で適切に取得できるよう発信する必要があります。	市広報やホームページに加え、SNS 等を活用した情報発信を行うことで、情報取得の方法を多様化させます。 また、音訳・点訳などによる情報提供を行います。	福祉課 企画振興課

②相談支援体制の充実・強化等

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方の個別の事例やニーズに応じて相談支援が行えるよう、体制を確保する必要があります。 また、障害福祉サービスの利用のための相談支援にとどまらず、身近な相談窓口を地域に創出することが重要です。	基幹相談支援センターや地域事業所等と連携し、事例検討をもとにしてサービスの基盤を整えます。併せて、地域における相談の場を設置し、生活の中の課題を包括的に解決するための窓口を創出します。	福祉課

②意思決定支援・意思疎通支援の充実

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方が、日常生活や社会生活に関する希望や選択を自身で行える環境を整え、また円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がい特性に応じた支援を行うことが必要です。	意思形成、意思表明、意思実現のプロセスに沿って、周囲が伴走者として「一緒に考える」「障がいのある方本人の意思決定を尊重する」ことのできる環境づくりを行います。 また、手話通訳者設置・手話奉仕委員の派遣や要約筆記等の意思疎通支援を充実させます。	福祉課 子ども家庭支援課

(2) 地域生活を支える環境の充実

①移動支援・外出支援の充実

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
自家用車以外の移動手段を必要とする方や、移動に際して介助を必要とする方に対して、日常生活や地域活動が妨げられないよう支援を行う必要があります。	公共交通の利用推進や、移動サービスの適切な利用のため、利用助成や制度周知を行います。 また、サービス実施の担い手となる地域事業者等と連携し、必要に応じた利用が可能となるよう体制を整えます。	福祉課 商工観光課

②地域生活支援の充実

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
緊急時の受入れや相談応対、体験の機会の提供等に対応できる地域生活支援拠点の整備を、引き続き推進する必要があります。	地域のニーズに応じた支援が行えるよう、地域生活支援拠点を担う事業所との連携を深めるとともに、支援の実績等に基づいて必要な機能を充実させます。	福祉課

③施設入所者の地域生活への移行

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
病院や施設から地域生活へ移行するため、また地域に定着して生活するための、適切な障がい福祉サービス利用を促進する必要があります。	スムーズな地域移行に繋がるよう、地域活動への参加を積極的に支援計画に盛り込むとともに、地域生活の中で適切なサービス利用が可能となるよう、サービス提供量の確保を図ります。	福祉課

(3) 保健・医療との連携

①健康づくり・疾病予防

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいの原因となる疾病等の発生を防ぐため、早期発見、早期支援体制を整える必要があります。	乳幼児健診や各種健康診断を充実させ、疾病や障がいを早期に発見します。また、必要な医療や療育を提供し、障がいに伴う機能低下の軽減と社会適応能力の向上を図ります。	健康推進課 子ども家庭支援課

②保育・教育・福祉・子育て支援等の連携支援

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
乳幼児期から学齢期、成人期へと進む過程において、支援の目的やアセスメントの記録が途切れることなく引き継がれるネットワークが必要です。また、障がいのあるこどもを育てる家庭のレスパイトや心理的負担を軽減し、社会全体でこどもと家族を温かく支える環境づくりを推進しなければなりません。	ライフステージ全体を通して切れ目ない移行支援を推進するため、関係機関が緊密に情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた継続的かつ計画的な支援体制を維持します。 併せて、家庭の負担を軽減するための各種支援サービスを提供するとともに、地域住民や事業者と一体となってこどもと家族を支える体制を整えます。	健康推進課 子ども家庭支援課 保育課 教育課 福祉課

③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年急激に増加しており、個々のニーズに応じて医療や福祉、生活支援を受けることのできる体制の構築が必要です。	保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、精神障がいに対する理解の促進に努め、誰もが地域で支え合う環境づくりを進めます。	福祉課

(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援

①障がい児支援の提供体制の整備

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
こどもや家庭に応じた専門的で質の高い療育を身近な地域で受けることができるよう、重層的な地域支援体制の構築が必要です。また、医療的ケア児や強度行動障害の状態にある児に対する支援のニーズを的確に把握し、安心して過ごすことのできる環境を整える必要があります。	子どもサポートセンターを中心に、関連機関や医療機関、地域の各種事業所等と連携し、個々のこどもの発達特性やニーズ等に応じた質の高い療育を、切れ目なく伴走的に提供する体制の強化に努めます。	子ども家庭支援課

②一人ひとりに応じた教育の推進

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
教育支援委員会の専門性を高め、個々の特性や発達段階に応じて学びの場を判断していくとともに、特別支援教育の成果を検証しながら学びの場の柔軟な見直しを行い、インクルーシブな教育につなげることが必要です。	特別支援学級の役割の再確認と通級指導教室のさらなる利活用を図り、SSTや自立活動等の必要な支援を充実させます。また、支援会議や校内教育支援委員会の活性化を図り、学びの場の柔軟な見直しにつなげていきます。	教育課

③学齢期から成人期への生活移行支援

義務教育卒業後、障がい特性や家庭環境、人間関係などの理由から、高等学校等への通学が困難になることのないよう支援を行うことが重要です。	義務教育卒業後の進路先と連携し、こどもが不登校や退学となる前に学習支援や就労支援等につなげる体制を構築します。	子ども家庭支援課
特別支援教育の場から、成人期の福祉サービスや就労支援へとスムーズに移行するため、本人の意思や選択を尊重し、将来の生活設計や地域生活への移行をきめ細かくバックアップする体制が求められます。	学校教育の現場から福祉や就労等の成人期に向けた関係機関への引き継ぎを円滑に行い、将来の社会参加や自立を見据えた移行支援を推進します。	教育課 子ども家庭支援課 福祉課

④高齢期・親亡き後の支援

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
独居や高齢者のみの世帯構成となり、家族からの支援が受けられなくなった場合の支援体制構築や、地域の見守り等による早期の支援への結び付けが必要です。	住まいの確保や生活支援が確実に行えるよう、生活課題に応じた相談支援の推進を図ります。また、必要に応じた成年後見制度の利活用を促進するため、制度周知や利用支援に取り組みます。	福祉課
障がい福祉サービスと介護保険サービスを円滑に連携させる体制づくりが必要です。	介護保険サービスへの移行を視野に入れ、移行後のギャップが生まれづらい個別支援計画作成を推進します。	福祉課

(5) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

①必要な障害福祉サービスの提供量の確保

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がい福祉サービスの需要に対する提供量が過大・過少とならないよう、必要量を確保する必要があります。	サービスの利用状況やニーズを把握し、関係事業所との情報共有を適宜行うことで、適切な提供量を確保します。	福祉課

②障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方が安心してサービスを利用できるよう、支援者の専門性を高めるとともに、利用者の意見やニーズを踏まえたサービスの改善を進める必要があります。	支援従業者等への研修に関する情報や、行政を通した当事者の意見等を共有する機会を充実させ、サービス改善の促進を図ります。	福祉課

③事業所間・関係機関の連携

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方の生活課題は、福祉サービスだけで解決できるものではなく、保健・医療、教育、就労、介護等の幅広い分野が連携した上での一体的な支援が必要となります。	支援機関ごとの役割を明確にし、必要な情報共有や協議を行うことで、複数の課題を抱える方の課題解決につなげます。	福祉課

④福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障害福祉サービス等を安定的に提供するためには、必要な福祉人材を確保するとともに、支援に必要な知識や技術を身につけた人材を育成することが重要です。	障害福祉事業所に対し、人材不足によってサービスの提供に支障が生じないよう、関係機関と連携して人材定着と安定したサービス提供に向けた環境整備を検討します。また、限られた人員でも質の高いサービス提供が行えるよう、生産性向上に向けた取り組みを普及させます。	福祉課

２．働く、つながる、活躍する

(1) 就労支援体制の充実

①就労支援機関との連携

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方が希望する働き方を実現するためには、就労に関する相談から職業訓練、就職、職場定着まで、関係機関が連携して支援することが重要です。	東御市社会福祉協議会等の関係機関や地域事業者と連携し、障がい特性に応じた必要な就労支援へとつなぐことが可能となるよう、本人の希望や状況に応じた支援を行います。	福祉課

②本人の希望・能力・適正に応じた就労支援

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
一般就労だけでなく、多様な働き方や福祉的就労も含め、本人が自分に合った進路を選び、働くことを通じて力を発揮できる環境を整えることが求められます。	本人の希望や適性を踏まえた職業相談と進路選択支援を行い、職場実習や就労体験等の機会を確保することで就労定着を目指します。	福祉課

(2) 一般就労の促進と職場定着

①福祉施設等から一般就労への移行

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方が、経済的な自立を目指し、自身の意思決定に基づいて生活を送るため、福祉施設等から一般就労への移行を促進する必要があります。	公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等と連携し、個々の希望や適性に応じた一般就労につなげることのできるよう、職業訓練の実施や就労選択支援の利用促進を推進します。	福祉課

②障がい者雇用に関する企業等への啓発

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
企業等が障がいの特性や必要な配慮について理解し、受入れに向けた環境を整えることが重要です。	企業等に対する障がい者雇用制度や助成制度の周知を行うとともに、理解促進や事例紹介の機会を設けることで、雇用機会を広げます。	福祉課 商工観光課

③企業等への合理的配慮の普及

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人が能力を発揮し、働き続けるためには、障がいの特性や本人の状況に応じた合理的配慮への理解が必要です。	企業等に対する合理的配慮の考え方や具体例の周知を行うことで、理解促進を図ります。また、当事者と企業との対話による必要な配慮の検討が行われるよう、就労支援機関と連携して調整を行います。	福祉課 商工観光課

(3) 農福連携の推進

①農業者と障害福祉事業所等のマッチング

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
農福連携を進めるためには、農業者が必要とする作業と、障害福祉事業所等が提供できる支援や作業能力をつなぐ仕組みづくりが必要です。	農業者と障害福祉事業所等のニーズ把握を把握し、作業内容や実施時期、受入条件等の調整を行います。	福祉課 農林課

②農業技術を習得する機会の確保

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
農業分野での就労のためには、障がいのある方本人の特性や能力に応じて、無理なく取り組める作業を切り出すことが求められます。	農業者への理解促進を図り、農作業を工程ごとに整理することのできるよう説明会等を実施します。	福祉課 農林課
農業者等による農作業の指導や技術習得の機会を確保し、安全に作業できる環境を整えることが必要です。	技術習得のための人員を確保し、就労継続支援の中で農作業を行いながら技術を身につけることを推進します。	福祉課

③農業分野での一般就労の促進

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
農福連携による取組を一時的な作業体験や福祉的就労にとどめず、一般就労につなげていける仕組みが必要です。	農業者の受入体制を整えるとともに、本人の希望に応じて一般就労へ移行できるよう技術的支援のできる体制づくりを行います。	福祉課 農林課

(4) 文化・スポーツ・地域活動への参加促進

①スポーツ・文化芸術活動への参加促進

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
健康づくりや生きがい、仲間づくりのため、情報入手の方法や移動手段等に配慮し、誰もが参加できる機会を確保することが求められます。	東御市身体医学研究所と連携し、ボッチャなどのユニバーサルスポーツの普及に努めます。 また、上小地区・県で行う障害者スポーツ大会や、障がい者文化芸術祭等への参加を呼びかけ、活動の機会を得られるよう支援します。	福祉課 文化・スポーツ振興課

②地域活動・交流活動への参加促進

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
地域とのつながりを深めるため、地域行事や住民活動等に参加できる環境を整える必要があります。	市内で行われる各種イベント・行事等の情報提供を行い、参加促進を図ります。また、移動面での障壁を減らす等、参加しやすい開催方法を検討します。	福祉課
交流の機会を創出し、つながりの輪を広げることで、地域住民との相互理解を深めていくことが求められます。	障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動を支援します。また、これらの活動の周知を図ることで、地域での仲間づくりを支援します。	福祉課

３権利を守り、共に暮らす

(1) 障がいへの理解と共生社会の推進

①障がい者差別解消、障がいに対する理解促進・啓発

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障害者差別解消法についての関心と理解を深め、差別や偏見を解消していく必要があります。	地域住民を対象としたセミナー等を開催し、周知・啓発を行います。また、事業所等に対して、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止を徹底する取り組みを行います。	福祉課 人権同和政策課
地域住民や事業者が障がいについて理解し、日常生活の中で合理的配慮の考え方を実践できるよう、継続的な啓発が求められます。	障がい福祉施設等における行事への住民参加の呼びかけなどを行い、相互の理解と交流が深まるよう支援を行うとともに、ボランティア活動などを通して障がい者とかかわる機会を創出します。また合理的配慮に関する理解促進を図るとともに、行政窓口や公共施設等における配慮を充実させます。	福祉課

②障がい者虐待の防止

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方への虐待を未然に防ぐため、障害者虐待防止法についての関心と理解を深める必要があります。また虐待が疑われる場合、早期に発見し、適切に対応できる体制が必要です。	地域住民や障がい福祉事業所に対し、障がい者虐待防止法に関する普及啓発を行い、通報の義務について周知します。併せて、「虐待等防止総合対策推進協議会」において対策を検討するとともに、関係機関と連携した早期支援に努めることにより問題の深刻化を防止します。	福祉課

③インクルージョン（インクルーシブ保育・教育）の推進

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
地域共生社会の実現・推進の観点から、幼少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。	インクルージョン推進のための協議の場を設け、現状・課題の把握を行いながら、必要な取組を進めます。 また、障がい児やその家族が安心できる居場所を確保するために、福祉サービスの充実を図るとともに、保育所や児童館、児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における受け入れの促進を関係機関と協議しながら進めます。	健康推進課 子ども家庭支援課 福祉課 保育課 教育課
特別支援学校に在籍している児童生徒について、副学籍制度を設け、居住地の小・中学校と交流しやすい体制を整えています。保護者や学校のニーズに応えられるような運用が求められています。	特別支援学校に通う児童生徒も地域の小中学校に通う児童生徒とともに同世代の友との関係を育むことができ、卒業後も地域とつながりをもった生活ができるよう、「副次的な学籍（副学籍）」の取り組みを引き続き推進し、地域の小中学校に通う児童生徒の理解を深めます。	教育課

④地域住民を巻き込んだ包括的な生活サポート体制の充実

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
地域社会全体で障がいや発達特性に対する正しい知識を身につけ、多様性を認め合う寛容な雰囲気をさらに育む必要があります。	地域住民に向けた障がいに対する理解促進を図り、障がい者・児の家庭を温かく見守り支える地域ぐるみの協力連携体制の充実を図ります。	福祉課
地域住民が障がいのある方と直接接し、お互いに助け合いながら生活の課題を解決できる仕組みづくりが必要です。	地域住民が「日常生活サポート事業」のサポーターとして、障がいのある方に直接かかわりを持てるよう、制度の周知を行います。	福祉課

(2) 安全・安心な暮らし

①個別避難計画の作成・実効性の確保

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
災害時に自力での避難が難しい方については、本人の状況に応じた避難支援の方法を事前に検討・共有しておくことが重要です。また、福祉避難所等の受入体制の整備を進め、実際の災害時に機能する体制を確保する必要があります。	避難行動要支援者の抽出及び状況把握を行い、個別避難計画を作成したうえで避難支援にあたります。併せて、市内福祉事業所と連携協定を締結し、災害時の受け入れが円滑に行えるよう福祉避難所の整備を行います。併せて、これら事業所と連携した避難訓練を実施し、災害時の要支援者受け入れに備えます。	福祉課

②防犯に関する情報提供・啓発

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方を犯罪被害から守るため、防犯に関する情報を適切に得られることや、被害を防ぐための知識を身につけるための支援が必要です。また万が一犯罪被害に遭った場合の相談窓口を周知し、必要な支援につなげる体制を整えることが必要です。	障がいのある方が消費者被害や悪質商法の被害に遭わないよう、市の消費生活相談員等と連携して啓発を行うとともに、障がい特性に配慮した相談対応を心がけ、早期対応につながるよう支援体制の周知を行います。	福祉課 生活環境課

③公共施設のバリアフリー化・生活環境基盤の整備

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
公共施設や道路・歩道等の移動環境について、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。	施設整備等の計画策定にあたっては、障がいのある方の意見・提言を取り入れた整備を行います。また、幅の広い歩道の確保や歩道の段差解消を計画的に行い、視覚障がい者用誘導ブロックや音響信号機等の整備することで移動環境の向上を推進します。	福祉課 建設課
障がいのある方が自身の望む場所で快適に生活を送るため、居住環境を改善するための支援が必要です。	居室やトイレ、浴室等の整備について助言を行い、改修費用について助成を行います。	福祉課

(3) 当事者参画による施策推進

①計画策定・評価時の当事者参画

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
障がいのある方の生活上の課題や必要な支援を施策に反映するため、計画策定、計画の実施状況の評価及び見直しにあたって当事者が参画できることが重要です。	東御市障害者総合支援協議会を計画策定・評価の場とし、当事者団体、福祉事業者及び地域の方などの意見を伺いながら福祉施策の推進を行います。また、これら意見を踏まえて計画を改善し、結果を共有していきます。	福祉課

②当事者・家族への意見聴取

求められる姿	施策の方向性	主な担当課
福祉施策に関するニーズは、障がいの種類や程度、年齢、生活環境等によって多様であり、実際の生活課題に即したものとするためには、当事者や家族の声を継続的に把握し、相談やアンケート等で寄せられた意見を施策に反映することが求められます。	定期的に当事者団体や家族会、福祉事業所との意見交換の機会を持つとともに、寄せられた意見や要望を整理・分析して施策に反映していきます。	福祉課

第３部　第８期東御市障がい福祉計画・第４期障害児福祉計画

第１章　計画の基本理念

（第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画）

１．基本理念

国が定めた次の６つの基本理念に準じ、市における障がい者・児の状況等を踏まえて、その推進を図ります。

１．障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援

共生社会を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに障がい福祉サービス等の必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスおよび障がい児支援等の提供体制の整備を進めます。

２．身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスや障がい児支援等を受けることができるよう、障がい福祉サービスの対象者に必要な情報を提供するとともに、保健や医療のサービスと連携し、障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、周知を図ります。

３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等における課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域におけるインフォーマルな支援も含め、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

４．地域共生社会の実現に向けた取組

地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援するとともに、障がいのある人を包摂した地域づくりの推進に取り組みます。

５．障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携して、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児等の専門的な支援を要する児に対して、支援を円滑に受けられるよう各関連分野が協働する包括的な支援体制を構築します。

６．障がい者の社会参加を支える取組定着

地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、障がい者が文化芸術を享受鑑賞することや創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がい者の地域における社会参加を促進します。

２．障がい福祉サービス、相談支援の提供体制確保および障がい福祉人材の確保・定着、生産性向上に関する基本的な考え方

それぞれの提供体制の確保に当たっては、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行います。

【障がい福祉サービス】

①必要とされる訪問系サービスの充実

②障がいのある人等への日中活動系サービス等の充実

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の充実

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

⑤強度行動障がいの状態にある人や難病患者等に対する支援体制の充実

⑥高次脳機能障がいのある人に対する支援の充実

⑦依存症対策の推進

【相談支援】

①相談支援体制の充実・強化

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

③発達障がいのある人等への相談支援体制等の充実

④上小圏域障がい者自立支援協議会の活性化

【障がい福祉人材の確保・定着、生産性の向上】

①障がい福祉人材の確保・定着

②当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

第１章　障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標

【成果目標１】福祉施設入所者の地域生活への移行

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

項目	目標値
基準となる施設入所者数 （令和７年度末実績）	38 人
地域移行者数	令和 11 年度末に令和７年度末の施設入所者数の 6%以上の障がい者の地域移行を目標 ※適切な意思決定支援のもと本人の意向を確認したうえで、地域移行を希望する者に対し移行を支援する 【国の指針】 ・令和７年度末の施設入所者の 6%以上
施設入所者の削減数	施設入所待機者がいる中で、施設入所者を減らすことは現実的でないことから、令和７年度末の施設入所者を上回らないことを目標 【国の指針】 ・令和７年度末の施設入所者の 5%以上の削減）

◇ 第８期計画における成果目標値

項目	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
施設入所者の地域生活への移行者数	移行者数	1	1	1	人
地域移行者数の割合	割合	7.9			%

項目	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
施設入所者の利用者数	利用者数	38	38	38	人
削減数	削減数	0	0	0	人

◇ 成果目標を達成するための活動指標

1　障がい福祉サービスの見込量

（1）訪問系サービス

①市の見込み量の考え方

サービス名	算出方法
居宅介護	令和 8 年度末を 33 人と見込み、過去の傾向から利用人数維持として算出 （月平均利用時間約 7 時間／人）
重度訪問介護	令和 8 年度末を 2 人と見込み、過去の傾向から 0～1 人/年増として算出 （月平均利用時間約 100 時間／人）
同行援護	令和 8 年度末を 8 人と見込み、過去の傾向から 0～1 人／年増として算出 （月平均利用時間約 5 時間／人）
行動援護	令和 8 年度末を 2 人と見込み、0～1 人／年増として算出 （月平均利用時間約 38 時間／人）
重度障害者等包括支援	令和 8 年度末を 1 人と見込み、過去の傾向から増減無しとして算出 （月平均利用時間約 275 時間／人）

②第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した 1 月あたりの見込）

サービス名	区分	令和 7 年度実績	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
居宅介護 （身体介護・家事援助）	利用時間	199	231	231	231	時間
	利用者数	33	33	33	33	人
重度訪問介護	利用時間	9	200	200	300	時間
	利用者数	2	2	2	3	人
同行援護	利用時間	20	45	50	50	時間
	利用者数	7	9	10	10	人
行動援護	利用時間	18	76	114	114	時間
	利用者数	2	2	3	3	人
重度障害者等包括支援	利用時間	274	275	275	275	時間
	利用者数	1	1	1	1	人

（２）日中活動系サービス

①市の見込み量の考え方

サービス名	算出方法
生活介護	令和８年度末を 70 人/月と見込み、過去の傾向から１人/年増として算出 （月平均利用日数約 18 日／人）
自立訓練 （機能訓練）	令和８年度末を０人/月と見込み、過去の傾向から１人/年として算出 （月平均利用日数８日／人）
自立訓練 （生活訓練）	令和８年度末を１人/月と見込み、過去の傾向から１人/年として算出 （月平均利用日数 10 日／人）
就労選択支援	令和８年度末を１人/月と見込み、過去の傾向から 0～1 人/年増として算出
就労移行支援	令和８年度末を２人/月と見込み、過去の実績から 0～1 人/年増として算出 （月平均利用日数 11 日／人）
就労継続支援 （A 型）	令和８年度末を 16 人/月と見込み、過去の傾向から１人/年増として算出 （月平均利用日数 20 日／人）
就労継続支援 （B 型）	令和８年度末を 125 人/月と見込み、過去の傾向から４人/年増として算出 （月平均利用日数 16 日／人）
就労定着支援	令和８年度末の一般就労移行者を２人と見込み、１人/年として算出
療養介護	令和８年度末を４人/月と見込み、過去の傾向から増減なしとして算出
短期入所 （福祉型）	令和８年度末を 10 人/月と見込み、過去の傾向から１～2 人/年増として算出 （月平均利用日数４日／人）
短期入所 （医療型）	令和８年度末を１人/月と見込み、過去の傾向から 1～2 人/年として算出 （月平均利用日数５日／人）

②第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した１月あたりの見込）

サービス名	区分	令和７年度実績	令和９年度	令和10年度	令和11年度	単位
生活介護	利用日数	1,269	1,278	1,296	1,314	人日分
	利用者数	68	71	72	73	人
自立訓練（機能訓練）	利用日数	4	8	8	8	人日分
	利用者数	0	1	1	1	人
自立訓練（生活訓練）	利用日数	0	10	10	10	人日分
	利用者数	0	1	1	1	人
就労選択支援	利用者数	0	1	2	2	人
就労移行支援	利用日数	79	22	22	33	人日分
	利用者数	5	2	2	3	人
就労継続支援（A 型）	利用日数	143	340	360	380	人日分
	利用者数	13	17	18	19	人
就労継続支援（B 型）	利用日数	1,816	2,064	2,128	2,192	人日分
	利用者数	117	129	133	137	人
就労定着支援	利用日数	1	3	4	5	人
療養介護	利用者数	4	4	4	4	人
短期入所（福祉型）	利用日数	52	48	52	56	人日分
	利用者数	8	12	13	14	人
うち、強度行動障がいを有する者	利用者数	4	5	5	6	人
うち、高次脳機能障がいを有する者	利用者数	0	0	1	1	人
うち、医療的ケアを必要とするもの	利用者数	0	0	0	0	人
うち、18 歳以下の利用者	利用日数	0	3	3	3	人日分
	利用者数	0	1	1	1	人
短期入所（医療型）	利用日数	0	10	10	16	人日分
	利用者数	0	2	2	3	人
うち、強度行動障がいを有する者	利用者数	0	1	1	2	人
うち、高次脳機能障がいを有する者	利用者数	0	0	0	0	人
うち、医療的ケアを必要とするもの	利用者数	0	1	1	1	人

（３）居住系サービス

①市の見込み量の考え方

サービス名	算出方法
自立生活援助	令和８年度末を１人と見込み、利用状況から１人/年として算出
共同生活援助（グループホーム）	令和８年度末を 53 人と見込み、過去の実績から１人/年増として算出
施設入所支援	令和７年度末の入所者（38 人）を上回らないことを目標として算出

②第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した 1 月あたりの見込）

サービス名	区分	令和 7 年度実績	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
自立生活援助	利用者数	0	1	1	1	人
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	52	54	55	56	人
うち日中サービス支援型共同生活援助	利用者数	5	3	3	3	人
うち、強度行動障がいを有する者	利用者数	2	3	3	3	人
うち、高次脳機能障がいを有する者	利用者数	0	1	1	1	人
うち、医療的ケアを必要とする者	利用者数	0	0	0	1	人
うち、18 歳以下の利用見込	利用者数	0	0	0	0	人
施設入所支援	利用者数	38	38	38	38	人

（４）相談支援

①市の見込み量の考え方

サービス名	算出方法
計画相談支援	令和 8 年度末を 99 人/月と見込み、過去の実績・傾向から 1 人/年増として算出
地域移行支援	過去の実績・傾向から 1 人/年を目標として算出
地域定着支援	令和 8 年度末を 6 人/月と見込み、過去の実績・傾向から 0～1 人/年増として算出

②第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した 1 月あたりの見込）

サービス名	区分	令和 7 年度実績	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
計画相談支援	利用者数	98	100	101	102	人
地域移行支援	利用者数	0	1	1	1	人
地域定着支援	利用者数	6	6	7	7	人

（３）推進に向けた取り組み

①不安なく入所施設から地域生活へ移行できるよう、圏域単位で各サービスの提供体制の確保や整備に努めます。

②施設に入所している方が、安心して地域生活へ移行できるよう、あわせて、障がい特性や希望に応じた日中活動場所が選択できるよう、体験事業（グループホーム、日中活動等の体験）を引き続き実施します。

③事業所に対し障がい者のニーズや地域の実態を伝え、地域に即したサービス提供体制の拡充について呼びかけます。また、重度障がい者にも対応した支援体制の整った事業所の確保についても働きかけを行い、整備促進に努めます。

④事業者に対して指定特定相談支援事業所及び地域移行支援、地域定着支援を行うことができる指定一般相談支援事業所の開設の勧奨を行うとともに、障がい者本人やその家族にとって適切な支援やサービスに繋げることができるよう圏域において指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員を対象とした研修会を開催し、事業所の機能強化及び相談支援専門員の知識や資質向上を図ります。

⑤圏域の自立支援協議会において、各種サービスの資質向上に向けた研修等を行います。

２　地域生活支援事業の見込量

①第８期計画における見込量

サービス名		実施内容	令和９年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業		講演会・研修会の実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		障がい者団体･家族会等への活動支援	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	上小圏域で１箇所を確保	実施	実施	実施
	市町村相談支援機能強化事業	上小圏域で１箇所を確保	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	自立支援協議会にて確保に向けた検討を実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		必要経費および報酬の助成	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		法人後見受任体制の確保	実施	実施	実施
意思疎通支援事業		手話通訳者等の派遣を実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業		各種日常生活用具の給付	実施	実施	実施
手話奉仕員養成研修事業		上田市と合同で研修実施	実施	実施	実施
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者に対して社会参加のための外出の機会の提供	実施	実施	実施
地域活動支援センター事業		市内及び圏域にて設置	設置	設置	設置
市町村任意事業	日中一時支援事業	実施体制の確保	実施	実施	実施
	訪問入浴	実施体制の確保	実施	実施	実施

【成果目標２】精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

項目	取り組みの方針
①精神病床から退院後１年以内の地域生活における平均生活日数 ②精神病床における１年以上の長期入院患者数 ③退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率	県が目標を設定
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム	地域包括支援センターが実施する多職種連携会議等を協議の場として位置づけ、情報共有等を実施することを目標 【国の指針】 ・保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取り組みを推進する

◇ 第８期計画における成果目標値

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた課題の共有と検討の実施	有	有	有

◇ 成果目標を達成するための活動指標

（1）保健・医療・福祉関係者による協議

①第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した 1 月あたりの見込）

項目			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			4 回	4 回	4 回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	関係機関	保健	1 人	1 人	1 人
	関係機関	医療（精神科）	1 人	1 人	1 人
	関係機関	医療（内科・歯科等）	1 人	1 人	1 人
	関係機関	福祉	3 人	3 人	3 人
	関係機関	介護	6 人	6 人	6 人
	関係機関	当事者	1 人	1 人	1 人
	関係機関	家族	1 人	1 人	1 人
	関係機関	その他	1 人	1 人	1 人
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び活動状況の把握・評価		目標設定	すべての障がい者が安心して地域生活を送ることができる	すべての障がい者が安心して地域生活を送ることができる	すべての障がい者が安心して地域生活を送ることができる
		活動状況の把握・評価	定期的な協議を実施	定期的な協議を実施	定期的な協議を実施
心のサポーター（ゲートキーパー）養成研修実施回数			1 回	1 回	1 回
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数			1 回	1 回	1 回

（2）精神障がい者の地域生活を支えるサービス利用状況

①第８期計画における見込量　（年間合計を 12 で除した 1 月あたりの見込）

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	2 人	3 人	3 人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	16 人	16 人	17 人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0 人	1 人	1 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障がい者の短期入所利用者数	0 人	1 人	1 人

（3）　推進に向けた取り組み

①精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターが実施する多職種連携会議等を協議の場として位置づけ、保健・医療・介護・福祉関係者等による実施情報共有等を実施することにより、障がいや高齢等の分野にとらわれない一体的な支援体制の構築を目指します。

②すべての障がい者が安心して地域生活を送れるよう、定期的な協議を実施します。

【成果目標３】福祉施設からの一般就労への移行等

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

項目	算出方法
基準となる一般就労移行者数（令和６年度末実績）	**３人**
うち、就労移行支援利用者	０人
うち、就労継続支援Ａ型利用者	１人
うち、就労継続支援Ｂ型利用者	２人
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	令和６年度末の数値（３人）を基準とし、過去の実績及び傾向から今後の動向を予測し算出（ただし、Ｂ型利用者は過去の実績等から1.5倍の伸びとして算出） 【国の指針】 ・令和６年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上 ・就労移行支援：令和６年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上 ・就労継続支援Ａ型：令和６年度の一般就労への移行実績の概ね1.52倍以上 ・就労継続支援Ｂ型：令和６年度の一般就労への移行実績の概ね1.67倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	【国の指針】 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が就労移行支援事業所の５割以上
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援の利用者	【国の指針】 ・就労定着支援事業：令和６年度の利用者の1.47以上 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上

◇ 第８期計画における成果目標値

（１）福祉施設から一般就労への移行者数

①第８期計画における見込量　（年間合計を12で除した１月あたりの見込）

項目	令和６年度末の数値	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和６年度実績に対する伸び
福祉施設利用者の一般就労への移行	３人	５人	６人	６人	2.00倍
(1) 就労移行支援から	０人	１人	１人	１人	
(2) 就労継続支援Ａ型から	１人	２人	２人	２人	2.00倍
(3) 就労継続支援Ｂ型から	２人	２人	３人	３人	1.50倍

（２）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業者の割合

①第８期計画における見込量

年度	市内に所在する就労移行支援事業所数（A）		左記事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業者（B）		割合（B/A）
令和９年度	1	箇所	1	箇所	100%
令和 10 年度	1	箇所	1	箇所	100%
令和 11 年度	1	箇所	1	箇所	100%

（３）福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

①第８期計画における見込量

年度	市内での就労移行支援事業者等から一般就労への移行者（A）		左記のうち就労定着支援の利用者（B）	
令和６年度（実績）	3	人	0	人
令和９年度	5	人	1	人
令和 10 年度	6	人	1	人
令和 11 年度	6	人	1	人

（４）就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合

①第８期計画における見込量

年度	市内に所在する就労定着支援事業所数（A）		左記事業所のうち就労定着率７割以上の事業所数（B）		割合（B/A）
令和９年度	0	箇所	0	箇所	
令和 10 年度	0	箇所	0	箇所	
令和 11 年度	1	箇所	1	箇所	100%

（５）【新規】就労選択支援事業所の設置及び利用者数

①第８期計画における見込量

年度	市内に所在する就労選択支援事業所数		就労選択支援総利用者数	
令和９年度	1	箇所	6	人
令和 10 年度	1	箇所	6	人
令和 11 年度	1	箇所	6	人

（６）推進に向けた取り組み

①障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各関係機関と連携を図り、一般就労への移行者の増加に努めます。

②市内就労移行支援事業所の再開や新規事業所の設置について、障がい福祉サービス事業所に働きかけ、障がいを持つ人が円滑に就労できる基盤の整備に努めるとともに、就労の継続や定着を強化するため、就労定着支援事業所の設置についても障がい福祉サービス事業所に働きかけます。

③上小圏域自立支援協議会専門部会（就労支援専門部会）等を活用しながら、他事業所の取り組み事例等を共有する場を設け、事業所同士の連携の強化及び事業所の質の向上を図るとともに、企業を対象にしたセミナー等を開催し、障がいの理解促進を図りながら、障がい者雇用の啓発に努めます。

【成果目標４】 障がい児支援の提供体制の整備

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

（１）重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

項目	目標値
4 つの中核的支援機能の確保	こどもサポートセンターと関係機関が連携して、4 つの中核的支援機能を確保する。 ※4 つの中核的支援機能 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
インクルージョン推進のための協議の場の設置	令和９年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等（上小圏域における統一目標）

項目	目標値
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	上小圏域において 1 箇所以上確保

（３）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（上小圏域における統一目標）

項目	目標値
医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置	上小圏域及び市において設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	上小圏域において配置

（４）障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

項目	目標値
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	こどもサポートセンターにおいて伴走的な相談支援体制を確保する。

◇ 第４期計画における成果目標値

（１）中核機能の確保とインクルージョン推進のための協議の場の設置

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4 つの中核機能を確保中核機能の確保	有	有	有
インクルージョン推進のための協議の場の設置	定期的な協議を設置	定期的な協議を設置	定期的な協議を設置

（２）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等（上小圏域における統一目標）

項目	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の数	事業所数（箇所）	1	1	1

（３）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（上小圏域における統一目標）

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置	定期的な協議を設置	定期的な協議を設置	定期的な協議を設置

項目	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	人数（名）	3	3	3

（４）障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	有	有	有

◇ 成果目標を達成するための活動指標

（１）障がい児福祉サービス

①市の見込量の考え方

サービス名	算出方法
児童発達支援 （医療型含む）	令和８年度末を 34 人と見込み、過去の傾向から 0～1 人／年増として算出 （月平均利用日数約８日／人）
放課後等デイサービス	令和８年度末を 94 人と見込み、過去の傾向から 0～1 人／年増として算出 （月平均利用日数約 10 日／人）
保育所等訪問支援	過去の実績・傾向から１人/月と見込み、過去の傾向から１人/年として算出（月平均利用日数１日／人）
居宅訪問型児童発達支援	過去の実績・傾向から１人／年を目標として算出 （月平均利用日数１日／人）
福祉型児童入所支援	過去の実績・傾向から１人／年を目標として算出
医療型児童入所支援	過去の実績・傾向から１人／年を目標として算出
障がい児相談支援	計画は最低年１回の更新をし、計画のモニタリングは３ヶ月～半年に１回の頻度を見込んで算出 令和８年度末を 41 人と見込み、過去の実績・傾向から１人／年増として算出

②第４期計画における見込量　　（年間合計を 12 で除した１月あたりの見込）

サービス名	区分	令和７年度実績	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
児童発達支援 （医療型含む）	利用日数	241	264	270	276	人日分
	利用児童数	34	34	35	36	人
放課後等デイサービス	利用日数	1,004	918	923	929	人日分
	利用児童数	103	94	95	96	人
保育所等訪問支援	利用日数	1	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	1	人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0	1	1	1	人日分
	利用児童数	0	1	1	1	人
福祉型児童入所支援	利用児童数	0	1	1	1	人
医療型児童入所支援		0	1	1	1	人
障がい児相談支援		42	41	42	43	人
市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	配置人数	2	2	2	2	人

（２）発達障がい児・者に対する支援

①市の見込み量の考え方

サービス名	算出方法
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	過去の実績・傾向から約３人／実施者を目標として算出
ピアサポートの活動	上小圏域等で実施する研修会等を周知

②第４期計画における見込量

サービス名	区分	令和７年度実績	令和９年度	令和10年度	令和11年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	33	10	10	10	人
	実施者数	6	4	4	4	人

サービス名	令和７年度実績	令和９年度	令和10年度	令和11年度	単位
ピアサポートの活動	養成研修や活動の場についての情報提供	養成研修や活動の場についての情報提供	養成研修や活動の場についての情報提供	養成研修や活動の場についての情報提供	

（３）推進に向けた取り組み

①こどもサポートセンターが中心となり中核的な機能を持ち、上小基幹相談支援センター、児童発達支援センター、障がい児福祉事業所等の関係機関が連携して専門性の高い相談支援体制の面的整備を図ります。

②障がい児福祉、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場において、保育所等における障がい児の受入れの体制の整備状況や受入れに対する課題等を共有し、保育所等訪問支援等を既存サービスの活用や新たな方策の検討・協議を行い、関係機関が共通の認識のもとにインクルージョンを推進する体制を構築します。

③重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、対象児の人数やニーズ等を把握しながら、地域における課題を整理し、地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

④上小圏域の医療的ケア児等支援連携推進委員会や市の医療的ケア児支援体制会議において、多職種連携のもと医療的ケア児の情報共有や課題の検討に努めます。

⑤市においても、医療的ケア児等とその保護者の相談や支援の総合的な調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進します。

⑥発達特性の早期発見と早期からの適切な支援のため、こどもサポートセンターが中心となり、保健、医療、障害福祉、保育、教育、子育て支援、就労支援等の関係機関が連携して、障がい児とその家族に対して、伴走的な相談支援体制を維持、継続します。

⑦保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対す

る支援体制を実施するとともに、これらの支援プログラム等の実施者を計画的に養成します。

【成果目標５】地域生活支援の充実

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

（１）地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
地域生活支援拠点等の数	圏域において１箇所以上の拠点を確保
コーディネーターの配置	機能強化及び効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築のため、圏域においてコーディネーター等を配置
運用状況の検証及び検討の回数（回／年）	圏域において年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用の状況の検証・検討を実施

（２）強度行動障がいの状態にある児及び者に関し、支援ニーズ把握、支援体制整備（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
強度行動障がいを有する児・者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	強度行動障がいを有する児・者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

◇ 第８期計画における成果目標値

（１）地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）

①第８期計画における見込量

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	単位
地域生活拠点等の数	1	1	1	箇所
コーディネーターの配置	1	1	1	人
運用状況の検証及び検討の回数（回／年）	3	3	3	回

（２）強度行動障がいの状態にある者に関し、支援ニーズ把握、支援体制整備（上小圏域における統一目標）

①第８期計画における見込量

項目		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
強度行動障がいを有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握、支援体制の有無	有	有	有
	実施の体制	上小圏域障がい者自立支援協議会において検討	上小圏域障がい者自立支援協議会において検討	上小圏域障がい者自立支援協議会において検討

（３）推進に向けた取り組み

①上小圏域４市町村(東御市、上田市、長和町、青木村)において、地域生活支援拠点を１箇所確保するとともに、緊急時の受け入れ・対応に加え、居住支援のための相談機能や体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの４つの機能の整備に努めます。

②地域生活支援拠点にコーディネーターを配置するとともに、運用状況について検証及び検討を実施し、機能強化及び効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を図ります。

③上小圏域協働で強度行動障害の状態にある方に対する支援ニーズを把握し、必要な支援体制の面的整備を図ります。

【成果目標６】　相談支援体制の充実・強化等

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

（１）基幹相談支援センターの設置・整備（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
基幹相談支援センターの設置	上小圏域において設置

（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	上小圏域障がい者自立支援協議会にて実施

（３）相談支援体制の地域診断と体制の強化、のぞまないセルフプラン件数をゼロとする

項目	算出方法
セルフプランの分析等の実施	セルフプランの令和７年度実績　０件
のぞまないセルフプランの件数	０件を維持

◇ 第８期計画における成果目標値

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターの設置	圏域設置	圏域設置	圏域設置

◇成果目標を達成するための活動指標

（１）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

①第８期計画における見込量

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	５人	５人	５人
基幹相談支援センターの人材育成の取り組みに参加する相談支援事業所の、管内のすべての相談支援事業所に占める割合	100%	100%	100%
基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無	有	有	有

（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

①第８期計画における見込量

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
協議会の実施回数 （上小圏域障がい者自立支援協議会本会の実施回数）	3 回	3 回	3 回
協議会の専門部会の設置数 （上小圏域障がい者自立支援協議会の 9 専門部会・委員会の設置を目標）	9 部会	9 部会	9 部会
協議会の専門部会の実施回数	80 回	80 回	80 回
別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について協議会の議題とした数	3 回	3 回	3 回

（３）のぞまないセルフプラン件数をゼロとする

①第８期計画における見込量

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
のぞまないセルフプランの件数（児・者共通）	0 件	0 件	0 件

（４）推進に向けた取り組み

①地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける指導的役割等の機能を有効に活用します。

②指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の設置促進及び相談支援専門員の確保に努めます。

③相談支援事業所同士の情報交換の場や研修会等を通じて、相談支援専門員の質の向上や連携の強化を図ります。

【成果目標７】障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（新規）

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

項目	算出方法
福祉･介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	令和 11 年度までに市内相談支援事業所すべてが加算を取得することを目標

◇ 第８期計画における活動指標の目標値

（１）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

①第８期計画における見込量

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	60%	80%	100%

（２）推進に向けた取り組み

①市内相談支援事業所に働きかけ、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得するよう促します。

【成果目標８】　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◇ 成果目標に対する国の基本指針と市の目標値の考え方

（１）障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	算出方法
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	障がい福祉サービス等に係る職員６名（ケースワーカー、事務員）が年２回研修に参加することを目標 （自治体職員向け研修の他、事業所向けのものや資格取得のための研修の聴講を含む。）

（２）障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有
（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や圏域自治体等と共有する体制の有無	上小圏域障がい者自立支援協議会において事業所や圏域自治体と共有する体制を構築 【国の指針】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有する体制の構築

◇ 第８期計画における成果目標値及び活動指標

（１）障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

①第８期計画における見込量

項目	区分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込量（人）	12	12	12

（２）障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有（上小圏域における統一目標）

①第８期計画における見込量

項目	令和９年度	令和10年度	令和11年度
体制の有無	有	有	有
実施回数	１回以上	１回以上	１回以上

（３）推進に向けた取り組み

①障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービスに携わる職員のスキルアップを目指し、各種研修等の情報を収集し、積極的に研修等に参加します。

②市における障害者自立支援審査システムの請求における警告やエラーの傾向を知り、上小圏域障がい者自立支援協議会の専門部会を通じて関係事業所や他市町村との情報共有を図ります。